

宜 議 第 222 号
令 和 6 年 8 月 7 日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第455回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和6年 3月4日	令和6年 3月4日	議案第35号、議案第36号、陳情第25号、 議案第26号、議案第28号、議案第27号
令和6年 3月5日	令和6年 3月5日	議案第 2号、議案第10号、議案第24号、 議案第21号、陳情第25号
令和6年 3月6日	令和6年 3月6日	議案第 5号、議案第13号、議案第 6号、 議案第14号、議案第25号、議案第 2号、 議案第10号、議案第21号、議案第24号、 議案第26号、議案第27号、議案第28号、 議案第35号、議案第36号、請願第 1号、 請願第 3号、請願第 4号、請願第 5号、 請願第 7号、陳情第 1号、陳情第 5号、 陳情第 8号、陳情第16号、陳情第24号、 陳情第25号
令和6年 3月19日	令和6年 3月19日	議案第21号
会議日数 4日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第2号	令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第5号	令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第6号	令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第10号	令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第13号	令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第14号	令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第21号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和6年 3月1日	令和6年 3月19日	原案可決 (賛成多数)
議案第24号	宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第25号	宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第26号	宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第27号	宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第28号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
議案第35号	小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	同意

議案 第36号	小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	原案可決
請願 第1号	沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願	令和4年 10月6日	—	継続審査
請願 第3号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願	令和5年 3月3日	—	継続審査
請願 第4号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願	令和5年 6月13日	—	継続審査
請願 第5号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願	令和5年 6月13日	—	継続審査
請願 第7号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願	令和5年 12月1日	—	継続審査
陳情 第1号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令和4年 10月6日	—	継続審査
陳情 第5号	母子生活支援施設設置について	令和4年 10月6日	—	継続審査
陳情 第8号	帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情	令和4年 12月8日	—	継続審査
陳情 第16号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情	令和5年 6月13日	—	継続審査
陳情 第24号	令和6年度福祉施策及び予算の充実について	令和5年 9月29日	—	継続審査
陳情 第25号	宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情	令和6年 2月13日	令和6年 3月6日	採 択

※結果一覧について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記しない。

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年3月4日（月）1日目

午前10時00分 開会

午後 4時25分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文貴
委員	棚原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松田 朝仁
委員	山城 康弘
委員	岸本 一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（17名）

契約検査課長	伊禮 理子
福祉推進部 こども政策担当次長	浜里 郁子
子育て支援課長	山城 隼人
健康推進部 次長	米須 之訓
介護長寿課 認定給付係長	喜舎場 健次
介護長寿課 認定給付担当主査	山川 歩
教育部 次長	真鳥 かおり
施設課 施設担当技幹	我那覇 宗康
学務課 助成係長	平田 繁也

契約検査係長	我如古 誉幸
児童家庭課長	玉代 勢 桂
こども政策課 こども政策係長	普久原 朝亮
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志良堂 孝
介護長寿課 長寿支援係長	国頭 陽子
介護長寿課 長寿支援担当主査	西 英理
施設課長	仲村 等
指導部長	松本 勝利

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐 直樹
------	-------

○審査順序

議案第35号 小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

議案第36号 小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

- 陳情第 25 号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情
- 議案第 26 号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 27 号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

第455回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年3月4日（月）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第35号 小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 議案第35号 小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第35号についての説明をお願いします。指導部次長。

○指導部次長 議案の説明の前におわび申し上げます。議案第35号につきましては、本来、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るべき契約に該当していたところではありますが、議決を経ることなく契約締結しており、有効な契約とするため、追認議決を求めるものとなっております。認識の欠如から今回の議案上程に至ったことに対して深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後このようなことがないよう契約手続等の事務の執行に当たっては法令等の厳格な確認に努めてまいります。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほど他自治体を見たときに、動産に当たるということをおっしゃっていたのですけれども、これまでも教科書に対して購入はされてきたのでしょうか。そのときはどういうふうなものだったのか。この令和2年度のものだけが失念していたのか。それまではきちんとできていたのか。令和2年度から、こういう形で初めての契約になるのかというのを、ちょっとお聞かせ願っていいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。まず、教科書の購入に関しては、基本、学習指導要領等の改訂に伴いまして教科書検定がございます。その中で基本、4年に1回の大幅な購入がございます。

ただ、毎年補足分には購入はありますが、今回このものに関しましては、先ほど冒頭の理由で御説明したとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございまして、その第3条、財産の取得又は処分に関しましては、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れが、議決が必要なものになります。令和2年の金額におきましては、この予定価格2,000万円以上を超えていましたので、本来議決手続が必要でございました。

過去の、この小学校、中学校の教科書購入に関しまして金額を確認したところ、それ以前の購入に関しましては、この予定価格2,000万円以上を超えておりませんので、今回令和2年度の小学校の教科書購入に関しましては、本来議決事項ということで、追認議決として手を上げてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。4年に1度の改訂ということでの教科書購入ということで理解できました。それとまた、前年度というか、その令和2年度前の2,000万円しないというのがよく分かりましたが、今の提案理由の中で、前回は議員の中から、議案第35号、次に続く議案第36号の提案理由が全く同じであるということの疑義が出たと思うのですが、その中の提案理由を記入する場合、そういう理由というものをやはり記入しながらやらないといけないのではないかという疑問が出たと思うのですが、そういう面ではもう一度、どういうふうにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。まず、提案理由においては、これまでの財産取得に関する議案を参考に作成しております。今回の議案第35号においても同様に記載しておりましたが、本来令和2年度の議決すべき内容であり、したがって特に丁寧に説明すべきという事項で、提案理由とは別に上程時にその内容を補足して説明してございます。

こちらの部分に関しましては、議案書に関しましては、一定の様式の定めがあるものですから、その部分に関しましては、関係部署とも確認して、記載内容については、今後検討が必要だということで調整してまいりたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 そういうことも、やはり4年前のものを今現在持ち出してくるというのは、やはり道理から考えてもおかしいのではないかということで、理由など聞いたら理解ができましたので、やはりこういう提案理由というの、そういう細やかな理由もやはり付け加えながら、皆さんに理解を得てもらうという形も大切ではないかなと思いますので、そういうところは、また丁寧に理由書きをしていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。令和2年に初めて2,000万円を超えたという理解でいいのですか。当然4年に一遍というので、うっかりミスかなというふうに想像するわけですが、そういうヒューマンエラーというのですか、そういうのを防ぐような何か仕組みみたいなものがもしあったら、例えば機械が反応してエラー表示してくれるとか、そういったものがあれば、何か防げるのではないかなと思ったりするわけですが、そのような仕組みとかというのは、今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。まず、過去事例のものに関しましては、先ほど4年に1度の教科書改訂ということで、小学校、中学校は、小学校の1年遅れで基本、中学校の教科書がございまして、令和3年度の中学校教科書の部分に関しましては2,000万円を超えるものではありません。

でした。また、それ以前の確認で平成27年度が1,900万円余、平成28年度が1,400万円の支出を確認しており、予定価格の2,000万円以上を超える教科書の購入は恐らくなかったものだというふうに理解してございます。

再発防止に関しましては、今回資料のほう、福祉教育常任委員の皆様の方には、学務課提出の資料において経緯、再発防止策の対応等を記載してございます。資料右上に7番と記載した資料を御確認いただきたいのですが、その際において再発防止策の対応というところが、下から5行目あたりのところがありまして、2月9日に教育部、指導部合同において経緯等の説明、各課においても確認して、こういった事案が教育委員会内で起こらないような形を確認してございます。

また、裏面のほうには令和6年2月26日、こちらのほうは総務課から発出された議決事件に関する法令等の遵守についてというところで、同じく本来議決案件でございましたので、こういった事案が発生しないよう法的な根拠であったりとか、条例手続の事項、判例等の参考文献等も配布して職員の意識の向上等をして再発の防止を周知しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時15分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時16分)

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 大方理解できました。今後気をつける以外ないのでしょうか、多分。機械がといても、そこまでの仕組みがというのは取れないと思うので、しっかりチェックしながら、対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからは契約したときの契約の流れというのが、どういうふうな流れになったのか少し確認したいのですが、まず教育委員会が4年に1度の改訂ということで、決められた教科書を購入する先の方に見積りを依頼するわけですよね。その見積りを依頼して出てきた金額に対して支払いをするということなのですが、これは役所の中では教育委員会が支払いをするのか。もしくは本庁舎にあります契約審査課であったり、支払いをするのは別にあるのかなと思ってはいるのですが、この契約をして支払いするまでの流れというのはどういうふうな形。その間にどういう形のプロセスがあって、どなたかが確認しないといけない部分があるのかどうか。

先ほど伊佐哲雄委員からありました、ヒューマンエラーというものは、防げるものは防がないといけないはずなのです。ですから、そこら辺を少し皆さんが今後はないようにするということはあったとしても、どういう過程で、今回のこの4,000万円余りの契約がなされたのか……

(「2,000万円」という者あり)

○棚原明 委員 2,000万円ですか。なされたかというのを少し確認したいのですが、

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質問にお答えいたします。まず、先ほど申し上げたとおり、この条例に基づき、この第3条の規定に基づくところの動産の買入れというところの備品とか、そういったものが該当する

という認識だったのですけれども、消耗品の購入に関して、動産にそもそもちょっと該当しないというような誤認があったために今回手続として不備を招いてしまったのが大きな原因であるというふうに認識しております。

契約手続においては、通常市場価格のほうの調査をして予定価格を設定します。予定価格の設定に基づいて通常であれば入札という形の手続をするのですが、今回この教科書においては、国のほうが教科書検定という手続を取るものですから、その教科書の発行会社、物品を取り扱う業者というところが1社に限定しているものですから、随意契約という形で手続を行います。ゆえに指名審査の手続であったり、入札という手続とかがないものですから、基本、この価格に応じた専決者の決裁を受けて、あとは事業管理の手続等合議を基に契約に至ります。契約の手続をする最中、伝票の手続行為もありますが、その中でやはり2,000万円を超える予定価格のものに関しては、議決事項というところが、先ほど申し上げました、動産が消耗品に該当しないという認識の下、手続を進めたために、今回そのラインの中で、それを議決事項という手続に至ることができませんでした。

なので、先ほど来申し上げているとおり、教育委員会の中での合同の部内会議、あるいは総務課のほうから全庁的に発出されているところがございますので、その認識をしっかりと改めまして、再発防止で努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 一応今少し話を聞いた中でなのですけれども、要はチェック機能というのは、消耗品としてであったり、動産であったり、今お話があった中でチェック機能がなされていなかった、しようと思ったとか、そういう部分は認識の欠如という言葉で、皆さんが今出している言葉で、今回のこういうことが起こったというになるわけですね、実際のところは。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来申し上げているとおり、動産の買入れ、よくあるのが、やはり備品とか、そういったところの行為の中で2,000万円を超える場合は指名審査、入札とか、そういったところで確認等を行うことが可能ではございますが、ただその部分で触れることが、やはり契約検査課の中でもできなかった。

ただ、その手続行為の契約が締結された後、その内容に不備がないかどうかというところで、恐らくは会計課であったりとか、そういった審査のほうを通るものですから、その項目にちょっと該当しなかったというところがございますので、一番はやはり今回の随意契約の中においては、所管課の担当、あるいは専決者のライン、あるいは事業管理の合議先のところで気づき切れなかったことに対して今回議決が漏れてしまったというところが原因かと思えます。

なので、我々のほうは4年に1回の教科書の購入がございますので、担当部署としては、これらの行為が、今後同じようなことを起こさないよう、当然引き継ぎ等においてしっかり対応してまいりたいと思えますし、また同様の案件が教育委員会の中で起きないように合同部内会議でも周知等して、また総務のほうにおいても、今回それらの報告等をしながら、全庁的に起こさないような形で周知を総務課のほうから発出してもらっているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

- 棚原明 委員 分かりました。最後ですけれども、この契約審査課というところも通っていったということですね。
- 伊佐文貴 委員長 指導部次長。
- 指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。契約検査課。
- 棚原明 委員 契約検査課。
- 指導部次長 契約検査課という所管課がございますが、今回は先ほど来申し上げているとおり、1社の随契、随意契約がありますので、そこのほうの合議等の必要性はございませんでした。
- 棚原明 委員 以上です。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 教育委員会、この2,000万円超えというのは、この令和2年が初めてだったのですか。
- 伊佐文貴 委員長 指導部次長。
- 指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。教育委員会の中には様々な契約がございます。物品であったりとか……
- 岸本一徳 委員 この教科書に関して。
- 指導部次長 先ほど伊佐哲雄委員の御質疑にもお答えいたしましたが、教科書において予定価格2,000万円を超える教科書の部分は、4年前、さらにその前まで確認してございますが、小学校の令和2年度の1件でございました。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 これは4年に1度改訂が行われるから、その都度変わるわけですよね。その都度買うのですよね、この教師用教科書は。
- 伊佐文貴 委員長 指導部次長。
- 指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。基本4年に1回教科書の改訂作業がございますので、新しい教科書検定に基づいて国が認めた検定を通った教科書の購入が基本4年に1回ございます。ただし、検定作業等において少し延びる場合がございますが、基本4年に1回でございます。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 4年に一遍あると。今度あれでしょう。令和2年に議決を経っていないわけだから、この次の議案第36号は、4,000万円で、議決で上がってきているではないですか。こっちは小中、一緒か。そういうことで、要は4年に一遍、たまたま議案第36号を出すときに見つかった、見つけたという、そういうあれですか、発覚したというか、分かったという、そういう判明をしたという、そういう流れですか。
- 伊佐文貴 委員長 指導部次長。
- 指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今回令和5年12月に、今回令和6年度の教科書の件に関しまして債務負担等の予算措置を行っております。それを踏まえまして、その物品購入の手続を進めていく中で、当然4年に1回の手続ですので、その前の契約手続がどのような形でなされているかというところを確認したところ、今回の契約金額2,700万円余の契約であり、議会議決の手続が必要だということを確認しております。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 議決を経なければならないというのは、これは根拠は地方自治法なのですか。条例は分かるけれども、その上の議決を経なければならないものに該当する、しないという部分が、例えば文科省あたりから、そういうのがちゃんとあるのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。議案書78ページ、冒頭説明してございますが、この物件件名の下のように地方自治法第96条第1項の規定に基づき議決手続が必要ということでございます。

また、先ほど来申し上げているとおり、この財産の取得の条例第3条におきまして、予定価格2,000万円以上の動産の買入れに関しましては、議決が必要という形になってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 議決というのは、我々が議決をしなかったからということになるのだけれども、提案権は皆さんにしかないわけだから、我々は上がってきたものを議決すると。議会が悪いわけではないですよ。確認をしますけれども、皆さんが、当局が、この4年間、要するに気がつかなかった、分からなかった、スルーしてしまったということは、要はチェック機能が働いていないということですよ。謝罪なり、おわびなり、議場でもしましたけれども、これってやはり地方自治法という法律ですから、この法律に違反をしているということになるわけですよ。

ちょっと余談になりますけれども、例えば総合計画、長期計画は、今4年に一遍にうちはしているかな。だけれども、地方自治法では、これは議決を経なくてもいいですと地方自治法にあるのです。だけれども、我々がお願いをして、議会改革のための基本条例をつくったときに、佐喜眞市長のときに、佐喜眞市長が、当局が提案しようかと、この総合計画については、これは議決です。議決を本当はしなくてもいいというのが、地方自治法に載っているけれども、それはあえて条例でつくってやったのです。

だから、皆さんは条例にも違反しているし、地方自治法にも違反しているという、そういうことになると思うのですよ、私が見た場合。だから、これは重大な、法律を守って仕事、皆さんが実務というか、様々な事業運営をしていかなくてもいけない立場の人たちが、そういうことのチェック機能が働かなかった。たまたま議会にも提案がなかったということは、皆さんが気がつかなかったということなわけですから、そこについては、やはり例外中の例外で、誰もこの4年間気がつかなかったということが、私は宜野湾市の、これが実態なのかなというふうに、最悪ではないのかなというふうに思ったのです。どこかでやはりフォローする、チェック機能が働いていれば、こういうことにはならなかったのではないのかというふうに思います。

もちろん2,000万円以下の、これまでは金額だったので、議決しなくてもよかったのだけれども、たまたま令和2年度からは、そういうふうになったということは、これは役所的には、やはり法を遵守しなければならないという部分からは、どうすれば、こういうことが二度と起こらないようにという観点からのことを、必ずどこかではチェックして、ただしていくという、そういう部分がないといけないのではないかなというふうに思うのですけれども、みんなで渡れば怖くないではないですけれども、みんなが見たからということで、これは全部スルーしてしまっているのは、これは信頼の盲点だと思うのです。

上の幹部、各役職の人、下の人、職員の方々を信頼しているあまり、そういうふうのスルーしたのか。それとも横の連携で、そういうことがチェックできなかったのかというふうな部分、ここは最終的には決算

とか、監査をしていく、チェックをしていく、監査機能も問われるのではないかなと私思うのですけれども、これについてはどうですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、執行機関のほうが、今回これは岸本委員がおっしゃられるような形で、地方自治法に基づく議決手続を法令に基づいて規定してございますので、執行機関、我々教育委員会のほうが提案できなかったということに不備があるというふうに認識してございます。

ただ、今回この法令手続で規定があるものでございますので、今回追認議決というところで上程して、御承認をいただきたいということで提案しております。

今回、当該年度、令和2年度に気づき得なかった場合には、なかなかそれらの確認を過去に遡って手続することがございませんので、この3年度、4年度、5年度において確認することは、ちょっと難しかったかと思えます。

今回、先ほど来申し上げているとおり、気づきの中で、教科書のこういう手続は4年に1回の手続ですので、改めまして前回の手続を確認し、やはり不手続、不備のある契約条項になってございますので、今回改めまして、そのものを議会のほうに上程して議決を今お願いしているところでございます。

委員の皆様から御指摘されるような形で、今回再発防止のほうに関しましては、我々主管課として気づきを得たものに関しましては、教育委員会、総務課のほうにも情報共有しながら、次のこういった議決手続をおろそかにするに形で契約がないような形で周知等も図りながら、我々がこういった気づきで、こういったところが生じたというところを確認しておりますので、その辺を共有して、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すばらしい答弁なのですけれども、この失態については、これはどうしようもないわけだから、深く反省をして、そういうことが繰り返されない、再発防止しっかりやっていくということが大事だと思っております。

私、いつも思うのだけれども、要は、これは意図的にやっていないから、もうあれですよ、悪気はないというのは分かるわけなのですけれども、過誤納付なんかもそうなのですけれども、そのときの課長や係長が責任を取ってお叱りを受けるという、懲罰委員会にかけられたり、そういうふうな形になるのだけれども、あれでしょう、その当時の人たち、みんな退職しているのでしょうか。次長はいなかったでしょう。そのときは、令和2年は。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。令和2年度においては、私は、この当時の担当ではございませんでした。

○岸本一徳 委員 だけれども、今謝らなければならない当局は、次長だったり、部長であったりするわけだから、私はそこら辺がじっくりいれない部分があるのですけれども、過去にやったこと、行政は継続だから、今、私が責任を取らなければなりませんって、謝らなければなりませんという立場は、理解はできるけれども、本来はやってしまった人たちに、本当は責めを負うべきではないのかなというふうに、その人がもし人事異動でほかの部署に行ったら、そこはしっかり理解してもらわないと、また同じことをやりま

すよ。そういうことをぜひ私も市長には言っていきたいと思っておりますけれども、皆さん、そういうことを心がけていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。私は令和2年度、当時担当ではなかったのですが、今回この議案を上げる中で、やはり先ほど来申し上げているとおり、何が原因で起こったのかというところで、そのラインの中にある職員に関しましては、内容を確認し、先ほど申し上げているとおり、やはり誤認があったというところが大きな要因だったというところで、その当時の担当のほうも、今回こういった議案が上がるというところ御承知だと思いますので、その部分に関しましては認識されているというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 1つちょっと分からない部分があるので、教えていただきたいと思うのですが、資料の中の教科書の内訳というのが、表があるのですが、どう考えても私理解ができないというのは、教科書指導書の購入というのはわかります。冊数なのですが、まず上の内訳書の普天間小学校を見ましても、教科書220冊、そして指導書173冊とあります。

そして、この教科書に関しては8万5,000円余りの金額、そして指導書に関しては226万円という大きな数字があるので、なぜこの数字であるのか。それと、教科書というのは、どういう教科の教科書であるのかというのも、とても疑問に思いましたし、まず普天間小学校だと、大体一学年3クラス、30名と考えても90名います。そして、それを6学年単純に掛けても540人いますが、この教科書の教科は何なのか。そして、どの学年に配布されているのかというのを教えていただきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。今回この教科書の配布に関しましては、児童生徒用のものではございません。あくまでも教師用の教科書のほうの準備で、購入が教育委員会で必要ということで購入してございます。

児童生徒用の教科書に関しましては、無償配布が国のほうで決められてございますので、人数を確認して児童生徒に関する教科書は無償で提供してございます。今回のこの教科書の部分に関しましては、教師用の教科書、指導書は朱書きの、説明する際に必要事項等が記載されたものとなっておりますので、あくまでも教師用の部分で今回購入してございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。教科書は無償というのが前提であったので、子供たちも、だから別にまた違ったものを購入したのかなというふうになんかちょっと思ったりしたものですから、それとなぜこの指導書というのが、かなり単価が高いということなのですかね。

そして、教科書220冊、そして指導書173冊、これも大体こういう感じですが、宜野湾小学校に関しては教科書392冊、指導書269冊ということですが、こんなに教科書、先生方の人数というのは、そんなにたくさんいらっやしませんよね。そういう中で、やはりこういう冊数というのはどういうことでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。教科書の部分に関しましては、全教科、国語、算数、理科、社会とか、そういった部分がございます、それらの人数分が必要になりますので、各学年、また小学校の場合は1年から6年までございますので、その必要部分、教師のほうとして必要な部数を各現場のほうから内容の調査をして、必要部数を確認し、その準備をさせていただきます。

です、余りが出るというようなところがなくて、先ほど申し上げているとおり、教科ごと、学年ごとの必要部数を確認して積み上げた冊数が、こちらの冊数になってございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。私も、特に指導書というものは、それを基に指導したことがあるものですから、その金額が、こんなに高いというのは全然気がつかなかったので、やはり市のほうも大変だなどというふうに感じました。また、次回、次は議案第36号に入りますが、それを見ても、細かいところ、ちょっと気づかないとつなげないかなと思って細やかに聞いていました。分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 かぶるかもしれませんが、契約書で教師用教科書1,989冊で77万6,524円、割ると390円、その下の下の課税分で割ると、これは1万3,300円になるのです。値段が全然違うわけです。これはちょっと御説明をお願いします。

(「ちょっと休憩を」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時43分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 助成係長。

○学務課助成係長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。まず、今御指摘のありました教科書、契約書に書かれている教師用教科書小学校1,989冊、金額が77万6,524円と書いてありますが、まず教科書の定価については、文部科学省のほうの官報告示で出ている定価の金額がありまして、教科ごとに金額が変わっております。

今お話のある、例えば国語の教科書でしたら三百三十何円とか、あと理科とか、算数、それぞれの教科によって単価がちょっと違いますので、一概にこれを単純に冊数で割って金額がそうなるかといったら、そうではありません。

同じように指導書のほうも、こちらは教科書検定を受けた、検定された教科書に基づいて教科書発行会社で作成する指導書、朱書き版だったり、あとCDだったり、いろいろ教材とか全部つけるのですけれども、そういったものについても発行会社が指導書の価格というのを決めますので、その2,400万円ということでは上がっているのですけれども、正直発行会社によって金額がばらばらという形になります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そうなると、高いのか安いのか、どのような判断をするのですか、教育委員会の中では。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。先ほど平田助成係長のほうから御説明したとおり、教師用の指導書に関しましては、朱書きであったり、教師のほうが児童生徒に説明しやすいような形で補足的な記載もある内容になっております。学校のほうで、各教育委員会で、この教科書の出版社を選ぶのですが、それを確認したところ、中頭地区のほうで、これは全部決まってきます、教科書の。その決まった教科書に対して、教師用の指導書においても、その発行元が、授業において説明しやすいように付記されていますので、伊佐委員が気になるような形で、教科書よりは高くなってございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは昔、先生が使っている本を見たことがあるのですけれども、今でも紙ベースでの分厚い指導書というような形で配布しているのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○学務課助成係長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。指導書にはデジタル教科書ということで、今、各学校には電子黒板が入っていると思うのですけれども、そこに投映させるようなデジタル版のライセンス、ネットから落とした形での指導書と、今お話のあった紙ベース、いわゆる生徒に配る教科書と同じ教科書に先生方が説明しやすいように朱書きが付記されているものがあって、それがセットとして販売されるので、それを学校に配布するという形になります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 デジタルの場合は、許諾というのですか、そういったライセンス料みたいなものは入っているということなのでしょうか。普通に考えて、1冊当たり平均ということになるけれども、1万3,000円余りの教科書、指導書というのは、価格的には高いなというふうな思いを持ってしまして、1年間、これは4年間使うにしても、ちょっと市場価格とはかけ離れているのではないかなというふうに思ったりするわけですが、その辺教育委員会としてどのようにお考えですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和2年度においては、教科書、指導書の部分に関しましては学務課のほうで所管しておりましたが、令和2年度の前回のものに関しては、はごろも学習センターでデジタル教科書のほうは購入してございます。こちらは2,000万円を超えなかったという形で準備しておまして、委員御指摘のように4年間使えるような形で、恐らくライセンスとかも、手続等に関して承認が得られている形で確認をさせていただきます。

この市場価格というところで、今回先ほど来申し上げたとおり、この教科書は国が検定制を取っておりますので、通常の市販の形での売買ではなくて取扱業者のほうが決まっておりますので、今回どうしても先ほど来手続行為に関しては1社随契というのも販売元と発行元との関連もございまして、そういったところから購入してございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 随契せざるを得ないというところを、もうちょっと詳しく御説明できますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。教師用教科書、指導書等に関しましては、流通経路が、一般書籍と異なり、都道府県におおむね1か所、沖縄県においても1か所でございます。そういっ

たところの供給会社から受け持ち学校が指定されてございますので、その指定された書店でしか購入できず、また金額においても定価販売されているものでございますので、業者が特定された1社のところと随意契約をしているところがございます。他の市町村においても、この教科書の流通経路は同様でございますので、基本同じような形で取られてございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 皆さんからいただいている資料、再発防止策の対応の2月9日に教育指導部合同会議を行ったというふうにありますけれども、参加はどのような参加者ですか、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。教育委員会合同部内会議において、この内容の周知をしてございますが、参加者においては、教育長、教育部及び指導部の両部長、両次長、各課の課長のほうが出席しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、全員教育委員会は参加しているということで認識します。

この議案第35号の案件に対しても、見積りの決裁であるとか、あるいは売買契約の決裁というのは、どの辺まで決裁を上げて承認をもらっているのか、教えてください。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。前回この売買契約に関する契約の締結における決裁は、教育委員会の共通事項の第2規定の財務事務、専決事項に基づきまして、事業管理の合議の下、学務課内の中で副市長決裁まで専決してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 売買契約に関してですか。見積りに関してですか。僕2つ質問しましたけれども、売買契約は副市長、見積りはどの辺まで。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。すみません。見積書のほうが手元になくて、基本、財務規則に基づく決裁は課長決裁だったかと思えます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 見積りの決裁というのは、今、次長がおっしゃった財務規則の中で、課長までということなのですが、再発防止に関しては、もしですよ、財務規則を改定して部長まで上げるとかという対策も逆に練る必要があるのではないですか。これは意見ね。

売買契約に関しては、副市長までということであれば、副市長も参加したほうが良いと思う、この合同会議には。要は決裁をしっかりとどこまでやっているかということで、携わった人たち、みんな役職まで僕は関わったほうが良いのではないかなということで、僕はちょっと決裁の確認をさせていただいたのです。それは検討材料としてください。

ちょっと確認したいのが、教科書・一般書籍供給会社、これが皆さん今随契している会社の名前ではないですけれども、国が指定している位置づけだと思うのです。教科書・一般書籍供給会社、それと教科書取扱書店、何が違うのか、ちょっと説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。文科省のホームページで教科書供給の仕組みというところが出てございまして、この教科書供給業者においては、教科書の発行の指示を承諾をした発行者は、これはつまり発行元ですね、その発行者は教科書を各学校まで供給する義務を負います。しかし、教科書発行者自身が各学校まで確実に教科書を供給することは事実上困難です。そこで教科書発行者は、この義務を履行するため、次の教科書供給業者と教科書供給契約を結んで、供給を行っておりますというところで、発行者と供給会社のほうが、仕組み的に連携を取りながら、各学校まで配布するような内容になってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 教科書取扱いの詳細は、教科書取扱書店についてはどういう説明ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教科書取次書店に関しましては、教科書取次書店は、教科書を学校に直接供給する機関であり、通常は一般の書店が、この業務を行っている対応になってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 それでは、教師用の本ですよ、指導書も含めて。では一方で、子供たちに対しての教科書の発行元からの学校へ納品までのフローというのはどのようになっていますか。要は、今回の契約案件に関しては、随契に関しては、教科書発行者があつて、一般教科書・一般書籍供給会社がついて、直接学校現場に納品していますよね。では、子供たちの教科書については、どのようなフローがありますか。全く同じですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。各学校のほうが、学務課のほうに冊数の報告がございまして、この取りまとめをして、発行者のほうに数のほうの報告がありまして、その後、この教科書の供給会社、教科書の取次店を通して各学校のほうに配布されるような流れになってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長、今の答弁では、教師用のものと、子供たちの教科書というのは違うということですか。

(「一緒」という者あり)

○山城康弘 委員 一緒であれば、では教科書取扱店というのは、何でこれはあるの。要は、これは教科書・一般書籍供給会社というのは全国で53か所指定されておりますが、その1か所が多分沖縄県にあるのだと思うのですが、教科書取扱書店を全国では2,653か所指定されているのですよ。沖縄にもあると思います。僕が不思議なのは、要は、発行者から教科書・一般書籍供給会社に行くのは、ここがもう要するに専属ですから、この後なのです。この教科書取扱書店というものがあるにもかかわらず直でやっているではないですか。だから、子供たちの教科書も一緒ですから、これは一緒なのですか、全部。では、この教科書取扱書店というのは何のためにつくってあるのか、よく分からないわけですよ。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。先ほど山城委員と見ている内容はホームページが一緒かと思えます。41市町村、すみません。学校数までは、ちょっと及ばないのですけれども、それらの多数の学校に配布する際に、この取次書店というところが定められております。宜野湾市の小中学校の部分に関しましては、この取次書店のほうが、先ほど来申し上げている供給元の会社1社のみになっておりますので、例えばこの辺で、他市のほうの状況も確認したのですが、例えば沖縄市さんでは3か所あったりとか、宜野湾市においては、それがなかったりとか、市町村に応じて、学校数であったり、地理的な条件とか、そういうものがあって定められているものというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 要するに教科書取扱書店が宜野湾市にないからという今のお話ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宜野湾市内の小中学校においては、この教科書を取り扱う業者に関しましては1社しかございません。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 宜野湾市内で教科書取扱書店がないということでもいいのですかといったら、要は今言っているように、沖縄県で発行元からしっかり扱うのは1社しかないと思うのですね、教科書供給株式会社。これが今、僕がずっと話している、教科書・一般書籍供給会社に位置づけされると思うのですけれども、国のホームページなんかでは、その下に取扱書店があるのですよ、全国で。

では、1つちょっと確認させていただきたいのが、国のフローでも、この教科書取扱書店が入っているわけ、フローで。発行者、それから教科書・一般書籍供給会社、それから教科書取扱書店に学校側ということで、フローがあるのだけれども、ではこれは違うということなのですか。今、皆さんが運用しているのは、その教科書取扱書店がないではないですか。ちょっと僕、発行元は調べていないから分からないけれども、法にのっとってやっているのではないの。違いますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今回この教科書用の図書の取次供給所受け持ち学校一覧というのがございまして、宜野湾市においては、取次業者に関しましてはございません。その部分で、この取次供給者として沖縄県教科書供給株式会社のほうが市内の小学校9校、中学校4校を受け持ちする形を持っておりますので、1社の特定された業者しかないというところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この供給会社は那覇ですよ、大本の。宜野湾市に取扱業者がないのではなくて、今さっきおっしゃってましたよね、ほかの市町村にはあると。あと、宮脇とか、いろいろあるのではないの。何社あるのですか、沖縄県に、教科書取扱書店。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。市内の小中学校の取次供給所のほうは把握してございますが、他市町村の部分に関しましては、今ちょっと手持ちでないものですから、どの業者が受け持ちのところであるということが、すみません。少し今把握してございません。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、次長、市内業者に取扱店がなければ、この1社でやっていくという方向性でいいというふうな判断ですか、教育委員会は。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教科書発行の、今回この流れにおいて、文部科学省のほうが発行者のほうを決めます。発行者のほうが、この教科書の流通経路の中で、1社のほうを特定して協議をしていただきますので、現時点で、この部分から、ほかのところから取得するというのができないものですから、1社随契でという形になります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 できないということは本当に言い切れませんか。分かりますよ。大本、要するに発行者がいます。教科書・一般書籍供給会社があります。発行者からほかの業者が取れる状況ではなくて、これは指定を受けていると。そうであるから、ここから直接という形ではなくて、これは教科書取扱書店というのが2,600あるわけよ。だから、そこを通さないで、こっちから、1か所しか扱っていないから、ここから取っていますよという理由にならないわけよ。では、教科書取扱書店って何なのとなってくるから、これは次長、本当に言えますか。ここが1社しかないから、我々は直接取っていますよって、これは間違いはないですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。この販売の提供業者に関しましては、他の市町村も随意契約理由とかで、教科書の供給会社から、山城委員がおっしゃるような形で複数の取次所がございしますが、宜野湾市においては、この1社が今指定されておりますので、この部分に関しましては、他の業者からは今は取れない仕組みになっておりますので、1社を特定した形で随契を行っているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 取れない仕組みの根拠は何ですか。取れないような仕組みといった根拠は何ですか。要するに宜野湾市が直接一般供給会社としかできないという根拠は何ですか。

要は、僕が言いたいのは、しっかりいろいろなことも含めて運用、運営していただきたいなということなので、今回の随契に関しても、議会に出てこなかったというのは皆さん反省されているし、再発防止策もやっていますから、それはそれで先ほど僕がちょっと提案した、決裁が行っているところまでは、やはり話し合いに参加してほしいなど、ひとつこれは希望です。

今後なくなっていくためには、要は僕が、次長、これは強く言っているのは、別に皆さんを追求しようとは思っていません。これは要するに前もちょっと会議で話したのですけれども、公正取引委員会の観点からも、その辺は皆さん準備しておかないと、そういう話をされたときに、やはりしっかり答えを持っておかないといけないのではないかなということ、ちょっとすみません。強い口調で質問しましたけれども、その辺は、今後の検討材料として、直接やっているのがいいのか、多分他市町村もしかしたら、教科書取扱書店に入っているところがあるかもしれないですよ。それもちょっと他市町村の状況は分からないと言ったからあれですけれども、その辺も含めて今後検討していただきたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

【議題】

議案第36号 小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第36号 小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第36号についての説明をお願いします。指導部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 確認なのですが、今回の議案第36号、小学校の教師用デジタル教科書ということなのですが、令和6年度、4年に1度という、中学校もあるということなのか、確認なのですが。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 中学校の教科書もございますので、中学校においては、令和7年度が予定されているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 デジタルという名前がついているからか、すごい金額だと思っています。内容を少し、教科書ですね、4,000万円ということなのですが、消費税も入れて。どういう内容の教科書を皆さんがデジタル教科書と呼ばれているのか、少しお聞きできますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げました、令和2年度の教科書の部分に関しましては紙媒体の手続、デジタル教科書の部分に関しましては、はごろも学習センターで購入しておりました。

今回セット販売というところで、デジタル教科書と紙媒体のものが、一緒の販売になっておりますので、今回金額のほうが大幅に増加してございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 すみません。ちょっと今、もう一度確認したいのですが、紙媒体とデジタルの両方がセットということなのですが、令和2年度、先ほどの議案第35号は、もう今年で終わり。また、新しくなるということの、新しいところのデジタルと一緒にすよということの考えでいいのか。すみません。もう一度、今のところ、説明してもらっていいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。前は、令和2年度に使用する場合には、紙媒体の教師用教科書の部分に関しましては、学務課のほうで取得しておりました。デジタル教科書の部分に関しましては、はごろも学習センターで使用し、今年度まで使用する形になります。

令和6年度の部分に関しましては、このはごろも学習センターで購入したデジタル教科書も、指導書とのセット販売になったことによって同時に購入手続する形になります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 理解できました。要するにセットで、学務課でワンセットで買うから、これだけの金額になるのだということ、併せての理解ということですね。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、各教科ごと、基本セット販売になってございますが、一部デジタル教科書がセットになっていない部分がございますので、その部分に関しては、はごろも学習センターで購入で残る部分もありますが、基本、セット販売になったことによって、金額自体が大幅に増額になってございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみません。81ページの物品売買契約書、納入期限が9月30日ってあるではないですか。例年こんな途中までに納入してくださいという話ですか。教科書って4月から使うのではないの。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 御質問にお答えいたします。今回、議案書81ページにあります納入期限、9月30日という形で期限を設けましたのは、教科書、基本は4月1日から使用するものが多数ではございますが、その教科書の中で上下巻、後半に使用するものもありますので、そういったものに関して納入期限を特約条項で記して、その後半に使用する部分に関しましては、4月ではなくて、契約締結後、こちらが必要とする日付で納品できるような形で改めていますので、納入期限を9月30日までとして設けてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 全部9月30日ではないわけね。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。新年度明けまして、すぐ使用する教科書と一部分例外で、下期で、後半に使う教科書、上下巻ある部分に関しては、後半に使用するものもありますので、納入期限を前半と後半に分けている部分がございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは契約書だから、いいのですけれども、我々が見て、何で9月30日なのと素朴な疑問が出ますよ。もう少しどこかで説明を加えてもらわないと理解できない。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 議案書及び資料に関しましては、様々な御意見等ありますので、定型の様式等もあるかと思っておりますので、その部分、委員の皆様にも誤解がないような形で、口頭になるのか、ちょっと書類のほうで補完できるのかどうか、次回以降検討してまいりたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 よろしくお願ひします。意味が分からなかった。単純に小学校のみで、令和2年度は小中だったよね、小中の金額合計で。今回はデジタルという、やはりソフトの部分もついてきているので、割高になっている。これはGIGAスクール構想の関係で、そういうふうになっているのですよね。ITの機器があるから、その機器を使うためには、そのデジタル用の教材を使わないと、紙だけではなくて、そういう映像でも使えるようにということですよ。そういう理解してよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。先ほどの小中学校教師用教科書及び指導書の購入の部分に関して、中学校の部分に関しましては、教室とか、そういった増加部分に対する、あくまでも補足的な部分でございます。大体の教科書の購入は、令和3年度に購入してございます。また、後段のGIGAスクールの部分に関しましては、そういった対応も含めて、今回教科書業者のほうからもセット販売ということで、それらに対応するもので準備されているというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これも契約をしているわけですから、あれですよ、中学校については、令和7年度からってさっきおっしゃっていましたが、それはいつ頃の、また契約で、令和7年度から使えるようになるのか、確認をしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今回この議案第36号の部分に関しましては、あくまでもまだ仮契約書の締結でございます。今回議決を得て、物品売買契約書を正式に契約する形になります。中学校のほうに関しましては、国のほうの教科書の検定手続を経て、令和7年度以降に各地区のほうで、教科書の採択というのがございますので、そこが教科書採択が決まりまして、各学校の児童数、生徒数とか、そういったところを鑑みながら、手続を進めていく形になります。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、条例に基づく予定価格2,000万円以上であれば議決行為になりますが、セット販売等は、物価高騰に伴って、その単価が幾らになるのかによって議会手続をするのかどうかとか、そういったところは、教科書の選定手続等を経ながら、金額を確認しながら、取りこぼしがないような形で手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 簡単な質問というか、2年前までは2,000万円を超えなかったということだったのですけれども、今回デジタル化に伴って倍近くの金額になっているわけですが、教職員によっては、紙での説明とか、そういった使い慣れた教科書があったと思うのですけれども、時代の流れによってデジタル化がいいということで、これだけ予算をかけての購入になるわけですが、今後また4年後というのは、国が、文科省が検定とかで選定されると思うのですけれども、教職員の現場の声とかというのを反映されて、

このデジタル教科書が4年後また改訂されるに当たっては金額は徐々に下がっていくと考えてよろしいですよ。先生も努力して、このデジタル教科書を駆使して教育するわけですけれども、毎回4年後、4年越しに、こういった金額を投入していくという考え方だと、少し懸念される部分がいっぱい出てくるのかなと思っているのですけれども、次の4年後に関して、僕が質問したいのは、教員がデジタル教科書を熟知しながら使って、また次のときには同じぐらいの金額、増えていく一方なのか、下がっていく一方なのかというのを聞きたかったのです。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 松田委員の御質疑にお答えいたします。単価の部分に関しましては、当然紙代であったり、流通コストであったりとか、そういったところがありますので、4年後、どのような形になっているのかというのは、今現時点で踏み込めない部分がございますので、先ほど来申し上げているとおり、国のほうで教科書検定手続を行いますので、官報告示で、その金額も決まってくるので、それらを含めて、価格が確認されるというふうに理解してございます。それに応じて我々としては、やはり学校現場で教科書の選定作業もありますし、市町村教育委員会において、その教科書の選定、地区ごとの確認等もございますので、それらを含めた形で教科書のほうが決まってくるので、そういったものを踏まえながら、価格のほうは異なってくるのかなというふうに理解してございます。ただ、学校現場の教員においても、この各発行元から教科書のほうの確認等もして、より子供たちにいいものを選定されていると思いますので、学校の教員の声のほうも反映された形の内容になっているかというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 現場の教職員の声が反映されていくということでしたので、確認できましたので、ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もう一度確認させていただきたいのですけれども、先ほど棚原委員もおっしゃっていたように令和2年度は、はごろも学習センターだけで、このデジタル資料が使われていた。今回はデジタルと紙媒体のセットということなのですか、これははごろも学習センターだけではなくて、各学校にセット販売という形ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。セット販売する部分に関しましては、うちのほうで購入しますし、はごろも学習センターにもセットになっていない教科もございますので、必要部数を整えて、それぞれの部署から各学校のほうに提供していく予定でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、各学校にセットが届くというわけではという認識。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。必要部数の確認等を教育委員会と各学校で行っておりますので、その調整に応じた数を各現場のほうに提供していく予定でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、先ほどからセット販売というふうにおっしゃっているのですけれども、セット販売のみが今回購入ではなくて、紙媒体のみの、この指導要領というか、指導書もあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 前回と異なる部分に関しましては、教科書の販売元がセットにしたというところで、取扱いが学務課とはごろも学習センターで異なっていた部分がございますが、今回教科書元のほうから、紙媒体とデジタル教科書のセットにして販売するというところでございますので、基本、学校現場においては、違いはございません。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 すみません。私のほうがちょっと理解、まだできていないのですけれども、そのセット販売のみなのか、紙媒体も含めてなのかというところが、ちょっと分からなくて、セット販売だったら、やはり倍増するというのが分かるのですけれども、紙媒体もあって、そこでまたデジタル仕様のセットも必要な数だけ確認して購入というのであれば、倍額になるほどでもないのかなって、ちょっと思ったりしたので、少し確認しなかったのですけれども、もう全てセット販売のみの購入に当たるということで、認識よろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。全てではございません。大多数のほうはセット販売になりますが、教科によっては、そのセットになっていない部分がございますので、その部分に関しましては、デジタル教科書のものに関しましては、はごろも学習センターで購入する部分もございます。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点だけお願いします。議案第35号もそうですけれども、売買契約書の契約保証金なのですが、契約保証金とは何か。それと免除で、財務規則の文言があるのですけれども、そのちょっと免除理由について少し分かりやすく説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 契約保証金の免除に関しましては、記載のあるとおり財務規則第117条第2項第9号により免除してございます。こちらの部分に関しましては、これまで教科書を供給している業者であることから、実績もあるため契約保証金を現在免除してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、この条文の10号というのは、そういった内容で書かれているということによろしいですか。要は今説明した、ずっと契約していると、そういった信頼性があるって契約保証金を免除していますよという今説明だったのですけれども、その文言が、この財務規則の第2項第10号にあるのですか。ちょっと僕、手元にないから、分からないから、ちょっと説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。すみません。私もちょっと今財務規則のほう、ちょっと手元になくて、契約の概要の中で、この第117条第2項第10号に関しましては、契約の性質又は目的により前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるときありますので、その規定が第10号に規定されているものだというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長、最後に、契約保証金というのは、なぜ必要なのか。これはちょっと僕らも分かりにくいので、そもそも契約保証金を取るという制度というのは、どういうことなのかということだけ最後説明してもらえますか。お願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。すみません。詳細は、今ちょっと持っていないものですから、私の経験の中では、恐らく契約保証金、債務のほうの契約を取り交わして、それがしっかり履行できるという、根拠の提供に基づいて、この契約保証金を市のほうに納付して、それが履行された後に、その保証金を返還するという形の手続だというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 最後に、これは契約保証金を取りなさいというルールづくりがあるというふうに認識してよろしいですね。要は、例えば何か案件があったら、契約保証金というのは、しっかり取りなさいということ、条文化なのか、あるいは規則でうたわれているのか、ちょっとよく分からないのですけれども、そういった認識でよろしいですか。今現状の対象というのは、今おっしゃった財務規則の第117条第2項にあると。契約保証金を取りなさいという根拠があるということで認識して、我々ですよ、よろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。すみません。申し訳ないです。ちょっと手元に資料がなく、基本は、恐らく契約保証金を取る前提になっているかと思えます。それが契約の性質であったりとか、金額の価格だったりとか、そういった内容に基づいて、逆に免除させることが、その基準に該当した場合に免除させることができるというふうになっていると理解しておりますので、基本は山城委員がおっしゃるような形で、契約保証金は基本納付するようになっているというふうに理解してございます。

○山城康弘 委員 以上です。

伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第36号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時40分)

【議題】

陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情を議題といたします。

質疑に入る前に事務局より請願書の読み上げを行います。

○議会事務局主任主事 陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情。陳情者、地元企業優先発注有志の会。

陳情理由。宜野湾市に対し、宜野湾市教育施設包括的業務委託について地元を優先して発注することを求め、その実現により、地域内の経済循環を高めるとともに、地元企業全体の振興と雇用を確保するため。

陳情事項は割愛させていただきます。裏面になります。

記

1、地元企業優先の発注について。宜野湾市教育施設包括的業務委託は、地元企業に優先して発注し、企業の振興と雇用を守っていただきますようお願い申し上げます。

2、事業スキームについて。候補者の構成は、上記1を達成していただくためにも、コンソーシアム（異業種による複数の企業で構成されるグループ）は、各業態又は業種につき1社以上宜野湾市内に本社又は本店を置く企業を含むこととして構成していただきますようお願い申し上げます。

以上、読み上げになります。

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この陳情ですけれども、皆さんは陳情者ではないので、どれだけ把握をしているか、ちょっと分かりませんが、もし見当違いだったら、お許しいただきたい。

総事業費が、この陳情の中身は包括的業務委託、これが20億4,328万円ということで、年間4億865万円というふうな形での委託料ということで、結構な金額なのだなど。市内業者を優先にさせていただきたいという趣旨はよく理解できるのですけれども、要は仕事内容が、例えば工事でも何でも発注側の皆さんからすると、ちゃんと安全に完成までできるかという審査をやる立場だと思いますので、そういう意味では、例えばこの有志の会だけではなくて、例えば市内の事業所、企業、中小零細企業を守っていくために、商工会もこのことに関しては、何か意見とか、それからまた注文とか、注目をしているという部分については、当局としてどのぐらい把握をしているのか。議案として出てこなければ、私も分かりませんでしたので、その辺のことについては、やはりさすが企業人だなというふうに思うのですけれども、これって情報は開示はしていたのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、包括業務の業務については、令和2年度から教育委員会としては取り組んでまいりました。今まで例えば学校は施設課がいろいろな空調とか、いろいろな発注をしています。市民図書館も空調業務とか発注しています。消防設備とか、市民会館もそういう形でやっています。そういう業務を委託している管理業務に関しては一括で包括業者にさせましようということが趣旨で、そもそも施設課がとか、博物館がやっていたものを代わりに包括管理業務を来年度やるということ

で、それでうちも令和5年6月にサウンディング調査、市場調査というのをしてもらいました。そのときに実際にうちのホームページに載せて、サウンディングをしますので、こういう包括業務をする予定ですので、募集、どうでしょうかというか、応募していただけますかということで、自分の意見交換をしたいということでさせていただきました。

そのときに結構業者がいらっしゃいました。単独業者で来たりとか、共同企業で来ている業者もあって、それで意見交換しました。内容としましては、うちの今までやっていた業務は変わりませんよと。金額的にも、もちろん地元優先として、それで企業からも、もちろん地元企業に関しての意見がありましたので、意見交換させてもらっています。

今後、新年度発注するのですけれども、その仕様書において、地元優先とかというのは入れていく予定です。今までの業務は何ら変わりがなくて、皆さん取ったところが、いろいろな空調設備、消防設備、そういうところに回していきますよということで、業務体系としては、市はもちろん業務しますが、包括業者にやるのですけれども、やっている業務については変わりませんよということで、皆さん方の、うちも今、学校から言って訪問するというかたちなののですけれども、逆に包括業者がマネジメント、いろいろな管理するところで、先に巡回とかしながら、それを見ながら、どこどこに仕事を与えていくという形をやっていくのですよという話をしました。

それで、意見交換、やはり地元業者からは地元優先ということをやってくれということ言われましたので、それは十分もちろんうちとしても地元優先ということで、工事の発注とか、今まで修繕に関しても、できる範囲のことは地元優先していますよという話をしていますので、このことは説明しましたので、包括に興味のある方は結構来たのかなと。11業者来ましたので、その辺はやり取りさせていただいたところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その辺がよく見えなかったものですから、御説明ありがとうございました。

それで、できれば、皆さん、いわゆる附属機関だか、あっちで選定委員会を設置しますよという、そういうふうになっているわけですが、説明会も持っているとするれば、どういう中身、内容の委託発注する仕事内容というのですか、そこら辺、どこからどこまで委託をしていくのかというふうなことが分かる、できれば資料をいただければ。陳情者もまた来ますので、これは公表していいとか、いけないというのがあれば、またそこら辺は、資料をいただくにしても、丁寧にちょっと作っていただけないかなというふうに思うのですけれども、よろしくお願います。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 ちょっと先に渡せばよかったのですが、この包括の内容とか書いたものを作成していますので、お配りしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時47分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 少し資料の説明をさせていただきます。この目的とかというのが、統一した考え方で、維持管理が実現するという感じです。今回の学校施設、社会教育施設、市民会館、図書館及び学校給食センターとか、各施設の保守点検、警備、清掃類、修繕業務まで含まれます。

対象業務が1から21までの業務をするということで、先ほど岸本委員が言われた、年間2億円ぐらいかかるというのは、その辺で、うちの、これをトータルして、マネジメント費を足したのが年間4億円ぐらいあるという形になっています。

これまでの真ん中の取組としては、令和4年度が、教育委員会として、どの業務が包括できるかという、したいかというのでさせていただきました。これを取りまとめたので、令和5年度にサウンディング、この21業務は、皆さんできるのでしょうかというのを聞きながら、意見交換をさせていただきました。

今後の予定は、来年の形になっていまして、5月とか、3回ぐらいやって、8月、9月ぐらいに優先業者というか、プロポーザルで、その選定委員会で決めていくという形で、9月から3月まで、半年ぐらい引き継ぎ期間をしています。

参考に、令和7年度から支払いが発生するという形で、5年間という形で、イメージ的には、下に書いてるように今までの施設でやったのを、こういう形でやるということで説明させていただきました。

2番目が、サウンディング調査の結果とか、そういう形で、メリット、デメリット、業者が言われたデメリット、意見交換された中の集約したものです。1度ホームページで掲載はしています。

あと、市内業者との連携とか、考え方をちょっと下のほうに書かせてもらって、公募条件とかも、市内業者の受注機会を増やす取組は、もちろん最大限配慮し取り組んでいきますという形で、話は今まで市内業者と、サウンディングに来た業者についてはさせていただきました。資料の説明は以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 すみません。確認なのですが、陳情者が出している、この記の部分は、皆さんの考えでいくと達成といえますか、この内容どおりできるのかどうなのか。1番、地元企業優先発注について、2番、事業スキームについてという内容が2つあるのですが、どのように皆さん、これを見られて思われているのか、確認したいのですが、内容ですね。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 陳情書の1番については、なるべくもちろん地元優先という形で、先ほどの資料の一番最後の部分、受注機会という形で書かせていただきました。

2番の事業スキームについては、サウンディングに来たとき、単独で来た業者とか、共同企業体で来たとか、ばらばらです。それは企業にお任せしようと思っています。

参加する意思がございませうかということで、皆さん参加したいということでありました。そのときの内容としましては、来年、手を挙げた業者の評価をします。その中に地元優先とか、単独で来る場合もありますし、共同企業体で来る場合も。いろいろ市内と一緒に市外の方もいらっしゃいましたので、その方々が参加するであろうという想定の下でありますので、そういう条件は、市内と組むと点数とか評価の中で選定委員会の中で少し評価基準とかを設けてという形でできるかなと考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○**棚原明 委員** ちょっと調べたものがありまして、浦添市のほうで公共施設等包括管理業務委託ということで、令和4年から5年間進めている事業があります。これは宜野湾市とは違って、庁舎、ハーモニーセンター、保健相談センター、認定こども園、図書館、公民館、水道庁舎、全体で20施設の保守点検、警備、清掃、修繕、同じような包括の管理業務をさせている、行っている事業があります。

ここを取ったのは、調べてみますと、株式会社沖縄日本管財というところで、調べてみたら、日本でそういう管理業務をしているところ、沖縄で100%子会社で、この会社が今回受注をして、2社しかプロポーザルのほうには、募集を行っても、2社しか来なかったというところがありました。とても中身が濃いのではないかなという部分があります。浦添市のホームページで見たところ、すごい細かい委託仕様書、30ページ余りの仕様書がございます。皆さんもそれなりのまた仕様書を作られて仕事をさせる部分が出てくるかと思えます。

ただ、市内業者が取るとしても、皆さんのほうが、市内業者、どうぞってこぞってきたとしても、経験であったり、点数の部分ですよね。いろいろ評価する部分の点数というのが、そういう大手、また事業をたくさんされている方というのは、すごい点数がつくのかなと思ってはいます。

ですから、太刀打ちができるのかどうなのか。JVを組んでも大丈夫というような形で、皆さんが書かれてはいるのですけれども、そこら辺を恐れて、多分陳情者は、前もって皆さんのほうに、私たち議会のほうに陳情を出してきているのだと思っています。どうぞ地元優先ですよという言葉はうたうのですけれども、実際プロポーザルをして、評価基準の下で点数をつけると、やはり経験値であったり、いろいろなものが、やはり大手とは比べ物にならないくらい点数が高い部分、ですからそこに行ってしまうというところがあるのかなと。

ただ、そうなった場合でも、その下に使われる方たちが、地元ということの皆さんは考えているものなのか。そこら辺の少し予想的なものにはなると思うのですけれども、大手が仮に取った場合に、その下につけるものの、市はそういうお願いであったり、選定であったりという基準を設けることができるのかという。ちょっとすみませんね。私、詳しくこの内容は分からない部分なのですけれども、ただ少しやはり気になったものですから、確認の意味でやっています。お願いします。

○**伊佐文貴 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 棚原委員の御質疑にお答えいたします。県内でやっている、先ほどの浦添市は私たちも聞き取りとかさせていただきました。現在2期目で、うちと一緒に3期目を目指して、だんだん広げていっているという話を聞かせてもらっています。

先ほど言った、業者のやつについては、例えば包括業者、あくまでもマネジメントなので、ここが全てやるわけではないということを再三説明させていただきました。多分それがちよつともしかしたら勘違いか分からないのですけれども、取ったところが全てやるというわけではなくて、それを下に下ろすという形、先ほども資料で示させていただきましたけれども、それは例えば市外が取ろうが、市内が取ろうが、同じ空調専門業者、消防専門業者、そこに下ろしていくという形なのです。

だから、やり方としては変わってこない。ただ、統括業者は、場合によっては視察もあつたりとかして、それがいろいろところで聞き取りしてやっていくということで、要望型の、今回やろうとしているということなんです。

そうすることによって維持管理の基準が上がっていきだろうと。今までは、うちは何かあったときにしか行けなかったのですけれども、それを専門家がやることによって、下に下ろしていきながらやるということで、維持管理の業務が上がっていく形になっていくと思うので、先ほど言った、市が取ろうが、どこでも応募してほしいというのがありますので、市内業者が点数を高くする方法もちろんあります。経験値とか、いろいろあるかもしれませんが、初めての業務ですので、下についている業者は、もちろん今までと変わらないという形で、包括業者がどうなるかというのは、もちろん選定委員会で決めるという形で、今まで市内業者がやっていた業務を引き継がないということはないということ、あと多分委託するはずなので

す。
包括業者が全てやるのではなくて、再委託するので、そのときの内容とか、もちろん市が確認しますので、契約内容とか、先ほどの仕様書、結構いっぱいになります。図書館とか、共通のテーマにして、こういうことをやってくださいとか、今までは発注者がばらばらだったので、それを統一することによって維持管理の基準が上がったり、あとは今、契約業務というのは結構債務負担とかやっているのを、その分を包括業者にさせることによって、ここは今まで市民会館の業務とか、図書館の業務、契約事務が省かれることによって、もう少し何かでできるのではないかとということが、包括する理由としてやっていますので、それのうちとしては進めていきたいと思っています。

○棚原明 委員 以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 出された資料からもそうなのですが、今回この陳情が、このタイミングで来ているということが、先ほど課長のほうから、要は皆さんがサウンディングしているときに業者ともいろいろ話しているのだけれども、その中で多分誤解が出ているのかなという、まず印象があって、ただ、包括管理業務に関して、例えば今おっしゃったように市外だろうが、市内だろうがとおっしゃっていましたが、例えば市外の業者が包括管理業務を受注した場合に、これを例えば下のほうに下ろして行って、市内業者を使うという根拠は何か契約書の中でうたうのですか。取った場合の話ですよ。そしたら、その下の業務に関しての発注権というのはこの業者にあるではないですか、それを市内業者を使うという根拠はどこに持っているのか。契約内容に落とし込んでいくのか、その辺はどのように考えていらっしゃるのですか。先ほど、そういうことがあったとしても大丈夫という話ですが。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 多分、今のタイミングで出してきた業者は、自分の中で全てやるというのを、少し文書の中でうちとしては受けとったのですよ。ではなくて、下に下ろすと先ほど私が言ったのは、市内だろうが、市外だろうが、今までどおりですよという形を、その中では特記仕様書とか、今回発注する、仕様書を今最終確認しているのですけれども、その中で採択する場合は、うちに出してください。金額も内容も変わりませんよという内容をうたう予定で仕様書を作成しているところです。発注するときです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、今現在メンテ管理している会社も含めて、いろいろ考えていらっしゃるということですか。それとも今21業務出ていますよね、防犯カメラとか、消防設備、保守管理とか、そういった今現状、仕事をもらっている人たちも加味されているということですか、今の課長の話は。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 そういふことです。市内でできないものは、今までどおり市外で契約しているものもあります。消防設備などです。それをそのまま使ってもらいたいということで、採択する場合は、うちに出してくださいというか、どこも契約します。どの内容で契約します。金額とかですね。うちで発注した場合、開きがないか見る形で進めていきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、今既設の21業務の中で、各保守点検業務がいっぱいある中で、それを請け負っている業者が今います。皆さんが選定する間に、その業者との契約をしますかというの、その選定の内容に加わってくるということによろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 そういふことです。今回は半年間、引継ぎ期間といったのは、それぞれの施設があつて、多分令和7年度から、今までは施設課に直接電話があつたのが、1回業者を通さないといけなくなつてしましますので、その辺の説明とか、あとは決まつたときには、そういう業者を使つてくださいとか、この包括的業務委託がある程度選定で、この業者に優先というか、決まつたら、地元の企業さんと呼んで、もう一回説明を詳しくしたいなど。今、私たちが説明しても、業者はまだ決まつていないので、決まり次第、その辺の、地元企業の方々を呼んで説明させていただきたいなどと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の課長のお話では、業者決定に至る経緯の中で、しっかりその下のいろいろな21の業務の中身も宜野湾市内の業者が受注できるような環境をちょっと確認しながら進めていくと取つてよろしいですか。

これは決定する方式というの、これは選定委員会を立ち上げるとなつてはいますが、事業者選定委員会、これはプロポーザルでは、例えば指定管理者なんかだつたら、収益事業等もあるから、いろいろな案が出るけれども、この管理に関しては、そんなに差はないですよ、業者の。この選定の内容というの、どのような形を重要視していくのか。今、皆さんが、既設の人たちを使うとか、そんな優先もあるとか、どの辺を少し主にやつていく方向性で見つていらつしやるのか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 決定ではないのですが、多分マネジメントがどうしていくかというのが、動かすというのが考え方なので、その辺の提案の仕方、多分企業によって、事業にどれが必要かといういろいろ出てくると思うのです。その辺を加味して、マネジメントをどうしていくか、この21業務をどういふふうに戻していくのか、仕様書はもちろん作つていますので、その提案で受けて、各企業がいろいろなマネジメントはこうしていきます。包括管理はこうしていきますよというのを、差が出てくると思うのです。こつちはこういう形でしたいとか、その差で優劣が決められるような形になればいいかなと思つて、そういう形で今評価書とか作つて最中のございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、最終的に委託事業費もある程度加味されるということによろしいですよ。要は、うまく無駄のない動きをしている中で、価格も少し下がってくる可能性もありますから、その辺の部分も査定基準にも反映されていくと。

それで、今おっしゃっていた、頭の包括的業務委託者が、極端な場合、市外が取ったとしても、その下の今21業務に関しての、今既設に入っているメンテ業者を中心とした、要はそれが変わっても宜野湾市の業者が入れるような環境づくりというのは、皆さんが査定の中で全部チェックしていくから、そういう仕事はなくなることはないですよという理解で、課長、よろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 そうです。そういう形で進めていきたいと思います。

○山城康弘 委員 以上であります。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後0時5分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後0時5分）

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今までの話を聞くと、このいただいた資料の中でのメリットの部分しかないような気がしていて、その取りまとめ、マネジメントをやるための包括的業務委託で、内容に関しては、市内業者を使うのでというような形になるので、この包括業務委託に関しては、メリットのほうが大きいという認識、考えなのですよ、当局として。ということによろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 今回、先ほどお話しのとおり、各施設で担当が、契約事務というのをそれぞれ行っています。今回包括することによって、この契約事務が削減される、市民会館だったり、図書館だったり、それぞれやってもらいたいということで、その業務に専念できるという形になります。

あとは、今回考えているのは、データを蓄積して維持管理とか、データをすればするほど仕様書というのがまとまりますので、今、県も包括しようとする動きがあると聞いています。浦添市とか。そういうのを使えば、いろいろな施設の共通仕様書とかできてくるのではないかと。維持管理が向上することによって長寿命化、建物の長寿命化につながっていくかなと、これも後々そういう効果が出てくるのかなというのがある、包括するメリットかと考えています。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後0時7分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後0時8分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時8分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第26号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第26号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第26号についての説明をお願いします。こども政策担当次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 読んだだけでは分かりませんね。要は、これって特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用負担、これを公表しなさいという、インターネットで上で、ホームページでという理解でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今、特定教育・保育施設におきましては、こういった運営規定や、この資料を书面掲示することというふうに義務づけられておりました。これは今の時代は、デジタルのほうを推進していく中で、书面掲示だけでありますと、インターネットで検索することができません。それを今回の改正によってインターネットでも、こちらの书面掲示だけではなく、ホームページ上に掲載するようなことができるような形の改正を促したものでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 今、本市は全部保育所、作れているのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 市内の認可園のホームページでは、できている園とできていない園がございます。今回の施行は4月1日になっておりますので、そこに向けて、またしっかり取り組んでいく形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 4月1日から、それを強化していくということなのか。4月1日までにはホームページを立ち上げて、ちゃんと市民に閲覧できるようにしてくださいねというようなことは考えていないのか。す

ができるのか、今までやっているところもありますよというお話をしていましたけれども、やっていないところをどうするのかという。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 これは監査の指導事項にもなっていますので、今後しっかりこれをやっていこうというスタンスで市も臨んで、全国的にそうなっておりますので、できていない園は、4月1日からできるものにしなければならないというところで進めてまいりたい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ホームページ、自分で立ち上げることができるならいいけれども、ビルダーみたいな、すぐできる人もいるのかもしれませんが、これは例えば外注したりしてやると金がかかるではないですか。これって補助金の対象ですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 実際に保育運営費の中では、そういった周知する、特に子供とか、いろいろそういった子育て、全体的にそこら辺を含めて委託費の中で含まれています。そこは運営の中で、その辺はできると見ております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 やる気の問題、お金はちゃんと交付というか、補助している中で、その中できちっと立ち上げて公表できるようにしてくださいという。4月1日から指導を強化していくということになるのか。大体令和6年度の中頃からは、みんな立ち上がって運用できるのかなという流れになるのか。全くできませんでしたという、罰則規定があるのか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 罰則規定というのはないですが、指導監査の指摘事項にもなりますので、それに関しては、やはり今後指導していく形もありますので、本市としましては、4月1日からできるような形を、皆さん施設のほうには伝えていきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この資料の中の(2)で、磁気ディスク、CD-ROM等の使用による記録の交付を定めた規定による云々という記述がありますがけれども、これっていわゆるあれですか、例えば国や県や市でそういうことがちゃんとできているのかどうなのかという、そういうチェック、監査みたいなものがありますよという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 記録することは義務づけられているので、これをどういった形で保管するかというのを今磁気ディスク、CD-ROMという固有名詞を使っています。これをCD-ROM以外のものもございます。例えばUSBだったりとか、そういったものを全て含めまして、こういった固定化すると、ちょっとまずいかなというのもありましたので、今回電磁的記録媒体という形の大くりで記載するような形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、各保育園の、これは任意だったと思いますけれども、たしか普天間朝彦課長の頃、補助金があって、最初いわゆるIT化というのですか、記録をしていく、保育士が、やはり子供たちのことを記録していくという、子供たちのお休み時間に、そういうふうなことをやっていますよね。それをいわゆるソフトを国が補助して、その手続を市が窓口になってというふうなことでやっていたけれども、それもやっているところとやっていないところと、これもばらばらではないですか。

このことについては、いわゆる記録とか、それから監査の対象とか、これは義務づけられているのか、義務づけられていないのか。以前にそういうふうなこと、流れがありましたけれども、途中から、やはりやめたということで、やめているところもあったと思いますけれども、これとは全く関係ないと思いますけれども、この辺のことについてもどうなっているのか。保育園保育士の、いわゆるITを活用して、デジタルで仕事を減らすというのが働き方改革だったと思うのですけれども、この辺についてはどうなっているのですか、現状は。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 委員がおっしゃっていた、保育のICT化事業のほうですけれども、平成30年と令和元年に国の補助を活用して、希望する保育園に対して助成をしてICT化を図る。このICT化した内容については、子供の登降園の管理システム、以前であれば名簿でチェックしていたものをデジタルで、顔認証でぱっとできるような機能。

○岸本一徳 委員 カードでというところもあったですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 はい。それとか、あと通常お便り帳という、子供たちが午睡しているときに手書きで記入して返していた作業も電子で全てやっていたり。あとは、そのほかにも園からの通知を見れる機能、これはC o DMONというソフトを導入してやった経緯があります。あれは保育士の負担軽減のもので導入した実績がありまして、今回出しているものも保護者さんと園が、入所する際の契約書とか、実際の負担、こういったものがありますよというのを、これまで書面で交わしていたわけですが、それを磁気ディスク、従前は紙で保存してくださいといったものが、電子で保存していいですよといったことで、今回の条例とは主旨が変わってるところですが。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。最後に、さっき言っていた、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令と、この条例とどこが関係ありますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 今回の内閣府令のタイトルが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令となっていて、名称としては母体保護法施行規則というところが前面に出ているのですけれども、実際の内閣府令の中では、第1条のほうで母体保護法の施行規則の改正が書いてあるのですが、この府令の第2条のほうで、今回特定教育・保育施設のほうが入っております。ちょっと内閣府令のタイトルが、まず第1条を引用しておりまして、名称「等」というところが、第2条以下の内容に含まれています。なかなか直結しづらくて、見た目として。我々も最初、なぜ母体保護法の改正の内閣府令が、我々の特定教育・保育施設に関わ

るのかというところが、ちょっと最初違和感があったのですけれども、よく読み解くと、第2条以下で明記されて、タイトルとしては「等」で整備されているというところとなっております。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 皆さんからいただいた資料を見て、時系列で少しお話をさせていただきたいのですが、まず国の内閣府令の交付年月日が去年、令和5年12月26日、施行年月日も同日ということですよ。今、係長のほうから、僕らに関わってくるか分からなかったという今お話があったのですけれども、実際は、この法律からすると、今現時点で、みんな法律違反をしているということの認識だと思うのです。施行されたから、ですよ。

それで、改正内容の(1)を見てみますと、2年ぐらい前ですかね、デジタル原則に照らした規則の一括見直しプランがデジタル臨時行政調査会で決定されて、その通知は各自治体に行っているのですか。その見直しプランを基に、今回の府令改正があったと思うのですけれども、それは通達は各自治体にされているものなのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 国のデジタル庁のホームページの中で、デジタル臨時行政調査会で決定しましたというものは通知されています。そこから具体的に各省庁のアナログ規制のものを改正してくださいという国の通知がありその国の動いている内容については、我々には連絡がなくて、施行した後にしか来なくてこの時期に改正するというところですよ。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 聞きたいのは、例えば内閣府令を改正して、約3か月、4か月後に実際条例改正しながら施行していくと。通常国の流れからしたら、義務化になるまでに猶予期間が大体与えられると思います。僕、今回これを見た感じでは、令和4年6月3日のこの調査会の決定で、ある程度地方自治体に通達して、将来的にこれもあり得るよということを、まず把握しておかないといけなかったのではないかなというのが、まず1点。そうであれば4年間の情報で、我々の保育行政までの、施設まで入ってくるよというのであれば、時間がかかりあります。

不思議だなと思ったのは、3、4か月後に、これもやらないといけない状況になっているというのが、何でかなという思いがあるのです。既にもうさっきも言いましたけれども、これは条例改正する以前に法令化、府令が出ていますから、この現場の保育施設の人たちは、既に義務違反をしている状況になっていると思います。

先ほど係長がおっしゃった、今現在できていますかって、できていないところもあるということで、それについては、どう思われているのか。この規制の一括見直しプランの後から、これは予想ができなかったのかどうか。それとも庁内で、その通達の場所は、多分そこではないはずなので、その辺の連携が取れていなかったのか。そうであれば、ある程度、今できていないところの是正はできていたのではないかなと思いますけれども、その辺について見解はどうですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○**こども政策係長** 国の見直しプランのタイミングは令和4年6月3日にデジタル庁から出まして、国のほうの作業として、それは今後アナログ規制等が、各省庁の中でどれぐらいあるかという、探し出しの作業が国のほうから入ってまいりまして、それで何本か持っているところは、これは今後デジタル化を行います。

そして、その内容については、また国のほうではパブリックコメントを設けて、今までこうしていた部分、こういうふうに改めたいというのをまとめる期間を置いて、それでまた、こちらのデジタル臨時行政調査会に結果報告しながら、あと法令的な手続を各省庁でして、それでやっと今になっての対応になっております。

我々もう少し国からこの条例については、ここのところで改正しますよというアナウンスがあれば、12月のほうとか先に取り組める部分はあるのですけれども、この手の改正はほぼできましたどうぞという通知になっておりまして、各自自治体とも、そういう形で県を通じてきたところです。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** よく分かりました。ということは、皆さんは内閣府令に乗じて、その情報はしっかり把握されているということで、今の話では。要は令和4年6月時点での一括見直しプランが、そこまで来るといふような情報も全くなかった。国に瑕疵があるのではないかなと思うのです。

一方で、先ほどこの義務違反に関しては、法令の罰則も何もないと。だけれども、次長、これは例えば義務化になった場合に、これは法令遵守しないと、罰則はないにしろ、補助金に影響してくるとか、補助金をもらいながら運営している団体ではないですか。それは法律に違反しているところに、そこにしっかりできるかという、一方は考え方もあるのだけれども、今現時点ではないとおっしゃっていますけれども、その補助金に対しての影響というのは、出てくる可能性というはあるのではないの。例えばこれが1年、2年たっても全く遵守しないと、この事業所は。

そういった意味では、これは国からの罰則規定というのは、その辺の中身の情報というのはどうなのですか。罰則規定がなかったら守らない。方向性が、もし分かるのだったら、なければいいです。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 罰則の情報は、まだこちらに届いておりませんが、やはりこういった形で義務づけをするということに関しては、何らかの、公定価格の影響に、もしかしたら出てくる可能性もあるのかなとは思いますが。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** いずれにせよ、府令で改正していますから、義務化になりますから、皆さんがなるべく早く法令遵守できるような指導が今後求められると思うのですけれども、今後4月以降の動き、今議会で条例が可決された後の動きとしてはどのような感じで、例えば今何か所ぐらいこうなっていますよ、具体的な数字があるのだったら、それをまた教えていただきたいし、大体これぐらいで整理していきたいとか、例えば令和6年度、年度内に全施設を、そういった、しっかり法令遵守できる状況に持っていききたいとか、そういった計画はどのようになっているのか、再度お伺いします。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策係長。

○**こども政策係長** 今ホームページで我々もチェックをしていて、今後もデジタル化は進んでいきまして、各園ともホームページを持っていらっしゃるし、また先ほどの答弁でもあったのですが、C o DMON

を入れているところは、リンク先としてホームページを作って掲示しているところが大多数です。実際更新が古い情報を出している園は少ないですが少ない園にも声かけをしてやっていって、義務づけですよという話をして、4月1日以降はしっかり掲示されて、ネットでも園の中でも掲示されているような状況を作り上げたい。そこまで難しくない作業かなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 係長がおっしゃるのは、よく分かります。ただ、いつまでにしっかり整備していくということを、やはり目標を掲げないと、今、努力しますというふうな表現だったと思うのですが、できれば、やはり期間を決めて、しっかりこれを指導していって、必ず指示をする、報告をするということが皆さんの役割であるというふうに思いますけれども、これはどうですか。

例えば今、今の時点でまだ分からないですよではなくて、具体的に今すぐ答えは必要ないですから、やはり期間を決めて、しっかり整理していく、通達しながら、それを施行してもらうような計画しないと、もうななあになくなって、令和6年度が終わっても、まだ幾つか残っているなという状況ではなくて、例えば1年半でもいいと思います。しっかりけつを決めて動くことによって、事業というのは、課題というのを解決すると思うので、その辺次長、どうですか。期間を決めてやるということは検討していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 毎月1回、認可保育園園長会というのを持っております。その中で、こういった義務づけがされているので、やっていかないといけないよというのは、皆さんのほうには伝えていきたいとは思っています。

でも、ITの整備の状況とかも各園によって違いますので、こちらのほうも把握しながらやりたいとは思っていますので、希望的には、1年以内にはやりたいなどは思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回これは園に通達が行っているのは、これは義務化になりますよと情報が入っているのは何月頃ですか。これは通達、府令の改正というのは12月26日に施行されていますけれども、皆さん、そのときに把握されていると思うのですが、実際現場側に、こうなりましたよというのを把握しているのはいつ頃なのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 年末に国から一報が入ってきました。それで、我々もこの条例の改正を受けて動いていくのですが、そのときには園のほうにも、こういう動きがありますということをお伝えしているところでは。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 いずれにせよ、これは整備をしっかりしていけないわけですから、通常は先ほど冒頭で申し上げましたけれども、ある程度の猶予期間があって、いついつから施行しますよということで、準備期間が大体ありますよね。だから、急に義務化になっているから、逆に言ったら、現場側からもまだ3カ月しかたっていない状況で、4月からやりなさいよと言われても、ですから先ほど次長がおっしゃった、できれば1年以内に、令和6年度末までに頑張りたいというお話なので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 先ほどからも質疑の中で、内閣府令というのは、府令というのは内閣府令、内閣総理大臣が制定するものを内閣府令といいます。ちょっと調べたら、そういうふうに書いてあるのですけれども、これってあれなの、こども家庭庁発信のものだから、そういうふうになっているわけですか。本来であれば厚労省の省令でやるべきものかどうなのか、その辺よく分かりませんが、皆さんから見てどうかという。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こども家庭庁の基本というのですか、大本というのですか、それは内閣府の外局にこども家庭庁が位置しておりますので、こども家庭庁発信というのが、ちょっと難しい形になりますので、内閣府令という形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 行政機関が制定する規範を命令というふうに説明にもあるのだけれども、この命令というのは、僕は学校の先生が言うことが命令なのかなというふうに思ったのですけれども、これは行政用語なのですか、命令。この命令の中に内閣府令も何もかもあるという位置づけなのか、省令とかも含まれるということなのか。皆さん、よく分かるのではないですか。それとも広い意味での用語なのかということ、今答えられなかったら、ちょっと調べて教えてください。ちょっと分かりませんので、命令というのが何なのか。学校の先生が言うことが命令だと思っていたけれども、ちょっと違うかなと。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 申し訳ございません。私も命令というのは、ちょっとどういった形で使われているのか……

○岸本一徳 委員 令がついているから、あれではないかな、関連しているのでしょうか。

○こども政策担当次長 こちら確認してお答えしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第26号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時33分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時45分)

【議題】

議案第28号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第28号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第28号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この新旧対照表の30ページから112ページまで、これは全部やっていたら、明日までかかると思うのですけれども、主な今回の改正点というのが、今までの介護保険の改正、大体3年に一遍ではなくて5年に一遍ぐらいスパンで国は改定をしている。新たな事業も入れたりするのだけれども、前に平成28年、平成30年、このあたりで要支援1を対象にしていた通所介護と訪問介護が総合事業に移行して、あるときには二、三年、いわゆる総合事業を立ち上げるのに経過期間みたいなものがあって、様々予算措置も早めにやったほうが得よというふうなこともありましたけれども、今回そういう大幅な改正みたいなものがないような感じがするのですけれども、ポイントだけで結構ですので、今言うように資料1の(1)でしたら、要介護1から5が対象ですよ。(2)は、要支援1、2の方々が対象ですよと。あと(3)について、地域包括支援センターの強化のような改正内容だというふうに思うのですけれども、あと(4)のケアマネ事業所、大まかで結構ですので、4つ、何が改正のポイントなのかということ、ちょっと分かりやすく御説明いただけませんかでしょうか。簡単で結構です。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 多岐にわたるので、主なところなのですけれども、(1)の地域密着型サービス、要介護1から要介護5の方が利用できるものに関しては、まずこの4つ、共通して変わる項目といたしましては、まず各事業所に統括する管理者という方を置く必要があるのですけれども、これがこの事業所内で、ほかの例えば職務、管理者が介護職員と兼務するというようなもので、同じ事業所内で兼務することが認められていたものが、これがほかの事業所でも兼務することが認められるようになったということで、昨今の介護人材不足というところもあって、そこら辺で人員の緩和という観点から全サービス、4つのこの条例のサービス事業形態に関して共通しているものが、この管理者の兼務の拡大というところになります。

あとは、これもちょっと全体に係るものになるのですけれども、資料2の(1)、地域包括ケアシステムの深化・推進というところの4つ目のポツの「認知症の方の尊厳を保持しつつ」というところになるのですけれども、この認知症高齢者に関して、高齢者虐待防止ということで、前回の3年前の介護報酬改定のほうからも虐待防止に向けた取組というものが明記されるようになったのですけれども、高齢者虐待の中でも身体拘束、いわゆる体を……

(何事かいう者あり)

○認定給付担当主査 はい。それを認知症高齢者のグループホームとか、特別養護老人ホームとかに関しては、前回の介護報酬改定のときに身体拘束もしてはいけないというふうに明記しなさいということで規定されていたものが、今回の制度改正に伴い、これも全サービス、事業所もきちんと盛り込みなさいということの明記になってございます。それが4つとも共通しているものになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、新旧対照表を見ていたら、「指定」とつくのが、これまでと違う、明らかに。何か頭に「指定」がいたら、何が変わるのということも御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 この指定というものが、事業所に対してというものになるのですが、基本的に県しかり、市町村において介護保険サービスの事業所に関しては許認可といいますか、指定を下ろす業務になっていて、そのため指定というものが全部基本的にはついているものになってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 許認可って言うと、本来ほぼほぼ県が許認可ではないですか。我々介護保険計画を3年に一遍策定をして、施設は、こんなにたくさんは要らないですよということも、要するにこちらの県も尊重してくれると思うのだけれども、やはり宜野湾市が上げていないことを、無理やりに宜野湾市に許可をするとかというふうなことは、許認可はもちろん恐らく県は、そういうことはしないと思うのですが、ほぼ介護サービスそのものは、全部許認可を受けているのは、地域密着型以外は全部県であるというふうに認識をしていいですか。

あと、地域密着型だけが、市が指定をしたり、それからまた選んだりして、担っていただくという。あとの要するに様々不祥事とか何か起きた場合には、市がそこは立入りも、チェックもできるという、そういう感覚なのではけれども、それでよろしいですか、お伺いします。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 委員おっしゃるとおり地域密着型サービスに関しては、市のほうで指定をしますが、そのほかに居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーさんがいる事業所についても市のほうで指定を下ろしています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、説明の中にケアマネさんの話が出たのですが、制度の中の改正だということ、特に目指すところは、介護人材の不足というか、そういうことが、現象的に、この改正にも盛り込まれて、強化をすべきところは、そういうふうに改正しているのだろうなというように思われる点があるのですが、ケアマネさんの、これは全然そぐわないかもしれませんけれども、介護報酬の対象では、ケアマネさん、国はないですね。この事業所そのものが、要するにケアマネさんにも、処遇改善をやるやらないというのは、この事業所そのものが決めていけば、それはいいですよというふうなことで、この介護報酬のことも、そういうふうに聞いたのですが、そこがケアマネさんの処遇改善なのか分かりませんが、この部分も関係があるのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 委員がおっしゃるのが、今この処遇改善加算と言われるものだと思うのですが、処遇改善、この基本報酬にプラスして介護職員の報酬が上がるような形でという制度設計になってまして、このほうは処遇改善加算に関しては、直接介護に従事する方というところの限定があるので、委員おっしゃるようにケアマネが、直接この介護職処遇改善加算を取得するということではないのですが、

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、例えばケアマネさんを単独で、要するにそういう事業所ではなくて、そういうケアマネさんも配置をしている場合には、また違うわけですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 そうです。例えば施設の中で介護サービス計画を立てるケアマネの担当者がありますので、そういった事業所、この施設に関しては、処遇改善加算を取得すれば、今回の報酬改定から、この事業所の中で職員の加算分の案分というのができるようになったと、緩和されているので、この4月以降、実際には6月から新しい介護報酬の報酬改定の加算というものがスタートするのですけれども、そこに合わせて、施設にいるケアマネさんも、恐らくプラスで報酬が上がってくると思われま。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それをなぜ質疑しているかということ、一番苦勞して、国家試験を通った人たちが、何で加算がないのというのは、おかしいという声結構あるのです。それはネット上にも出てくるのですけれども、実際にそういう対象者からも聞こえてくる部分がありまして、そうですね。国家試験、一番難しい試験ですよ。

ここで皆さんから教えていただいたり、質疑したりしたものが、問題集を見ると、大体回答できます。ここは勉強会、学校かなと思うぐらい、勉強していったら分かる。試験は受けられませんが、経験を積まないと受験資格はないわけですが、この辺のケアマネさんの、いわゆる市が管理監督しなければならないという理由は何ですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 先ほど申しました(4)の条例で、居宅介護支援事業所の指定を市町村が担っているところがありますので、そういった意味で、この監督といいますか、適切にサービス提供されているかというものは、やっていく必要があると思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 なぜそういう質疑をするかということ、意地悪に聞こえるかもしれませんが、例えば施設や事業所内にそういうケアマネさんが、その他大勢の中に、また位置づけされていらっしゃる場合は、絶対この人は、この施設や事業所の、いわゆる得するようなケアプランを、本当は介護保険法は、性善説ですから、みんな間違っことはやらない人たちの集まりだと、従事しているのだという捉え方でいくと、間違っことはしませんというのだけれども、自分が身を置いているところが、やはりもうからないと自分の給料にも反映されるではないですか。そういう部分でいうと、やはりそこが本来独立して、市民のために、目いっぱい限度額を使わせるのがケアマネさんの役割ではなくて、介護度を進ませないために、どうやってサービスを提供していくかというケアプランを組むのが、ケアマネさんの、これは本来の役割だというふうに思っているのですが、その意味でいうと、ちょっと矛盾した言い方かもしれませんが、現実には、そういうのがあるのだということで、国もそこはとても重要ポイントにしているというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 今、委員おっしゃるとおり適正に、御本人様にやはり合ったサービスを提供するというのが一義的のところかなというのがありますので、介護給付適正化の中でもケアプラン点検というのを実

施してまして、月に1回程度、各市内の居宅、ケアマネ事業所を呼んで、その中で幾つか利用者さんのケアプランの点検をして、本当にこの介護ですとか、適切なサービスが提供されているかということの確認をさせていただきますので、そういった意味でも、給付の適正化という意味でも、そういったものは進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。最後に地域包括支援センターの、この強化があると思うのですけれども、この前の部長の上程のときの説明では、今まで6名体制から8人、2プラスになるのですか。それで、予算も増えますよというような説明があったように聞こえたのだけれども、それは間違いですか。

○健康推進部次長 ちょっとこの条例とは関係ないのですけれども、休憩で。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時8分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時8分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それって、この改正とは関係あるの、ないの。全くない。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 直接この介護報酬改定とは関係なくて、ただ人材不足という面では両方共通している部分がございますので、そういったところと、あと高齢化が進む中で、依頼は増える中で、人員が対応し切れないという現状もありますので、そこは人員を増やすことで回転率を上げたいというのは目的としてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 当然委託費は増えているのではないの。オーケー、分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今回の議案第28号について確認なのですが、今回のこの条例の制定で、事業所も含めて、すごい人員にゆとりが出る。人員が今後少なくなっていくことを見越しながら、少し緩く考えられているのではないのかなと思っております。やはり今後介護の問題は、需要も増えるのだけれども、事業所の職員としては、もう下がっていく一方だということで、その緩和であるのではないかなと。

附則の部分で49ページにもあるように、令和6年4月1日から施行するとあるのですが、全て1年間の猶予も含めて講じなければならないという文言を講じるよう努めなければならないという、少し緩やかな文言になっているところからしても、とても今回の条例改正は素晴らしいものなのかなと思ってはいます。

ただ1つ、今、包括の話もありましたように、はごろもさんのほうに確認しますと、やはり人員不足、少しお休みだとか、お話も聞いたりはそののですけれども、今後この条例に伴って、皆さんと、また包括さんといろいろとコミュニケーションを取りながら、1年間かけて、じっくりこれを伝えていくということなのですよ。伝わっては、まだない。これから伝えていくということですよ。分かりました。

先ほども、前回の委員会でも、国は決めたものに対して、これから説明していくという話があったものですから、今回のものも4月1日から施行はするけれども、1年かけてじっくり伝えていってくださいという意味合いなのかなということで、その確認ですけれども、よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 今回の改正が多岐にわたるところもありますので、もちろん、各市内の事業所に関しては、集団指導という形で、事業所向けに年に1回、報酬改定も含め、変更になった点とかを確認する場がございますので、今回のこの改定等に関しましても、3月ないし4月以降も含めて、こちらからまた各事業所に向けて発信していく予定でございます。

○棚原明 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 あまりにも内容が多くて、よく分からないのですけれども、1点だけ。今の施行期日の、今、棚原委員から質問が出ましたが、ちょっと確認させてください。

経過措置で、令和7年3月31日までの経過措置のほうはどういったものなのか。これを見たら分からないわけよ。あと令和9年3月31日と経過措置がありますよね。これについて少し分かりやすく説明いただけませんか。これでは分からないのだよね。こういうところがここですよ、令和9年3月末までは、ここが該当しますよとか、経過措置に関して少し御説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 第2条に関しては、令和7年3月31日までの経過措置ということになるのですけれども、これが重要事項の揭示に係る経過措置ということになってございまして、この重要事項というものが、各事業所が定めている規定になるのですけれども、これが現在、この書面で各事業所内に見えるような形で揭示するか、もしくは文書をファイリングして、利用者、利用者家族が自由に手に取れるような形でというところで規定になっているのですけれども、これが今回ウェブサイトでも事業所の規定に関して公開しなさいということが位置づけられた内容になってございます。ただ、ウェブサイトになりますと、またサイトの更新等もございますので、その準備期間ということで、経過措置が設けられた内容となっています。

第3条の身体的拘束に関しても、これまでが一部の、先ほど説明しましたが、入所施設においては、先行して規定されていたものが、今回全サービスに係るものになるので、この身体拘束をしてはいけないという旨の規定を先ほど説明した重要事項にも盛り込む必要がありますので、その準備期間として令和7年3月31日までの経過措置になってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 さっきやった条例にちょっと関連してくるのですけれども、今の話では令和9年のデジタルの面ですよ。

○認定給付担当主査 はい。

○山城康弘 委員 福祉推進部の聴取でも特定教育・保育施設の問題があったのです。要は、この基本というのが、令和4年度のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランで義務化にされている。福祉推進部のほうは令和5年12月26日に公布をやって、施行日もその同日に施行しているのです。それで、4月1日か

らの同じ施行なのですけれども、経過措置がないわけ。皆さんのほうはあるわけ。何でもかなと。同じ中身ですよ、今の話を聞いたら、デジタルのね。

これは上位法に、これは今、条例の条文しか見えないのですけれども、上位法に経過措置というのは、しっかりうたわれているの。そうではないと、多分条文は書けないはずですから、もうちょっと詳しくお願いします、上位法の。

○伊佐文貴 委員長 認定給付担当主査。

○認定給付担当主査 この条例が、国の定めている指定居宅等サービス事業、ちょっと省略するのですけれども、それに基づいて条例改正を行っているのですけれども、その省令のほうに附則として規定されております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは正常な状態なのかなと思ったりもするのです。要は、皆さんとは全く違うところなのだけれども、一方で経過措置がない。4月1日から義務化されて、皆さんの場合は4月1日から施行だけれども、経過措置がある。非常に不思議な現象だと皆さん思いませんか、単純に。まあいいです。いずれにせよ、内容が多くて、僕自体まだ把握していない。ですから、ちょっと勉強して、またやりたいと思っていますけれども、後でまた介護保険条例の改正のときにいろいろあると思うのですけれども、それだけ確認したら、以上です。ちょっとおかしいなと思う。以上であります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 交付申請書、最初にやる改正の趣旨、目的、そういうものについては、背景も含めて理解はできるつもりでいるのですけれども、細やかなところで、なかなか読んでいるうちに、前に読んだやつを忘れてしまって、つながっていかないというところもあったりしまして、これはお願いになるのかなと思うのですが、新旧対照表をもっとコンパクトにして、これがこういうふうになるのだ、こういうような効果が期待できるのだみたいなことは、何か資料としてお出しすることはできませんか。あまりにもボリュームがでか過ぎて、難易度が高いというのかな、我々としても。いかがでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊佐委員おっしゃるとおり、こちらもどういったふうに分かりやすくコンパクトに説明できるかというのを、ちょっと資料づくりも含めて、いろいろちょっと考えたところではあるのですけれども、おっしゃるとおりボリュームがあまりにも広くて、資料1、2でお出しするのが、ちょっと精いっぱいなので、これ以上どう分かりやすくというのは、すみません。ちょっと今の時点では難しいなというのが実感としてございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 結果として、要はこういう人ががどんどん増えていきます。介護人員も含めて、ニーズに対応できず今のままでは対応できなくなる。そのためにこういう改正をしますよということは分かるのです。

それで、将来的には2040年において、介護の現場は順調に運営をされていきますよというふうなことで私たちは理解していいのか。さらに、あと5年後ぐらいに、さらなる改正が必要なのかどうかというのは、今

は9期で、10期とか、11期とか、将来において、そのような見通しというのか、もしあればお答えをお願いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、資料2のほうに、上のほうに現状と課題というところがございまして、やはり令和6年度から始まる9期の計画期間においては団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に突入してくるということで、これまで制度改正、あと報酬改定、あと地域包括ケアシステムの推進というところを図ってきたところなのですけれども、今おっしゃるとおり2040年に向けては、さらなるまた制度改正、報酬改定も出てくる。また、先ほど棚原委員からもありましたとおり、介護人材不足というのは、よりまた今後その部分の課題がますます大きくなっていくところですので、恐らくそれに向けて、今できることの対応をしていく、プラスまた今後やはり第10期、第11期に向けては、またさらなる制度改正も必要になってくるのではというふうに考えているところです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要は、当分は、将来は分からぬから、どっちみち。当分は、これで乗り切りましょうというふうなことで理解していいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 そう考えております。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第28号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時20分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時25分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時25分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時25分)

【議題】

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第27号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料ありがとうございました。8期と9期の介護保険料額及び増減ということで、11市の比較資料をいただきました。第8期は宜野湾市、浦添市、それから一番低いのは、20円低い沖縄市の6,480円というふうなことで、6,000円台がほぼでしたけれども、今度9期は宮古島市、沖縄市、糸満市、名護市、7,000円を超えているようです。上程をして、まだ可決されていませんで、決まっていませんで、それからすると、うちは6,500円で据え置きしているのは、やはりこれまで介護給付費準備基金、うちの積み上げがあったから、それを取り崩してできると。

それが皆さんからいただいた資料によると、取崩額が3億9,800万円、単純にそこを令和6年度、令和7年度、令和8年度、これを3で割ると、大体1億3,200万円ぐらいになるのですけれども、この分の歳入が、7,020円にしていたら、ほぼ取崩しはなかったはずですが、この取崩しがあるということは、その分3年間で、この部分の歳入が毎年、毎年ないということでのスタートになるというふうに単純に理解をするのですけれども、次長、それはいいですよ。そのまま読み上げますけれども、間違っていたら、また言ってください。

しかし、第9期の3年間は、歳入歳出差引額、これは令和6年度は、4月から予算を執行して、来年の3月までやって、令和6年度の決算になると思うのですけれども、令和4年度の決算では、歳入歳出差引額は3億3,594万7,203円、令和3年度は2億1,992万1,936円、令和2年度は、こっちはちょっと少なくなって6,343万円ということで、令和元年度は1億2,948万円、こういう歳入歳出差引額の残高といいますか、執行残というか、その部分が要するに全部ではないですが、何割かは基金に積み上げられてきたという、そういう介護保険特会の、そういうこれまでの推進だというふうに思っているのですけれども、ちょっとこの一番低い保険料、これは6,500円という、これは基準額ですよ。それぞれみんな年金や所得によって保険料は違ってきますので、必ずしも単純に喜べない部分もあるわけですが、第5段階の基準額というのが、これは8期も第5段階のところは基準額だというふうに記されていたと思うのですけれども、その後、1段階、2段階、ちょっとまた増えています。

そういう意味合いでいくと、もしかしら令和6年度、赤字ではないにしても、歳入歳出差引額は、今までのとおりには恐らく事は運ばないのではないのかなと。差引額は何億とかという単位にはならないのではないのかなと思うのですけれども、そこまでは推計、検討していらっしゃるのか。この辺のこと、ちょっと杞憂なのか、私の取り越し苦労であればいいのですけれども、そこら辺、どうお考えですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの岸本委員の御質疑ですが、冒頭でございましたとおり、給付費を見込んで保険料を引き上げた場合は520円余りの引上げですので、当然上げたらその分の保険料が入ってくるのですが、今回そうではなくて、基金を取り崩すことで、その財源を確保するというにはなっているのですが、そう判断した理由としては、これまで議会のほうからも御指摘がございましたとおり、条例のつくりと

しては、やはり直近3年間の給付費と10分の1が基金の残高として適当というものがございますので、それを宜野湾市に置き換えた場合は約5億円程度か6億円程度が基金の残高として適当という面がございました。それが3月補正時点で8億9,000万円余り積み上がっている状況がございまして、今回9期の計画としては、給付費は伸びる見込みではあるのですが、その基金を取り崩すことで、保険料を維持したいという考えでございます。

今後それによって財政的な決算の収支がどうなるかというところですが、計画上は委員おっしゃるとおり、出資額としては減ることになると思うのですが、また実際のところでいいますと、また計画と実態というのが、また違ってくる場合もございますので、場合によっては、また基金の残高として積み上がる可能性もあるものと考えているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 6,500円に据え置くということは、私は反対ではございません。賛成しますので、そこは間違いないように。ただ、そこをやって、令和6年、令和7年、令和8年ということを考えると、やはり確実に歳入の部分が、保険料については、やはりこれまでにない減になるわけですから、そこからのスタートだということで、もっと頑張らなくてはいけないことが出てくるのかなというふうに思っております。

それで、私なりに、もう⑤に行ってしまいますけれども、1つは、介護に陥る認定者数をどのように、やはり様々な地域支援事業や介護予防事業で鈍化させる、右肩上がりにどんどん増やして、増えていくようなことがないような対策をしっかりとやるということと、あともう一つは、歳入の面では、2つのインセンティブ交付金、これは国の財源は、大体決まっていると思うので、幾ら頑張っても、これ以上は増えてこないですよという、頭打ちがあると思うのですけれども、これも貴重なプラス要因ですので、ここは一生懸命従来どおり頑張っていくと。

それから、もう一つは、市民、特に高齢者が介護認定に陥らないための、僕は市長、副市長にも、2条2項と4条、これは介護保険法はちゃんと市民が理解できるように、分かるようにちゃんと周知徹底すべきではないかというのも1つあるのですけれども、フレイル予防、介護に陥らないための、この危険水域に入っている人は何とかみんな元気高齢者に戻してあげる、そういう仕組みづくりをするためには、フレイル予防とか、ポイントの付与とかということ、ボランティアを増やすというようなことを考えていかないといけないのではないか。

それから、もう一つ、さっきの議案の質疑の中でも、ケアマネがあったのですけれども、介護事業所、ケアマネ、介護福祉士等の介護従事者に対して、市民が介護度を悪くさせないように、悪化させないための、どのようなサービスをしたら、どのように接したら、それが介護度を上げないような、そういうサービスの提供ができるのか。これは予防といっても、今サービスを受けている人を、どんどん介護度を進ませないようにするためのサービスというのを研究したらできるのではないかなというふうに思うのです。和光市は、そういうことをやっているよというふうな話をしておりましたけれども、等々そういうことを地道にやっていって、今のいわゆる歳入がやはり減るわけですから、7,020円にすれば今までどおりの準備基金の、基金の積み上げができていたはずだけれども、ちょっと今、予測ができないというふうなことでは、第9期も、そういう一丸となって、そういうことをやって乗り切っていくかといかないのではないかなというふうな

ことを、私の頭の中では、そういうふうになん少危機感を持って頑張らなくてはならないのではないのかなと。

私、この福祉教育常任委員会へ参加をして、歳入歳出差引額が1年間で39万円残りましたという年度がございました。宮城豊信さんが次長の頃でした。記憶しているのですけれども、来年からは赤字団体に陥るのではないかということで、非常にハッパをかけたことがあるのですけれども、そういうふうなことも予測しても不可能な部分も、もしかしたら出てくる可能性もありますので、そこはやはり力を合わせて、基金を積み立てられるぐらいの、もっと増やしていけるだけの、そういう結果を出していきたいなというふうを考えているのですけれども、今言ったことは、ちょっと取り留めない提案であり、話であるのですけれども、そこを目指して取り組んでいかななくてはならない、そういう第9期なのかなという思いがしているものですから、どうでしょうか、その点については、間違っていたら指摘してください。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 うまくお答えできるか分からないのですけれども、お渡しした資料を見ていただいて分かるように、今回宜野湾市6,500円ということで、基準額ですね、11市あるのですけれども、実際には9市が保険者、南城市と豊見城市は広域連合に入っておりますので、実際は9つの市が単独の保険者として介護保険を担っている、運営しているのですけれども、その中で宜野湾市、今回速報値というレベルでは一番低い額になっているかなというところです。

委員からもありましたように取り崩したことによって赤字にならないかという、少し不安的なところもあるかとは思いますが、今回ちょっと資料にはお示してはいないのですけれども、各保険者が持っている基金残額をどれだけ取り崩したかという割合が、ちょっと出てはいるのですけれども、その数字も宜野湾市は、かなり低いほうになっていますので、貯金が結構ある中で、100%取り崩しているところも実際あるのです。それで維持できたり、上げざるを得ないところもあれば、我々とかの保険者は、半分ぐらい取り崩しながら保険料を設定できたということがございますので、ちょっとこの先どうなるかという、確かに見えない面はあるのですけれども、9期の中で、急激に赤字になってというものは、少し可能性としては大丈夫かなというところ、コンサルのほうといろいろ詰めながら、数字は明確になってくるころかなと。

あと、そもそも給付費が上がらないというのが一番でございますので、委員からありましたようにフレイルであったりとか、認定者の数を抑えるというところは、引き続き地域支援事業の中で、介護予防であったりとか、通いの場とか増やしながら取り組んでいく9期計画でございます。

あとは、インセンティブ交付金のことも、ちょっと御指摘があったのですけれども、御指摘のとおり、国の予算が令和5年度分に関しては50億円減になってございまして、全体的にやはり保険者に割り振られる交付金のところ、下がる傾向がございまして、実はちょっと次年度は恐らく下がるだろうなということで国は話をしているのですけれども、その中で我々としても取れる分はしっかり取り組んでいるという状況でございますので、なるべく歳入も大きく取れるような形で取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

あとは、ケアマネさんとの関係と介護予防との関わりというところでは、地域ケア会議というものが、ちょっとありまして、介護予防に資するような取組ということで、包括、地域の方々、社協を含めて、どういった介護予防をうまく地域でできているかというような会議も継続して行っておりますので、その辺りは、ちょっと成果が出せるように取り組んでいけたらというふうに思っております。以上です。

○岸本一徳 委員 終わります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 資料の2番目の第9期介護保険料のポイントというところで、収益で6,500円据置きということは被保険者からすると、うれしいことだろうなと思っておりますが、ただ9期総事業費が220億円であるではないですか。22億4,400万円の増ということで、10%も増える見込みだというところで、基金を4億円充当することで、何か維持できるというふうなところでありますけれども、22億円増えるわけですよ。その中で4億円は充当、あと18億円はどうなるのというのが、単純に心配になってくるわけですが、基準額は据置きするけれども、この上の高所得者の方々からの保険料は、その後上がって、トータルでいうと4億円充当することによって、ほぼほぼ同じような水準を維持できるのかなというようにところで考えるわけですが、その辺ちょっと御説明を。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 8期計画の130ページです、計画書をお持ちの方は、こちらに介護保険料の算出手順というものが載っております。フロー図があるかと思うのですが、ちょっと中段目通りに介護保険事業費見込額イコール標準給付費見込額プラス地域支援事業見込額197億円、約198億円弱の額、こちらが8期で、今回9期計画の数字が、この220億円になるというものになります。

給付費自体は、確かに約22億円を超えているのですが、介護保険料の出し方が、この下以降なのでありますが、例えば8期計画で見ていただくと、約198億円の23%が第1号被保険者の保険料になるのです。なので22億円増えているから、この保険料で賄うではなくて、この増えた分の23%が保険料という形になってございます。8期計画で御説明しますと、ちょうど約45億円という数字が来て、最終的には保険料収納必要額というのは47億円余りになっていると思います。なので、ここを今回そこに介護基金から取り崩して、この必要額をより減らしたということになります。それによって保険料を8期計画と同額に維持できたという理解いただくと、先ほどの資料1のほうの、保険料が非常に増えているのだけれども、保険料は大丈夫かなというところ、少し理解がしやすくなるかなと思ひまして、今ちょっと8期計画のところを説明させていただきました。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それと同じように、この第9期の見込みというのは立てられているのですか。

○岸本一徳 委員 みんなもらっていますよ。これではないの、1枚紙。裏面で作られているから、30ページというのが8期、何もないページは第9期。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 同じような9期のフロー図、ちょうど真ん中辺りに介護保険事業費見込額というところで囲まれて、220億4,500万円余りの数字があると思いますけれども、これが9期計画の総事業見込額で、なので、そこから第1号被保険者の負担額というのが23%になりますので、約50億円余り。そういったところから、準備基金を取り崩したりとか、調整交付金というのがございますけれども、そういったもろもろのものを計算しますと、保険料収納として必要な額が49億円余りというような9期計画の試算をしているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。よく分かりました。当てずっぽうでやっているわけではないだろうなど。普通に心配になるのです。3年間ですから、途中でこけて、途中で改定するというわけにはいかぬでしょうし、そういう意味では、ほかの市町村のあれを見ると、100円でも200円でも、ちょっと上げて、市民の皆様方からの御理解をいただけるのではないかなと思ったりしたわけですが、皆様方が3年間やっていけるというような多分自信の裏づけだと思いますので、それは評価をしたいと思います。8億9,000万円というのが、基金が、残高が多いという感覚もなかったですし、そのうちの半分以上を取り崩して、それに充てるということになると、将来がどうなるのというのを、やはり単純に心配になってくるわけです。そういうようなことでお尋ねしました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと歳出の部分で、総合事業が第9期と第8期を比べると1億3,000万円増えるのですけれども、これは3で割ると、年間6年、7年、8年、4,000万円ぐらいかな、増えるのは。今度包括さんの部分は1億1,700万円、3年間で増えます。これも大体三千何百万かということになるかと思います。

それから、地域支援事業そのもののトータルでいくと2億5,700万円ですから、これも3で割ると8,000万円ぐらい、地域支援事業が増えるという、年間、これはあれかな、総合事業の増というのが大きいのかな。それとも包括さんも含めてこれだけになる。社会保障充実分というのは、そこは私よく理解できないのですけれども、これはそんなに大きくないのですね、1,020万円、これを3で割ったら小さい数字になると思うのですけれども、そういう面で地域支援事業をこれだけかけないといけないという、これは試算になっているわけですが、単純に比較すると。

私、いつも保険給付費に対して地域支援事業がどれだけなのかという、パーセンテージを自分で出しているのです。前は上限額があったみたいですが、今は縛りがないような感じ、ありますか。僕はないと思っていた。それで、地域支援事業は、要は対策費ですから、こっち効果を出さないと、2款の保険給付費は、やはりどんどん右肩上がりになるわけですよ。

そこで、どう出すかということが、やはりこの地域支援事業の大切さというか、効果を出すために、この数字はこれだけ増にはなりませんけれども、2款の部分を抑え込むことができるかというのは、これには出たはこないのですけれども、期待するところですが、ここをおろそかにしたら命取りになりますねという、そういうふうな教訓的な、この部分で、ここも増するわけですから、その分、もっと効果を出すような、そういう地域支援事業にしていけないといけないのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこはいかがですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 まず、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と言われているものですが、こちらは対象者が要支援1の方、事業対象者、要するに1、2、事業対象者になっているのですけれども、自然増というところもございます。これはまたサービスの請求費も含まれてきますので、要するにデイサービスと言われているものの利用だけではなくて、そのほかのサービスの請求とかも含めたものになってきますので、ある程度高齢者の方が増えてくると、どうしても自然増が出てくるので、その分の増というふうに見込んでございます。特に人数等も急激に増えるという形ではなくて、徐々に右肩上がりではあるのですけれども、増えていくような予測をしております。

包括的支援事業のご指摘に関しましては、先ほどちょっと条例のほうで触れたのですが、委託料、令和6年度より人員が増えるに伴って委託料を上げる形で、今回予算を組ませていただいているのですが、それも加味されておりますので、今回ちょっと額が大きく伸びるというような形に数字上は見えてございます。

全体的には、委員おっしゃるように、地域支援事業をうまく回していかないといけないというところはあるのですが、これも実は国の国庫の分も、実はルール上限というのが、また実は設けられておまして、その上限を超えると、行政がそのまま全部単費で払わないといけない部分、負担しないといけない部分がありますので、その上限額を超えない額の範囲でコントロールしながら、少しずつ額を伸ばしていくというような状況です。

ですので、介護給付費に占める地域支援事業の割合、昔は3%以下に抑えなさいというのがあったのですが、今は大体6%とか、7%ぐらいに抑えなさいよとあるのですが、実際6%、7%にしても、先ほど申し上げた上限額を超える場合もあつたりするので、ちょうどいいあんばいになるような形で少し見ながら、地域支援事業の予算をかけながら、一応注力して事業展開をしているという状況でございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからは、今回保険料の段階設定の部分を知りたいのですが、今回新しく出していたいただいた9期の7ページになります。最後のページの、15段階にしたということで、8期の131ページ、これは8期の計画書を見てみると、少し説明してほしいのが、据置き、調整率の部分からいくと、第5段階が、皆さんが今お話しした、6,500円になりますよということなのですが、上がっている方もいるのですよ、実際支払いが。上がっている方でいくと、1段階、2段階が上がっています。5段階は、4段、5段は据置きの状態です。7も据置きです。ただ、9から15に関しては全部上がっているのですよ。

要するに、高所得の方たち、ただこれは高所得と言えるのかどうかも、部分なのですが、第9段階の所得320万円以上420万円未満の方というところですね、これはちょっと聞きたいのは、そういうふうにして、たくさん支払いをしている方たちから、さらに上積みして取る部分、今回6,500円を保つために、そういうところが出ているのかなど。よく聞かれるのですよ。何に使っているの、介護保険料、支払い、どんどん、どんどん出しているのだけれども、上がるの、下がるのということで、よく聞かれます。その部分を少し説明していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの棚原委員の御質疑にお答えいたします。介護長寿課作成の資料の3を御覧いただきたいと思います。

先ほど冒頭のほうで説明したとおり、左側の表が第9期に新たに国から示された9期計画における国基準の表です。真ん中が現在の第8期の宜野湾市のものです。右側が第9期の基準額の所得段階別の表となるのですが、1から15まで所得段階がございまして、この表の左から3番目、9期引く8期というところがございまして、こちらが青カラーになっています。青字の部分が現在の8期よりも保険料が下がる部分、9段階のほうから赤字になっているのですが、ここは逆に御負担が増えるということになってございます。

これについては左側の9期の国基準に沿った形で、宜野湾市のほうも改定をしたところなのですが、資料2のほうに戻っていただいて、こちらは先ほど説明いたしました、そもそも国が示した基準のものに関しても今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得の再分配機能を強化する、それで低所得者の保険料の上昇の抑制を図るという考えの下に、今回宜野湾市としても国に準じた形で保険料を設定させていただいているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 では、負担が増える方たちもいるということ、これは国が示しているということであるということですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 基本的には、それぞれの市町村で決めるのですけれども、国に準じた形で設定してございます。先ほど委員がおっしゃったとおり増える方もいるのですが、こちらは9段階の方は3,900円、月額が増える形になるのですけれども、そこからまたさらに所得が高い方々については、それ以上のまた御負担をお願いするというので、そこは段階を踏んで、ちょっと負担をお願いする形になってございますので、そこはちょっと御理解をいただきたいなというところで。

○棚原明 委員 そうですね。6,500円で喜んでしまっていたのですけれども、またさらに所得の多い人たちからは、また議員もつつかれるのかなという部分が今見えましたものですから、しっかりと勉強して、また伝えられるようにしてみたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この9段階から赤字になって、これだけ増えますよという方なのですけれども、所得を見ると320万円、これって現役並みの方々なのかなと思うのですけれども、恐らくそういう方々は、例えば負担は増にしてもらってという、これはさっき言ったように国の示す税率の在り方だというふうな理解でいいのかなと。

だから、現役世代と同じような力のある人が、所得のある人は、そういう御負担になるわけですが、今、だって後期高齢も1割負担もいれば2割負担もいるし、そういうふうな形で、やはり所得によって負担割合がという。一律に考えたら上がった、下がったという話をすぐやりたがるのですけれども、そこら辺はよく理解しておかないといけないのかなというふうに思うのですけれども、私の考えは間違っていたら、よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ちょっと補足になればということで、ちょっと御説明させていただきたいのですけれども、資料3のほうで国と宜野湾市の保険料の乗率と額のほうはお示ししていますけれども、8期計画までは、国は9段階だったのですけれども、今回国が介護給付費は、もう上がっていくでしょうと。やはり高齢者の第1号被保険者間で、やはり再分配していかないといけないということで、9から13に上げたのです。

宜野湾市は、もともと既に8期以前から14段階ということで、かなり弾力化をして、細かく対応してきたところでございます。今回国の変更を受けて、あと国のモデルも確認しながら、宜野湾市は13段階から15段階、要するに国の13より、さらに細かく15段階まで段階を細かくして、より弾力性を持って、第1号被保険者、高齢者の中での再分配できるような形。

その結果、どうなっているかということが、資料3の右の表、9段階のほうになりますけれども、第1段階から第3段階を見ていただくと、国が示している乗率よりも低い、例えば第1段階だと国が0.50なのですが、宜野湾市は0.455という形で、低所得の方々には軽減も可能にしつつ、一定の9段階の方々にはある程度負担をしていただくという形を保ちながら、しっかり低所得者の方々には手当てできるような額を設定できたかなというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時14分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時14分）

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 すみません。ちょっと基本的なことをお聞きするのかなと思っているのですが、この第9期の中の乗率を見ると、先ほど棚原委員がおっしゃったように、8期よりは高くなっているかなとはおっしゃっていたのですが、8期より大分国の基準のほうにのっとったものになっているのかなとっていて、14と15段階だけが国より高めになっているところだと思うのですが、例えば国14中、特に15のほうなのですが、国の2.4の乗率よりも結構高くなっているのかなと、例えばここは高く、どれだけ高くなる、高さの上限というのがあるのかということと、あとほかの市町村も、これぐらい高い段階で取っているのかということをお聞きしたいのですが、

○伊佐文貴 委員長 保険料係長。

○保険料係長 国のほうでは3段階が最高なのですが、乗率は2.4、それは同じなのですが、所得段階で見ると、720万円以上の方が2.4の乗率になっています。それ以上は皆さん一律2.4になってしまいます。所得の高い方は、すごく高い方もいるし、そこまではない方もいらっしゃいますので、そういったところで、高所得者の中でも段階を上げて細分化していくことで、負担を少しずつ増やして、より所得に応じた御負担をお願いするというふうな形で14、15段階を設けております。他市町村のところになると、ちょっと他市の状況になりますと、最高で3.0とか、そういったところを設定しているところもありまして、宜野湾市は近隣市と比較した場合、どの所得においても保険料が低い。ほとんどの段階で比較しても、同じ所得であっても保険料が低い設定となっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。3.0というところは、物すごく高いなと思うので、やはりこういうふうな国の基準に沿った、もしくはそれよりも下げているというところであると、宜野湾市がどれだけ努力してきているのかというのが、すごく見えるのかなと思いますので、またこれがうまく回って、少しでも低所得者の方に再分配ができるような仕組みが回っていけばいいなと思いました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと資料から1点だけ。資料の最初のほう、皆さんの第9期介護保険料の主なポイントで、先ほどから議論があるのですが、基金残高が令和5年度3月補正後8.9億円、取崩し予定額が4.9億

円、取り崩してやるというのですけれども、まず令和6年度から始まる、この6年度、7年度、8年度、この取崩しの計画というのは、どのようになっておりますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員の御質問にお答えいたします。この9期の計画、介護の計画においては、3年間の計画となっております、年次ごとの計画というのがございませんので、また施設整備についても令和6年度すぐではなくて、7年度、8年度で整備していくというところがございますので、あくまで3年間のトータルで4.9億円取り崩すということで考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、新年度の介護特会に関しては、取崩しの予定はなくて予算組みしているという理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員おっしゃるとおり、令和6年度の介護保険特別会計の当初予算においては、基金の取崩しは計上していないところです。その理由としては、介護保険料自体、第1号被保険者の保険料が約3,700万円ぐらい増になっているというところがございまして、あと歳出の面では、先ほどの条例改正でもあった、報酬改定の部分が12月の下旬にしか示されていないところもあって、当社予算においては、その報酬改定を反映させていない状態で計上してございますので、その給付については、また令和6年度に入ってから給付費の状況を見て、補正増もちょっと検討が必要かなと思っているところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 基金残高調書を見ても、皆さんの計画は、当初予算で5,000万円の積立額があるのですよ。予定、皆さんは8億9,000万円と言っているけれども、実際9億4,000万円になっているでしょう。そこからのスタートではないですか。だから、見えてこない部分が多いわけ。多いのですよ、僕からしたら。

例えば9期の計画の介護保険給付費の推移を見ても、単純に上がる計画を見ても、僕が見ても、4億円使うというのは見えないわけ、この9期計画は、よく使って3億円ですよ、3億ちょっとぐらい。これは感覚ですよ。

だから、ある程度4年間で、皆さん、弾力を持たせているのではないかなと見えるわけ。さっき伊佐哲雄委員からの質問で、この説明はありましたけれども、だからその辺が、我々委員からすると、よく見えないところがあって、確かに運営していく中で、いろいろな介護給付費の増加とかも、予想できないことが出てくる可能性もあるから、担当部署としては、とても厳しい運営をしていかなくてはいけないから、その辺は考えていらっしゃると思うのだけれども、この辺も僕ら8億9,000万円というイメージで当初予算では、これだけまたたまっているよと。これはみんな多分分からなかったと思う。僕、残高調書を取って初めて分かったのです、最新の。

だから、その辺は、ちゃんとここでも言うべきではないかな、皆さんが。一応は、これは計画、8億9,000万円です。ただ、今度のスタートは、こうなっていますよというのは、最低言うべきであって、その辺どんなですか、次長。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員おっしゃるとおり、すみません。ちょっと条例改正の準備をしていた段階では、まだ当初予算が出来上がっていなかったものですから、その数字で御説明してきたところなのですから……

○山城康弘 委員 5,000万円積み立てるといふ……

○健康推進部次長 山城委員おっしゃるとおり、当初予算後の積立額についても、併せてお伝えする必要があったかなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 別にこれは文句を言っているわけではないのですよ。できるだけ委員には情報として、そういうふうな流れを説明しないと、もう8億9,000万円という頭で皆さんやっていくから、当初予算、何だ、これってなりますよ。だから、その辺はもう少し丁寧にやってほしかったなど。

先ほど岸本委員がおっしゃったように6,500円に対しては、他市町村の状況とか見ている、本当に据置き、こちら評価したいなというふうに私も個人的に思います。この中で他市町村が相当なパーセンテージで伸びている。沖縄市あたりは12%も基準額の改定をしているという状況の中で頑張っておられるなど。あとは、介護給付費の、皆さんが今からやれることが、コロナ禍の中で、なかなかできてこなかった面を多分8期の、ちょっと中身はまだ見ていないですけども、詳しくは、8期の計画、すばらしい計画だったですよ、各事業も。要するに細かく細分化されながら、それをしっかり多分、それをまた、その上に新たに少し計画等やっているとと思うのですけれども、しっかりやっていってほしいなど。

それを続ければ、介護給付費の抑制にもなってくるだろうし、その辺は今後を見ながら頑張っていたきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第27号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時24分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時25分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時25分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年3月5日（火）2日目

午前10時00分 開議

午後 4時38分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文貴
委員	棚原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松田 朝仁
委員	山城 康弘
委員	岸本 一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（18名）

福祉推進部 福祉担当次長	島袋 喜美恵	福祉総務課 総務係長	我如古 由美
企画部 次長	伊佐 真	行政経営室 室長	金城 美千代
行政経営室 行政経営担当主査	中村 誠	健康推進部 次長	米須 之訓
福祉推進部 こども政策担当次長	浜里 郁子	国民健康保険課 保険税係長	川満 勤子
こども政策課 認定こども園担当主幹	又吉 時生	国民健康保険課 庶務係長	登川 恭佐
国民健康保険課 課長	香月 直子	健康増進課 課長	山口 久美子
国民健康保険課 保険税担当主査	安次富 弘明	健康増進課 健診指導担当主査	大川 有希恵
国民健康保険課 給付係長	長谷川 浩史	施設課 課長	仲村 等
健康増進課 健診指導係長	下地 こずえ	施設課 施設担当技幹	我那覇 宗康

○参考人（2名）

参考人	國吉 一人
-----	-------

参考人	外間 宏
-----	------

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐 直樹
------	-------

○ 審査順序

議案第 2 号 令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 1 0 号 令和 6 年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

議案第 2 4 号 宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について

議案第 2 1 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

陳情第 2 5 号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情

第455回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年3月5日（火）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第2号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○伊佐文貴 委員長 議案第2号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第2号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。私は質問、まず一般管理費、10ページです。356万円の補正減、会計年度任用職員の報酬、給料とか、住居手当とか、期末手当とかあるのですけれども、この減というのは、途中でお辞めになったとか、予定していた会計年度任用職員の確保ができなかったのも、最終補正ですから、補正減をするという認識でいいのか、ちょっとこの辺の説明をお願いしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えいたします。委員おっしゃるとおり、任期の途中でお辞めになった方の後任が未配置の期間がございまして、その未配置期間が主な減の理由となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは減あった人数というのは、1名とか、2名という。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 人数は1人となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 356万円ですので、大体二月とか、三月とか、そんな期間ですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この一般管理費事業全体のほうが、合計額が356万円載ってまして、その下の段、会計年度任用職員報酬の横の欄の36万円が減額された額となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、これは最終補正ですので、こちらでは補正の増減がないですけれども、ちょっとここに含まれているのでしょうか。国保運営協議会、当初予算では、この1款1項1目、ここの中に出てくると思うのですけれども、補正の増減には現れていないですけれども、要するに開催をしたのか、しなかったのか。何回開催の予定なのか。この国保の運営協議会というのは、要は税率を上げるための検討をして

いく協議会だというふうに思っておりますし、令和5年度から次の令和6年度、3年ぐらいのスパンでだと思っておりますけれども、そういうの見通しながら、要するにどういう取組をしていくのか。ポイント等の協議がなされる協議会だというふうに認識をしているのですけれども、これは予算には現れていませんけれども、開催をしたのかしなかったのか、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和6年度につきましては、1回開催しております。第3期国民健康保険財政健全化計画の策定のために開催しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ここにはないのですけれども、後でまたその運協の資料等を提供できるのであれば、お願いできませんか。どんなことをポイントに話し合いをしたのか、協議をしたのか。本当だったら、結果まで聞きたいのですけれども、それが恐らく新年度予算等にもどう反映されているのかとか、また方針自体、計画自体が、こういうふうなことで決まりましたということなのか、その辺が見えませんが、そういう説明資料がいただけたらありがたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今お話しされた健全化計画の計画書を御提供してもよろしいでしょうか。

○岸本一徳 委員 これが一番分かりいいのですか、運協の。

○国民健康保険課長 そうです。

○岸本一徳 委員 では、一番重要なポイントというのですか、そこが協議されているでしたら、その資料を。いついつ開催したとかというのまで、年に1回だと思っておりますけれども、2回開催しなければならないときもあるのかどうなのかということも含めて教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和5年度につきましては、運営協議会は1回の開催となっておりますが、以前に税率改定等ありましたときには、1度、運営協議会で諮られた内容を修正等を行っておりますので、2回とか、審議を継続することもあります。

先ほどお話しされた資料なのですけれども、議事録と健全化計画と両方を提供してまいりたいと思います。

○岸本一徳 委員 よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、2款保険給付費、これは12ページになるのですけれども、これは1目の補正前、補正後、出ておりますが、当初予算からすれば、私の計算では1億5,291万円、これは補正額だ。当初予算から1億5,201万円増となっているというか、今回療養給付費は初めて補正をするということになりますか。当初予算は間違いですか。ちょっと私の認識、確認したいのですが。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。12ページの2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、3月補正が初めての補正となっておりますので、補正前の額が当初予算となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この補正額が、要は当初予算から増となっている、伸びている金額だという認識で質疑させていただきます。それで、令和4年度と比べ保険者数がどのぐらい減になったのか。これと相関関係はないような気がするのですけれども、減になっているけれども、医療費は、ここは増えているのだという、その御説明をいただけたらというふうに思います。

あと、令和4年度と比べて令和5年度の当初予算が3億1,000万円の増ですけれども、補正第5号では、1億5,291万円の増ですので、この当初予算同士を比べると約4億円の開きがあるのですけれども、実質見積もっていたよりも1億5,291万円、療養給付費が多くなったということについては、例えばピンポイントで、令和2年とか、令和3年はコロナのせいであろうでしたよというふうな、単純にそういう分析ができると思うのですけれども、今回の1億5,000万円増えている原因というか、要因というのは、どこにあるのかというのを教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。レセプトのほうから集計したデータになりますが、令和5年度の保険給付費の状況としましては、昨年度に比ばまして1件当たり80万円以上のレセプトの件数が増えております。それに伴って、この療養給付費も増加しているという状況になっております。

先ほどおっしゃられたように被保険者数につきましては、月報のデータで申し上げますと、令和4年度のほうが2万5,442人、令和5年度のほうは2万5,152人と約300人程度減少しています。減少しているのですけれども、まだ1人当たりの医療費のデータについては、被保険者数の減少等は反対に伸びておりまして、療養給付費の補正増につながっていると考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今年度は約300人、被保険者数が減っていると。毎年、毎年出てきている現象があるではないですか。例えば3年分のスパン、皆さんは大体この国保は、補正するにしても何にしても予測とか、推計値とかというのは、予算の計上に当たっては、大体平均値を取って、少し余裕を持って計上していくというふうに思うのですけれども、それからすると、300人減ったということは、もちろん歳入では減るわけですよ。だけれども、医療費は増えているということは、さっき言ったように、1人80万円のレセプトが多くなっているという話をされていましたが、それって例えば高額療養費が増えてきているのだと、令和5年度は。

だから、そこに重点的に例えば対策としては、やはり視点を置いて、ポイントを置いて取り組まなくてはいけないというふうなことになるかと思うのですけれども、それはではどう対策しているのか。データヘルス計画とか、健康増進課のほうで、そういう対策を具体的に分析して、統計資料データを駆使して、どうやったら焦点を当てて、そこを対策できるかということをやっていると思うのですけれども、やはり効果が出るような対策といいますか、即効的な、そういう効果が出ていくというのは、そういう出るような取組というのが、難しいとは思っているのですけれども、どうやっているのか。

もちろん、適正化もいっぱい対策はあると思っているのですけれども、そこら辺やはり病を早期発見、早期治療すれば、その分だけ医療費は抑制されるというふうに、落ちるのだというふうに、減少するのだというふうに理論的には考えるのですけれども、そこら辺の整理とか、そこら辺の検討とかというふうなこと

が、担当部署では健康増進課と一緒にあって、本当に先が明るいのか、難しいのか、この辺のことについても少し教えてください。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 休憩してください。すみません。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時23分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時24分)

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。この80万円以上の高額療養費等に関連する方々の医療費を抑制するための方法としましては、これまでも令和4年度から特定健診の受診率を向上させるための商品券を提供する、受診した方に商品券を提供する事業を3年間計画で行っているところです。それを行って、年々受診率は向上してきていて、10市の中でも令和元年度につきましては、かなり高い順位に位置づけができるような状況になっております。

早期に特定健診を受けて、保健指導につなげることで、重症化しないための取組を行っておりまして、主に糖尿病性腎症重症化予防事業ということで、糖尿病にかかる方たちを未然にアプローチして受診につなげるとか、御本人に管理を促すことで、ある意味高額な医療費を抑制するための取組を行っているところで

す。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純に、高齢化に伴って、もちろん例えば75歳以上は後期高齢医療で別になりますので、前期高齢者、74歳まで、要は国保に加入している方々が、要は年代別、世代別でいくと、宜野湾市は高齢化になっているのか、若い人が減っているのかというふうなことからすれば、当然65歳から高齢者、お年寄りの仲間入りする、シルバーになるわけですから、その方々が多くなればなるほど、そこは医療費は、やはり1人当たりの医療費が高くなっていくと思うのです。

そうではなくて、第2号被保険者が、逆にそういう病気の方が増えてきているのだとするならば、若い人に向けての啓発、それもちろんと発信をしないといけないというふうにも思うのですけれども、例えばそういう高齢化社会だと言われているのですけれども、それが影響しているのか、していないのかというの、ちゃんと的確に把握をして、そこをどうするかというふうな対策、例えば高齢者がその原因となっているのであれば、自治会にも、多少なりとも、この啓発については求めていくという、そういうことが必要なのかどうかという判断、分析も、そこで私はなされるべきではないのかなというふうにも思うのですけれども、今聞くと、病のこと、重症化している部分をどうするというのももちろん分かりますけれども、そういうふうな例えば専門的な知識がなくても、健康づくり、頑張りましょうねというものもあるではないですか。

それは予防であり、保健事業でありというふうなことです。こういうことを全てやらないと、病気の人たちだけ対策していたら、恐らく結果として、すぐに効果が出てくるような話ではないというふうにも思うのです。この辺はどうですか。もちろん、そこはやっているけれども、ここもやっているのだという話なのか。ちょっと私の中で、それがちょっと整理できていないのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員からあった件については、国保に限らず市民の健康という中で、健康推進部全体としてのちょっと答弁をさせていただきたいのですが、こちらも国保、74歳未満については国保の医療費をいかに抑制するか。また、75歳以上については、後期の部分の医療費、そこはまた広域連合で担っているのですけれども、市町村にも影響はあるので、介護の分野についても、いかに市民の健康、若いときから健康を意識してやるかというところが重要になっていきますので、その辺は今、琉大と連携事業の中で、健康プロジェクトとして、学校も含め、保護者も含めた取組ということで、今実証実験を行っているところで本当に短期的にすぐ効果が出るものではないと思うのですけれども、将来ますます高齢化が進む中で、人口減少する中で、やはり今から取り組むべきところは何かというのが、今実証実験を踏まえて、今後市民の健康づくりについては、部としても取り組んでいるところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからは、13ページの出産育児一時金についてお聞きしたいと思います。

減額になった理由が、先ほどのお話では3月末までの見込みを下回るということであったのですけれども、少し詳しく、どういう見込みが下回ったのかというところでお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。13ページの2款4項1目出産育児一時金の助成の減額でございますが、当初予算のほうでは165件で計上しておりましたが、今年度の実績等を勘案しまして、3月末までにおおよそ148件になるのではないかと見込みを立てておまして、17件少なくなる、当初の見積りよりも少なくなる見込みとしております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 17件今回少なくなるということではあるのですけれども、これは見込みですから、それなりの金額は積み上げてといたしますか、考えながら入れている数字だと思うのですけれども、加入者が減ってきているのか、もしくは出産が少なくなっている部分もあるかと思うのですけれども、それともう一つ、金額が今42万円から上がるというふうな部分もあるのかなと思って見ているのですけれども、そこも含めて、ちょっと聞きたいので、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 まず、出産育児一時金の減少についてなのですが、この減少の要因としましては、先ほど委員がおっしゃったように被保険者数が減少している影響、これは社会保険の適用拡大ということで、社会保険の加入の基準が緩和されておりますので、国民健康保険を抜けて社保に加入する方が増えているという影響と、またやはり一般的に言われている少子化ですね、コロナから少子化のほうの減少率が、想定した減少率よりも高まっておりますので、その影響があるのかなと考えております。

出産育児一時金42万円の件につきましては、令和5年度は当初から50万円で1件当たり計上しておりますので、それに伴う影響は特にございません。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 以上です。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 補正予算書5ページをお願いいたします。一般被保険者国民健康保険税の1億1,000万円減額補正、先ほど次長のほうから後期移行分の影響額だというふうなお話がありましたけれども、この影響する人数はどのように出ているのか。要は、団塊の世代が年度に75歳になっているというふうに認識しますけれども、その辺少し細かく説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質問にお答えいたします。予算書5ページの歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、被保険者数につきましては、当初予算のほうでは約2万5,678人で見込んでおります。令和5年度当初の7月末現在の被保険者は2万4,647人となっております、当初の見込みよりも約1,031人減少しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 課長、これは補正を見てびっくりした。皆さんが移行する状況というのをまず把握されてなくて、予算組み、当初予算に組んだのかなと、この1,000人余りの現年度課税分を見積りをしていたと言うことが少しびっくりしているのです。

今回2億6,000万円、後で話しますけれども、認定外を入れて、歳入欠陥に充当分、あるいはここにも充当しているでしょう。金額をね、2億6,000万円の。だから、その辺の当初予算の組み方というのは、皆さん、どのように、例えば年度途中での、今、団塊の世代が多い、来年がピークだと思うのです。その辺を視野に入れて当初予算を組んだのかどうか、その辺どうなのですか。1億円の補正というのは、ちょっとあまりにも大き過ぎますよ、最終補正。だから、その辺の当初予算の組み方が少しどうなのかなと思いますけれども、その辺についての見解をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今回の一般被保険者国民健康保険税の減についてですけれども、当初予算を計上するときに、減少率というものを調定にかけて、実際に調定が減る見込みを立てて予算を計上するのですけれども、今回社会保険の適用拡大に伴う被保険者の減少ですとか、また後期高齢者医療制度へ移行した方の課税額の減少については、想定を大幅に上回っていて、この辺りはもう少し精査すべきだったと思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の課長の説明では、もちろん後期移行分と社保もあると。社保はある程度読めないと思うわけ、若い世代の。ただ、後期以降というのは、75歳になるから、みんな追おうと思えば、人数はみんな確定していきますよね。75歳は分かるではないですか。社保への移行は見えないと思います。だから、その辺を少し次年度以降参考にして、最終補正で1億円以上の補正というのは、予算の組み方としては、あまりよくないと僕は思います。

だから、それを組んでなかったら、多分歳入欠陥がもっと増えていたという予算になると思うのですけれども、当初予算で、このだけのものが見込まれるという予算を決めたから、これが途中で減るだろうと思

って減額してしまったら、この歳入が、また今度は歳入欠陥にプラスして、プラス・マイナスを合わせないといけないから、そういう予算書になってくると思うのですけれども、年度末でこれだけの保険税の億単位の補正というのは、僕はあまりよろしくないのではないかなということ指摘させていただきます。よろしくお願いたします。

次に、7ページ、先ほどお話しした、今回最終補正で2億6,470万円の法定外、新たに増額補正しておりますけれども、令和5年度分の総額の法定外は幾らになっているか、まずお願いたします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質問にお答えいたします。令和5年度のその他一般会計繰入金決算補填等、いわゆる法定外の繰入金につきましては、当初予算で6億4,703万4,000円、9月補正で1億円追加しまして、7億4,703万4,000円、3月補正で、さらに今回2億6,470万円の追加をしまして、トータルが10億1,173万4,000円となっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ここ10年で最高額の補填、これは皆さんの計画の中に累積も含めて解消していくと。再度確認させていただきたいのは、今回令和6年度、その税率改正、見送りましたよね。多分1人頭9,000円ぐらいの増額を予定していたと思うのですけれども、この影響額というのは、ちなみに幾らぐらい皆さん算定されているか。要は最終税率改正したでしょう、3回目の税率改正をして、その影響額というのは、どのぐらい見込んでいたのか、教えてもらえますか。大体でいいです。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは9ページ、今の法定外とも絡んでくると思うのですが、先ほど言った2億6,000万円、法定外を新たに入れて、先ほどお話しした、保険税の減額分の充当、そしてこちらのほうにも1億2,000万円充当していますよね。

それで、当初予算の歳入欠陥補填収入、要は歳入が見込めない、お金の項目をつくって、計1億4,900万円の歳入欠陥の項目の金額が出ております。我々は、これを累積というふうな認識をしますけれども、ただし3月補正で終わった金額を出納整理期間内で現年度分の徴収をやって、最終的に決算が出て、もう少し圧縮してくれるというふうに認識していますけれども、それは当たっていますか。要は繰上充用を5月臨時議会はやるではないですか。今、現年度分の、3月末までの支払いをしていない方たちって、まだいらっやると思うのですけれども、それを出納整理期間で徴収した金額が、この1億4,900万円に影響して、例えばこれが2,000万円ぐらい減りましたとか、そういうふうな考え方は当たっているのかどうか。今から徴収していきますよね、現年度分は。

○国民健康保険課長 はい。

○山城康弘 委員 過年度分も。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。予算の計上の仕方としましては、実際おっしゃるとおり、これから出納整理期間までに徴収できるであろう額を見込んでおりますので、これからさらに圧縮とかというよりは、出納整理までに、この金額になるのではないかとという額で見積りをしております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、この予算の組み方というのは、これは見込んである数字は入っているということなのですね。要は、今まだ支払いされていない、それは取れるだろうということも入っているということですか、この最終補正というのは。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 最終決算を迎えたときに保険税額で見込んでおります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よく分かりました。そういう状況であれば、今の累積赤字というのは約1億5,000万円あると我々は把握してよろしいですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 補足ですが、歳入については、先ほど答弁あったとおり、出納整理期間分を含めた見込みを立てた歳入額となっていますが、歳出についても決算上は不用額が出てきますので、今歳入歳出同額で約1億5,000万円としていますが、不用額を抜くと、実際はこの額よりも累積赤字額が減ると考えています。

○山城康弘 委員 減るよね。今の説明で分かりました。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の話の続きで、要は、これは最終補正をやるけれども、今の説明の中では、予測も入っているので、確実な最終補正ではないですよ。要するに会計を締めるに当たっては、出納整理期間って、さっき現年度分とか、過年度分とかというのが、保険税として、また入ってきたり、それから第三者求償だったり、あんなものの出入りも、そんなには大きくないと思いますけれども、あつたり、要は出納整理期間というのは、締めて最終補正を経てから、そこで歳入についても歳出についても増減が必ず発生すると。その乖離を少なくしていくための、皆さんは計上を、最終補正では、ほぼ乖離がないように大きく予想が外れないようにちゃんと決算まで持っていく、そういう認識でいいのかなと思うのですけれども、どうですか、その点につきましては。

最終補正が終わった後は決算でしか見ないから、その間のことは、中身よく、自分で計算すれば、その乖離は分かると思うのですけれども、要は、今回は補正第5号が、今度来年の決算でちゃんと現れるときに、そういうことが、ではどのぐらい、要するに歳入も歳出も出納整理期間で入ってきたり、出ていったりというふうなことが、あるのだなというふうなことが分かるわけですが、今は分からないですよ、将来のことだから。だから、そこを大きく外れないように頑張っていますよという説明というふうに捉えてよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員おっしゃるとおり、3月は最終補正になっておりますので、決算を迎えたときに、歳入も歳出もこの程度の決算額になるのではないかとということを見込んで予算を計上しております。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの答弁の補足ですが、歳入、特に税収の徴収に関しては、調定額もあります。最終には調定額から、また収納を加味して、実際の額に近い額で計上させていただいているところなのですが、歳出の面でいうと、給付費については、かなり額も大きいので、これがまた予算割れしてしまうと支払いができなくなってしまいますので、そこはやはり多少余裕を持って組んでいるところですので、実際決算額としては、その分の計画は余裕を持って組んでいるところですので、実際決算額としては、その分の不用額は出てくるものと。ただ、歳入については、自治体の今の取組の中で見込まれる額で計上しているところでございます。

○岸本一徳 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点忘れたのですけれども、先ほどの保険税の移行に関して話がありましたけれども、これは75歳に移行した対象者、これは充当されるのは4月からなのですか。それとも75歳になった、その月からやっていくのか。例えば10月が誕生日でした。75歳になると。では、年度内の4月から適用されるよとか、その辺の詳細はどうなっていますか。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 山城委員の御質問にお答えいたします。後期高齢に移る場合は、75歳の誕生日を迎えた月から、税というのは、国保から後期高齢に移ります。その算定なのですから、当初で誕生日というのは分かっていますので、そのときに、その移る前までの保険税で年税額は計算されるのです。ですので、当初で、この方の国保に加入している月数で計算されます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今聞いて、少し納得したのですけれども、先ほどの移行分に関して、要は75歳になるから、人数的には割り出せるのですけれども、詳細を今聞いたら、例えば12月生まれであるとか、4月とか、その個人によって、その減税対象の移行というのは変わってくるから、数字って出しにくくなりますよね。ここまでやったら、すごいこれは仕事量になるのではないかな。

先ほどの質問で、人数が分かっているから、移行分は。ただ単純に、この人たちは引けるのではないかという感じだったのだけれども、今、中身を聞いて分かりました。なかなか皆さんが、1億円のね。笑っているけれども、うれしいですか。よく分かりました。

だから、要は移行人数の情報は、ちゃんと加味できるけれども、その詳細については、これはもしそこまで出すと相当の作業になってくるということですね。一人一人の月から、いつから対象になるかとか出したら、恐ろしいぐらいの、これは仕事になるから、こういうふうな補正額が出ているよということで認識いたします。以上です。

○国民健康保険課長 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次、新年度予算なので、ちょっと関連するので、確認ですが、補正第4号で、今5号をやっているのではないですか。4号で、皆さん、債務負担行為の議案として載せましたよね。例えばマルチマーカー利用料とか、それから二次健診業務委託料とか、これって年度途中で出てくるやつなのですか。それ

とも新年度予算のときに、新年度予算の一番後ろ側の調書があるのですよ。令和5年度分もあるし、令和6年度分もあるのです。大体似ているのですけれども、同じなのですから、これって大体2年分とか、最高5年分とかという、債務負担をかけるのではないですか。どの時期に、それは契約のたびに、これは債務負担行為は設定すると思うのだけれども、これは契約したときが、この令和4年度なんかだと、年度途中だから、違う、補正第4号は年度途中だから、年度途中で、要するに急いでやったのか。全部含めて、年間の必要なのは、そういうふうにするのかということ、ちょっとそこだけ確認させていただきたいのですけれども、何が正しいのか。補正でやっているから、これは必要だから補正に上げてきたのだと思うのだけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの岸本委員の御質問ですが、国保特会において4号補正で上げた、7項目あるのですが、そちらについては、いずれも予算的には令和6年度予算に係るもので、契約等に関しては入札も含めてですが、令和5年度中に取り組まないといけないので、それを債務負担として上げているところで

す。ただ、今回は令和6年度の部分なのですが、例えば当初予算で上がってくる債務負担に関しては、その年度から予算が発生するものがあつたりするので、内容によって変わってくるものがございます。

○岸本一徳 委員 必ずしも一括してやるわけではないわけですね。必要なのは、年度途中で補正をかけて債務負担行為をという解釈でいいわけですね。

○健康推進部次長 はい。

○岸本一徳 委員 了解しました。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 すみません。この予算書のほうの13ページですが、これも先ほど棚原委員もおっしゃっていましたが、出産育児一時金の件ですが、私、福祉の概要を見て、9—2のほうの出産育児一時金をもっている方々の人数、やはり出産が減ったのだなというふうには感じていたのですが、しかし8—15の母子健康保健事業の表を見ますと、出生数のほうが、平成29年度から令和3年度までの人数が書かれています。

だから、決して子供たちの出産率は減っていないのではないかと。出生数は、これだけありますので、そういうことで、この人数に関しては、先ほどコロナ禍の影響もあって出産率も減ったのかなというふうにありましたが、やはり中身を見てみると、若い世代の国保加入者が減ってきているのが現状にあるのかなと感じたのですが、この辺はいかがでしょうか。どういうふうに分析をしますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良委員の御質問にお答えいたします。先ほどの福祉の概要の8—15ページでおっしゃられた、出生数等の兼ね合いもあるかもしれないのですけれども、国民健康保険課は市の人口のうち、約25%が加入しておりまして、先ほども申し上げたとおり、社会保険適用拡大に伴って、社会保険へ移行していく方たちが増えているという影響もありまして、出生率の低下もあるかと思っておりますが、社保適用拡大に伴う減少の影響もあると考えています。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。先ほどコロナ禍の影響とかおっしゃいましたが、やはりそれはコロナ禍でも出産は増えてきているような気がいたしましたので、少しどんなのかなと感じていたのです。ですから、国保加入者の若い世代が減ってきて、社会保険とか、共済保険、いろいろなものがありますので、国保が25%の加入ということでの数字の理解が分かりました。決して子供たちの出生率は、極端に減っているわけではないということが分かりましたので、ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

【議題】

議案第10号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第10号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第10号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 予算書の33ページ、6款2項1目特定健康診査事業費、令和6年度は5,480万6,000円計上されていますが、令和5年度は、これは849万円、今令和5年度の当初予算の中から見ているのですけれども、これは01の委託料、違う、5,339万円、100万円ほど増えているのですか。01、特定健康診査事業費、委託料だけ比べると5,480万円、令和5年度は5,333万円、さっき増になりますという話をしていたので、相当増えたのかなと思ったので。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 33ページの6款2項1目説明番号01の特定健康診査事業の、委員がおっしゃっているのは委託料の金額ということで、令和5年度5,339万9,000円から令和6年度は5,480万6,000円全体で160万7,000円の増です。

こちらは特定健診受診者に対して商品券を交付するということであって、令和6年度に受診率目標を50%にしておりますので、それで受診者が増えるということで、検診委託料についても増えるということで、委託料を増しております。前年同は6,700人が受けるということで予算化していたのが、100人増で今後委託料を増した形で、健診委託料190万円ほど増額している形になっています。ほかにも人間ドック委託料だとか、そういったものも組んでおりますので、相殺して160万円ほどの増になっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは特定健診に大きくは人間ドックも含まれてくるのかなど。カウントは、そういうふうになると思うのですけれども、予算的には別立てでしょう、人間ドックは。こっちの中に入っているの。大体540万円、債務負担行為でも出てきたのだけれども。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 特定健診の人数の中に人間ドックを受けられた方の特定健診分も含まれております。人間ドックの委託料は債務負担で組んでおりますが、こちらに関しては市が人間ドックをがん検診とそれ以外のもののセットで受けられた方に2,200円税込みで、こちらを負担している分を人間ドックの委託料をさせてもらっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみませんけれども、債務負担行為の部分と、こっちの予算書で、6款2項1目の01と02も関係するのかな。調整交付金と括弧であるのだけれども、この内訳みたいなものが、例えば特定健診、集団健診と個別健診、あと自分のかかりつけ医のところへ行って受けるやり方もありますよね。あと、人間ドックは、ちょっとプラスアルファで、この債務負担行為の中に入っているの、こっちはちょっと別だというふうに思っているのですけれども、この内訳的な、例えば人数的にどんなふうになっているのかという資料は作れますか。

本当は推移も見たいのですけれども、今回あれではないですか。ほかの方からも言うと思うのですけれども、検診率も相当上げていますよね。そうすると、必ず人数の増減は、増加は出てきていますので、その推移が分かるような、そういうものを人数で、金額ではなくて人数で押さえた資料をいただけないでしょうか。前年度と比べて幾らでいいのではないですか。ここ3年分ぐらいあったほうがあれですけれども、これからどんどん増やしていくわけでしょう。いいですか、その資料要求は。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 令和2年度からということ。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、山口課長、02の委託料というの、02の括弧の中の調整交付金ってあるではないですか。上の01と何が違うのという、ちょっとよく分からないのですけれども、この説明もいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 御説明いたします。01の特定健康診査事業につきましては、特定健診に係る、先ほどの人間ドックも特定健診に含まれておりますので、そちらに関する事業費を予算化しております。02の特定健康診査事業調整交付金というのに関しましては、県と国の補助事業を保健事業の中で、その分に関するものになりますが、こちらの中に受診率向上であったり、その受診率向上に取り組む人件費、また委託料につきましては、特定健診を受診いただくための受診勧奨に関する事業等の予算となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。それと、次の33ページで、特定保健指導事業がありますよね。これも委託料が204万円、これは前年度か。特定保健指導事業委託料209万7,000円、ほぼほぼ一緒なのです。

けれども、ここの委託料というのは、再検査とか、保健指導だとか、要するにどこに委託するものなのか、ちょっと御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 委員の質問にお答えいたします。01の特定保健指導事業につきましては、健診を受けられた後に特定保健指導、それ以外の保健指導を行います。こちらの01につきましては、保健事業を一部業務委託しております。その委託料になっております。また、02の特定保健指導事業の調整交付金に関しましては、この特定保健指導事業対象者に、またさらなる二次健診とか、運動習慣をつけてもらったりというふうな、それ以外の保健事業が入っておりますので、そこも含めて、その保健事業を実施する人件費がこちら含まれております。

○岸本一徳 委員 分かりました。後で詳しく、また教えてください。

あと、先ほど補正のときにちょっと時間を取っていただいて確認したのですが、49ページの巻末、これって議案ではない、この議案書の中に入っているわけだから、議案なのかどうかの確認からお願いします。調書って書いてあるのですけれども、それって単なる報告ですか。それとも年度内にやる計画を羅列してあるだけだと、こういう。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 資料としてついているかと思えます。先ほど申し上げたとおり、既に債務負担については12月議会で承認いただいているもので、場合によっては当初で負担行為として上げるものがあるのですけれども、それは冒頭の、頭のほうについてくるので、それを含めた一覧表ということで、御理解いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それで、例えば債務負担行為は、実際に契約していく、限度額もあるし、契約をするために1年、年度内ではなくて、2年とか、5年とかとあるので、債務負担行為というのは、ちゃんと議案に上程をして審議してもらおうという、そういう形を取っているというふうに思うのですけれども、例えばこの債務負担行為の中身そのものが、もちろん難しい用語の部分もあるのですけれども、効果というのは、この債務負担行為でやっている部分の効果、実績とかというものは、例えばこの債務負担行為を執行して行って、推進して行って、契約をして行って、その使い方、これがまた医療費に跳ね返ってくるのかとか、それからまた皆さんの業務の中で、仕事が効率的に行われているのかというのが、債務負担行為の中身でしょう。

ということは、そのために要するに期間も、それからまた限度額も決めて契約をして、そういうものを導入していくということなので、確認ですけれども、次長、要はその効果みたいなのはどこで、決算のときにあれですか、聞けばいいってことですか、我々は。効果みたいなもの、どう反映されているか、特会にね。

○健康推進部次長 休憩をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時30分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時32分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの岸本委員の御質疑ですが、債務負担行為を設定する意義というのは、委員おっしゃるとおり、やはり毎年契約するよりは5年なり、3年なりにまとめたほうが事務の効率化が図れるので、その辺の面でいうと、人件費の抑制につながっている部分はあると思います。

また、金額的な面でいうと、単年度でやると、やはり割高になってくるので、それは複数年契約を結んだほうが財政面においても、やはり金額が下がるという意味ではメリットがあるというふうに考えております。

12月で債務負担を上げたものが、その後は、当初予算にどう反映されているかというのは、実際に入札も終わって金額が確定したのものに関しては、債務負担はあくまで限度額ですので、その範囲内で実際に入札で契約した額として、この予算の中に反映されている部分も中には含まれている。

○岸本一徳 委員 許されるのだったら、こういうことを聞きたいと思っていただけ。例えばこの49ページにある、羅列されているのだけれども、これは12月で、補正4号で債務負担行為、我々も承認をしたというのが、可決したというのが分かった上での話なのだけれども、例えばマルチマーカの活用の効果についてはどうなのですか、アバウトなのですかけれども、それからまた二次健診業務委託をやって、毎年度、市民は何人分の対象人数を想定して債務負担行為を組んでいるのかという、要するに皆さんが、この債務負担行為を上程するときに、議案として上げるときに、そこの試算の仕方はどうなのと。どのぐらいを予測して、つまり債務負担行為をかけているのかとか、それから本当はこっちを聞いたかったのです。

国保事務処理標準システムというのがあって、皆さんの運用保守委託料というのは、市町村が資格管理、保険料の賦課、徴収、収納の給付業務の標準的な事務処理機能の役割があって、そういうものの効果が、皆さん、残業しなくてもいいようになっていきますねとか、そういうものなのかどうなのかというのを、僕ら中身は分からないのですよ。詳しくそのことを、説明資料ももらっていないものですから、そういうことをちょっと確認したくて、これは毎年推進をしていく、それからまた取り組んでいく中身なのだけれども、皆さんの仕事では重要な役割を果たしていると思うのですけれども、それってシステムを選ぶときのことも含めて、ITの場合にはデジタル推進課のほうは、そこはやはりプロポーザルでとか、様々ありますけれども、標準システムというのは、例えば国保連合会で提供されたものをみんな共通して使っているのかなという感覚で僕は受け止めているのですけれども、そういうものの中身が分かればいいなと。効果が、皆さんの仕事の、本当にこれで残業がなくなりましたとか、これで機械で、ITで仕事をさせていますというふうなことになれば、僕は一番いいのかなというふうに思っているのですけれども、この辺のことを聞いたかったなというふうに思うわけです。いつ聞けばいいのという話で。

○健康推進部次長 休憩で。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時35分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時36分）

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○**棚原明 委員** 予算書の35ページ、糖尿病性腎症重症化予防事業、前年度、令和5年、令和4年から比べて100万円アップしている状況で、この間、新聞にも、市長と中部医師会が協定を結んだということであり、やはり前回は、山城委員からもいろいろと質問があったように、とても重要な事業ではないかというところで、僕も少し気になって見ているところですが、今回金額を見ていると、会計年度任用職員の方を増やしたのかなというところではあるのですが、どのような事業を、中部医師会も含めて、協定を結びながら、今回令和6年度進めていくのかというところで、ちょっとお聞きしたいのですが。

○**伊佐文貴 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** こちらの糖尿病性腎症重症化予防事業については、特定健康診査結果等により糖尿病の重症化を予防する事業で、糖尿病による人工透析を遅らせる、予防するために医療費適正化につなげるということで、会計年度任用職員を保健師1名、管理栄養士1名、計2名採用しておりますが、今年度110万9,000円ほど増額している理由につきましては、体制としては2名のままなのですが、令和5年度に人勸の対応をして、報酬額が会計年度任用職員のほうが増えまして、また令和6年度から勤勉手当のほうを加算するというので、2人の体制ではありますが、こちらの報酬増によるものでございます。

○**伊佐文貴 委員長** 健診指導係長。

○**健診指導係長** 先ほど委員のほうからありました、新聞のほうで中部地区医師会と協会けんぽさんと宜野湾市で3者協定を結びましたということですが、こちらの取組に関しましては、国保の加入者対象だけではなくて、宜野湾市民を全て対象にした、糖尿病性腎症であったり、また糖尿等がなくても透析に移行する方を予防していくようなシステムづくりを、その3者連携で取り組むために準備をしている段階です。その根拠として3者の連携という形で、先生方の連携をするために、その整備をしているところとなっております。基本的には腎臓の専門医等、あと地域のかかりつけ医に関して腎臓を予防するために今連携している、紹介状等で、患者さんを紹介を、先生方は今でも既にやっておりますが、こちらの基準をさらに下げて、予防の観点も含めたつながりということで、次年度に向けて整備をしているところでございます。

○**伊佐文貴 委員長** 棚原明委員。

○**棚原明 委員** 国のほうも相当力を入れて進めていきたいという形も見えてきますので、ぜひ1歩でも2歩でも進めて、3者協定が身になるように、また宜野湾市民の方たちがCKD（慢性腎臓病）に関しても、予防も含めて皆さんの取組が身になるように、ぜひ応援もしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**伊佐文貴 委員長** 座間味万佳委員。

○**座間味万佳 委員** ちょっとお聞きしたいのですが、32ページ、6款1項3目の01、医療費適正化特別対策事業のほうなのですが、こちら昨年、令和5年度の予算を見ると、920万円というか、約1,000万円ぐらい増えているのですが、その増えた理由をちょっとお聞きしたくて、レセプト点検の医療費適正化というところをおっしゃっていたのですが、それをやったことによって、どこに効果が、それがどこに数値というか、予算として現れているのかというのを教えていただければいいですか。

○**伊佐文貴 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 座間味万佳委員の御質問にお答えいたします。まず、増の理由、今回、令和5年度に比べて令和6年度の予算が増えた理由につきましては、先ほどの糖尿病性腎症の事業と同じく会計年度任用

職員の報酬の引上げ、また勤勉手当の新設に伴う人件費の増加と、あとこれまで9名で計上しておりましたが、令和6年度からは1人増えて10名の予算計上となっております。

この効果が、どこに現れるのかということなのですが、こちらは国保財政の安定化を図るためという目的で、レセプト点検のほうと、また第三者求償事務返納金等ですね、医療費に関する意識の啓発を主な事業内容としておりますが、また柔道整復、はり・鍼、あんま、マッサージ施術所からの請求内容について、適正かどうかを審査することで、重複受診、また頻回受診等を抽出し、不必要な支払いや過払いの支出を抑制する事業となっております。

その効果が、どこに現れているかということについてはなのですが、2款保険給付費の療養給付費、また療養費を抑制することで、市からの保険給付費が減少することとなっております。

あと、レセプト点検で一定の基準を満たした場合に、県の補助金がございます、インセンティブとして毎年交付がされております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この療養費が、レセプト点検の医療費適正化が行われることによって、2款のほうの療養費が抑えられることと、インセンティブのほうが入ってくるということ、また9人から10人に増やしたということで、効果がもう出てきている、確実に出てきているというところで、ここを増やしたという認識で大丈夫ですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 10名に増やした、1名増やした理由なのですが、国保の財政健全化の観点から、保険税の収納だけではなくて、返納金ですとか、第三者求償事務ですとか、その辺りの増収につきましても今後力を入れていきたいという考えもありまして、またこの事業につきましては、県の交付金が3分の1充当されますので、人件費のうち市の持ち出しは3分の2となっておりますので、その辺りも増やすことを決めた要因となっております。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 33ページの説明の01、特定健康診査事業の再確認なのですが、先ほど50%アップを目指して、前年度から146万7,000円アップしている、増額があるのですが、このとくとく健康診査キャンペーンの内訳、チケット、主に人件費なのでしょうけれども、商品券も加わってますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 商品券につきましては、33ページの03です。事業は、特定健診受診率向上事業の中の報償費1,310万円の部分が商品券の部分になります。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 01の委託料は人件費が145万7,000円アップで、02のほうでも委託料がありましたけれども、これも人件費だったのでしょか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 01につきましては、集団健診だとか、個別健診だとかの病院への委託料ですね、01については、02については受診勧奨に伴う人件費です。委託料については、効果的な呼出しはがきを発送するか、そういった委託料、02に含まれています。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 こちらのほうに指導で訪問するというのが含まれているのですか。例えば指導対象者になったところに職員が、委託先の方が指導に当たると考えてよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 特定保健指導につきましては、すみません。事業が複数になって申し訳ありません。34ページの01、02のほうで、02ですね、特定保健指導事業調整交付金のほうで実際受診をして、指導が必要な場合は特定保健指導として対応しております。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 分かりました。確認できました。ありがとうございます。

先ほど説明の中で、34の説明、02で指導事業がありますよね。そこで、職員が行かれると思うのですけれども、断られた場合には、1度だけではなくて、2度も3度もこの人が何度も行くという例はありますか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 健診の後、特定保健指導に該当する方や、それ以外の、先ほどの糖尿病性腎症であったり、重症化予防の対象というのは、それぞれいらっしゃいますが、それに関しまして、健診を市のほうで受け取った後に、必要な方には訪問であったり、電話であったり、集団健診の後の結果の説明会とか、いろいろな手段を用いて、その方へのアプローチはしております。やはりなかなか会えない方とか、働いている方もいらっしゃいますので、その方に関しましては、二、三回訪問だったり、アプローチをして会えなければ、手紙でその人に、こういう数値が気になります。医療機関の実施が必要ですよとか、一緒にサポートさせてくださいというようなお手紙を各地区担当のほうから行っております。ただ、会えない人はいらっしゃいます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 恐らく会えない人もいるだろうなと思ったのは、以前公民館に勤務していて、ホールのそばで説明しているのですよ。職員の声が大きい人もいれば小さい人もいます。守秘義務というのですか、ちゃんとパーテーションで、嫌な人もおられたのです。今度指導があっても、俺のところと呼ぶなよとかという人もいたものですから、職員が一生懸命派遣されていても、拒むというのですかね、対象者が。そういう例もあったものですから、ちょっと確認させてもらいました。何度も行くと職員も大変ですので、人件費もかさんでいくと思いますので、1つの情報として捉えてください。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 予算書32ページ以降なのですが、先ほど棚原明委員から糖尿病性腎症重症化予防事業の内訳をちょっと聞いて、体制は変わっていない。金額に関しては、各事業、全部アップしていますよね。これは国の地方財政計画の中に、令和6年度分に関しては給与改定分に3,000億円、そして会計年度任用職員の勤勉手当2,000億円の、合計して5,000億円の予算組みがされております。

これは次長、収入分に関しては10ページの6款1項1目の区分4、この6,000万円の増額に反映されているという認識でよろしいですか。前年が2,000万円ぐらいあるのですよ、前年の予算書ですね。この6,000万円が、例えば職員給与の改定分と、あと会計年度任用職員の勤勉手当に充当しているという認識でよろしいですか。各事業、みんなが会計年度任用職員上がってますよね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの山城委員の御質疑にお答えいたします。今回、前年度と比べて6,000万円になって、増となっている主な要因としては会計年度任用職員の1名増と、委員おっしゃるとおり報酬改定、給与改定に伴って増額となった分が影響して全体6,000万円の増となっております。

○山城康弘 委員 分かりました。では、計画をしっかりと反映させて、繰入れというのは、一般会計からのルール分ということになりますよね。

○健康推進部次長 委員、おっしゃるとおりです。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。全体的に見て、体制というのは本年度あまり変わらない。ただ、先ほど課長がおっしゃったように3者協定を組んだ、試みがいろいろさせてきているなというふうに思うのです。

そこで、先ほど山口課長のほうから特定健康診査の受診率50%を目標に頑張っていくと。すごい計画をしているなというふうに思いました。今現在のクーポンね、今回も11ページ、決算補填等以外の予算の中にクーポン券も入っていると思いますけれども、現在の皆さんが、喫緊の把握されている受診率、それからちょっと50%までの状況を聞きたいもので、今どれぐらいから50%にしていくという見解をください。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 山城委員の御質問にお答えいたします。特定健診受診率向上事業、令和4年度から開始しまして、令和6年度は最終年度として50%を目標に取り組んでおります。

令和5年度につきましては、36.0%、対前年度比、令和3年度は28.9%から36.0と7.1%増ということで、この事業の効果が十分あったのかなと担当課としては思っています。

令和4年度につきましては、40%を目標ではありましたが、36%、表にはございませんでしたが、効果はございました。

令和5年度は45%、令和6年度は50%ということで……

○山城康弘 委員 今年度は出ていないですよ。

○健康増進課長 そうですね。今現在、今年度の8月末時点、令和4年度と比較したところ、今現在の受診者としましては、令和4年度より74名ほど少ない状況は……

○山城康弘 委員 いいですよ、現実ですから。

○健康増進課長 最初の事業を始めたときと、ちょっとまた慣れたというところも少しあったのかなと思うので、当課としましても、5%ずつ伸ばしていくということの目標で対応はしておりますが、現実としては、そういったことでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 正直に答えてくれてありがとうございます。要は、私が今申し上げたいのは、クーポン券対策をして、一時的にばっと上がるのです。その事業というのは、やはり頭打ちが出てくる。

一番質疑したいのは、では今回50%に行くにはね、クーポン券の発行事業以外に、どういったことをしていくというのが見えてこないのですよ。それをどのようにやっていくのか。要は、頭打ちになってきたというのは、皆さん感じているはずなのです。では、目標値を達成するためには、今までと同じことをしていたら、数字は上がってこないというのは、もちろんこれは結果は出ていますから、今後どのようにして50%に持っていか。去年なかった、どういった試みをしているかというのが、これが非常に重要だと思うので、その辺ちょっと説明をいただけますか。あまり中身がなかったら、絵に描いた餅になってしまうから、やはり計画というのは必要であるのですよ、物事というのは。その辺ちょっと確認させてもらえますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 特定健診受診率、同じ試みをしていたら、向上というのは令和4年度、令和5年度のようになりますので、新たに打開策というのは検討していかないといけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

先ほども説明申し上げましたが、今回CKD、糖尿病性腎症、病診連携ということで、これまで特定健診、国保の加入者のみへの商品券ですけれども、やはり国保に加入する前の人たちの健康をみるということで、全市民を対象とした取組に向けて、今回中部地区医師会、協会けんぽさん、宜野湾市の3者で連携協定を組んで、お互い相互に連携を深めて、受診勧奨できるような体制も踏まえながら、そういったCKDの組織づくりに取り組んで、全体で、また病院の中からも声かけして、透析を遅らせるだとか、透析患者が年間500万円とか、そういった医療費がかかる部分もございます。そういった方を遅らせるとか、そういったものの取組も含めて対応しているところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 大丈夫ですよ。今おっしゃったCKDの試みの、ちょっと詳細の資料を後でいただけたら助かります。

今、山口課長の答弁というのは、僕が今聞いた範囲での見方は、要するに医療費抑制につながる動きではあります。要は、その対象者が悪化して透析に陥らない、それが多分主だと思うのですけれども、それが受診率、その前の段階の受診率に反映されるかどうかというのは僕も分からないのですよ。要は、それが影響しているかどうか。CKDの試みどういうことをやっているか、まず資料をください。

それで、今聞いた範囲では、医療費抑制の適正化につながるような動きはされていると思いますけれども、なかなかこの50%に向けての動きなのかなという、ちょっと疑問があります。ですから、当初予算で、こういった中身の現状であれば、年度途中でも構わないですから、やはり設定したら、しっかりやはりやっていったほうが、どういったことをすればやるかなということを常にやはり模索しながらやっていってほしいと思うのですけれども、どうですか、皆さん。

多分そのままだと、数字というのは、うそつかないから、本当に厳しくなると思います。ですから、結果的に、例えば45とか、46とかだったら、これはこれで僕はいいと思います。ただ、何もしないで、その50%だけ掲げて、今までどおりの事業で、それが達成されるということは、まずないというふうに理解していただきたいし、今後はやはり検討材料として、いろいろなものをまた導入していくことも、少し軟らかくするようなことも担当部としては考えていただきたいのですけれども、これに答えたら質問を終わります。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 担当課としても具体的に市長だとか、全部署に対しても職員1人ずつ、これまでも市長のほうからは、あらゆる機会のほうで、こういったキャンペーンの、受診勧奨の取組を依頼していましたが、今年度、部長級の連絡会議のほうでも、その都度、受診勧奨の協力願、また職員1人ずつに対しても具体的に、知り合い5人には最低声かけしてもらえませんかとか、そういった具体的に取り組みやすい……

(何事かいう者あり)

○健康増進課長 そうですね。議員の皆様方にも御協力をいただきながら、拡散運動も含めてやりながら、夜間電話勧奨だとか、追い込みも現在担当課のほうもしておりますし、そういったものも含めながら、また効果的な勧奨の対応は、御意見をいただきながらやっていきたいと思っております。引き続き御協力をお願いいたします。

○山城康弘 委員 頑張ってください。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第10号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時59分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩します。(午前11時59分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第24号 宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第24号 宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第24号についての説明をお願いします。福祉担当次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 2点ほどお願いします。資料の3、改正後の給付額等とありますよね。その改正前、改正後の四角の中で、申請期限が30日、右側、災害救助法適用災害除外、それから改正後は6か月、適用災害は含めるって書いてあるではないですか。さっきの説明では、除外するではなかったでしたっけ。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 これに関しましては、現条例の中では、この災害見舞金品等の支給の入り口として災害救助法が適用される程度の災害については除くというふうに、除外するというふうに書いてありまして、今回8月の第6号で災害救助法が適用されましたので、もしその場合に、この見舞金に該当する、程度として該当する場合があっても、入り口として、それを除いているので、その災害救助法が適用されたことによって、その独自の見舞金が支払われないおそれがありましたので、それにつきましては、今回それを除くと。災害救助法が適用される程度の災害でも含めるというような形で改正するものでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 両方からもらえるという解釈でよろしいわけですね、該当した場合。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 災害救助法が適用された場合に、国の定める、失礼しました。法で定める死亡弔慰金等がございますけれども、死亡弔慰金に関しては、市町村が負担金を払って沖縄県市町村総合事務組合に共同処理をさせております。そちらのほうから要件に該当する場合は死亡弔慰金が支払われる場合もあり、あとは負傷した場合の見舞金、それとあとは住宅等、住家等の災害被災に関しては貸付金が行われることになっております。

性質としては、死亡弔慰金については給付の弔慰金ですので、向こうのほうが、一般的な弔慰金の場合、500万円の弔慰金が支払われることになるわけですが、この場合、重複しているものは除くと、死亡弔慰金だけは、重複した場合は除くという形にして、あとの負傷に対する見舞金については、こちらは一月以上の治療期間があるものに関しては支払いますけれども、法律によるものに関しては、障害が残る程度とか、かなり厳しい条件がついていますので、これについては支払っていく形になります。

あとは、住家等の見舞金に関しても、法で定めるものに関しては、貸付けですので、こちらは支給するという形で整理してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ただ、含めると書いてあったから、両方取れるものだから、ちょっと明確に分かりやすくしておいたほうがいいのかというふうに思うのですけれども、これが1つ気がついた点です。

もう一つ、うちは、この改正したら6か月、期限でありますけれども、現在のうるま市と、180日ですから、大体一緒ぐらいかなと見ていますが、要は、申請は、市民が分かるか分からないか。それから、該当しているのか、していないのかということが、要は申請の手続の、いわゆるきっかけであったり、それから役所に行って相談するとかというふうなことも始まると思うのだけれども、条例可決後、改正になった場合、この周知というのですか、やはり期間が長いから大丈夫よという話ではなくて、こういうふうに変わりますよとか、申請についてはしっかりやってくださいねというふうな、そういうやはり市民への周知はどのようにやるのかということをお伺いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 申請期限につきましては、今回延ばしていくことになってはいるのですが、基本的には、この見舞金の申請のためには、火災であったら、火災の罹災証明書、あとは風水害とかだったら罹災証明書を求めて程度を確認することになっておりますので、大体は担当部署を経由してきますので、あまり逃すということはないのですが、ただし今回大きな改正でございますので、市民に対する周知は市報、またはLINE等を使って周知をしていきたいと思っております。

○岸本一徳 委員 分からなかったという人が出てこないように、そこのほうがむしろ不幸ですから、もらえるのにもらえなかったさというような話にならぬようにしていただきたいなと思います。私のほうからは以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっと資料について1点確認なのですが、今回負傷者への見舞金利率について新たに規定されたということなのですが、このいただいた資料、福祉総務課が作ってくださった資料のほうで見ると、改正前と改正後5万円って書いてあるのですが、下の参考のところは治療の程度で期間のほうは書かれていないので、ここの白いところに。

ただ、新旧対照表で見る、17ページの第3条の(2)の号に追加したものの1か月以上の治療というところが、その期間になりますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 確かにそのとおりです。資料の下については、現行の条例の比較をしておりますので、なしというふうに書かせていただいておりますけれども、改正後に関しましては、条例のほうで、17ページでございますとおおり、1か月以上の治療期間を要する負傷者に対しては5万円の給付を行っていくというようなことで、金額に関しては規則に書いてあるのですが、それで改正していく予定でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もう一点確認なのですが、先ほど岸本委員がおっしゃったのですが、周知に対しては、皆さん、こういうので申請できるのだというふうに早く知りたい、期限がというのはあると思うのですが、申請した後、いつその結果が出るかというようなもの、申請したけれども、いつ結果が来るのだろうかというふうに分らなかつたりすると、それについて、どうやりくりしていいかということもあるのですが、申請して、いつまでに回答が返ってくるみたいなのも何か基準というのがありますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 まず、相談を受けたら必要書類等を準備していただいて、実際の申請につながるわけですが、申請が、必要書類も全てそろってましたら、速やかに支給はできますので、その窓口対応の中でお話はさせていただきますけれども、目安等が必要という、やはり市民からは知りたいということでしたら、周知のほうで行ってきたいと思えます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 それが1週間後には回答が来るよとか、2週間かかるよとか、1か月ぐらい、もしくは申請して受理されたけれども、給付自体が下りてくるのは3か月後だよとか、そういうのが分かると、市民も安心して被害の給付を受けられる、待ってられる、そこの待っている間の不安が少し減るかなと思

ますので、ぜひそこも一緒に申請においては案内してもらえるといいなと思いました。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからは、皆さんからいただいた資料のほうから少し説明を受けたいと思います。

改正の経緯のほうから少し確認したいのですが、今回の改正の経緯が、去年の8月の台風6号を機に本市の見舞金が、県内他市と比べた場合、低いことが明らかとなったということなのですが、これは8月の台風6号に支払いがあったのかどうか、ちょっと確認したいので、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 台風6号の住家の被害に関しましては、確かに住家の被害はあったのですが、本市で規定する災害見舞金の支給の程度が半壊、もしくは全壊という形になっていまして、今回宜野湾市内での被害に関しては、半壊までは至らず、準半壊の住家がありましたけれども、そういったことから、改正等にかかわらず、程度としては、対応、対象の状況はなかったということです。

ただし、お一人、負傷なさっていた方がいらして、その方については1か月以上の負傷だったと思いますので、私たちのほうでは規定がなくて、支払いができなかったのですが、そういった状況もございました。沖縄県のほうに同様の災害見舞金がございますので、そちらのほうには案内して、そちらのほうから給付金は受けているという形になってございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今回、今話があったような形を取られたということで、やはり今お二人からもあったように、分からない部分が、やはり市民にはあるのかなというところからすると、皆さんのほうから教えていただいているところは、とてもよかったと思っています。

先ほどの半壊であったり、全壊であったりというのは、とても難しい判断ではないのかなと思っています。今回のこの条例改正に関しても、半壊、全壊に関して同じような流れになるのか、少し確認ですけれども。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 災害救助法の適用に関しましては、罹災証明を発行するときに、総務部のほうが担当しておりますけれども、総務部から建設部のほうに依頼をして、専門の目で見ると、それが半壊に当たるのか、準半壊なのかというところの判断をして罹災証明書を出していただきます。私どもは、その罹災証明書に基づいて程度の確認をさせていただいておりますので、そういう流れでさせていただいているということです。

これまでの災害見舞金の支給例に関しましては、雨とか、台風とかの被害ではなくて、ほぼ火災による見舞金の支給でございまして、その場合には消防のほうから火災証明、半焼なのか、全焼なのか、そういったところが出ますので、それに基づいて程度の確認をさせていただいているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 もう一点だけすみません。新旧対照表の17ページのほうから、給付の制限というのがあります。第4条、死亡弔慰金は、沖縄県市町村総合事務組合から災害弔慰金が給付される場合は給付しないというところなのですが、仮に市からもらって県からもらう。県からもらって市からもらうというこ

ろは分かるかもしれないですけども、市からもらった後に県に出したりという、その重複というのは、どちらもあり得ることなのか、あり得ないことなのか、少し確認だけお願いします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 こういう手続関係に関しましては、市の罹災証明、あとは大規模災害のときには罹災証明ですね、そういったことの発行が基準になりますので、ほぼそれを把握できること、総務部と連携して把握できることですので、これに関しては大丈夫かなとは思っております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 重複はないという形で、皆さんは考えているということですね。

○福祉担当次長 はい。

○棚原明 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 この予算というか、財源というか、これは一般会計からの支出ということになるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 この独自の災害見舞金に関しては一般財源を使わせていただいて、予測ができないものから、予測ができないものに対する支出ということで、発生した場合に予備費等で対応させていただいております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 一般的な見方からして、この死亡弔慰金というのは3万円ってなっているけれども、これは3万円になるのですか、もっと上がるのか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 死亡弔慰金に関しましては、上の表で改正前と改正後を示してございますけれども、現条例で3万円、改正して10万円まで引き上げていきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 仮にその当事者、あるいは遺族となったときは、そんな大きな金額ではないように思えるのです。ということを考えれば、例えばどこかの保険事業者との契約で、例えば市が保険を掛けて、こういったことになった場合に10万円とかというふうな金額でなくて、もっと大きな金額を弔慰金として差し上げるというのは、もしかしたらありかなとも思ったりするのですけれども、その辺の御検討はなかったのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 それに関しましては、大変申し訳ありませんけれども、その手法については、検討はしてございません。災害、火災等は、個々で保険も掛けている部分もございますので、そこを公的なところがやるというような、そういったところまでは検討がまだ及んでおりません。すみません。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 検討していないということは、要するにそういった事例はないというふうなことなのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そうですね。個々の全ての自治体を調べているわけではございませんけれども、沖縄県内で、そういった事例を聞いたことはございません。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ここで、そういった保険を掛けているというのは、そうかなと思っているのですが、公的な機関で住民を手厚く支援するというようなことを考えれば、検討に値するのではないかなと思ったりするのですが、将来的には、その辺は考えてみるというようなことはあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 入ることを検討することは、やってみる価値はあると思いますけれども、ただ公がやる場所として、そこまでが適当なのかどうかという視点を持ちながら、いろいろなことを研究させていただきたいと思います。

○伊佐哲雄 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もう一点お聞きしたいのですが、多分議場でも、この質問が出たのですが、新旧対照表にある16ページ、第3条の(1)、宜野湾市に現に居住している者というふうにあるのですが、こちらは質問が前回あったと思うのですが、県外からの学生さんで、住民票はこっちにないけれども、住んでいるところはこっちという場合も対象になりますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 本来なら住民基本台帳法で、住定した場合は2週間以内に届出をしないとイケないということがありますので、住民票があることが基本となると思いますけれども、私も消防からの火災証明等、そういったところで被災された方が出てきて、そこがまた不動産と契約しているとか、あとは長年にわたり居住している事実があるとか、そういったところも確認しながら、その給付を検討していくことになると考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今の話でいくと、もちろん住民基本台帳に載っている方というのが基本なのですが、県外出張でやり取りをして、月に1度は来る、1週間ぐらいいはいる、そこでウィークリーではないけれども、アパートを借りているといった方とか、そういうふうな方は、実際住所がないわけなので、そこはどんな感じですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 家屋の被災に関する見舞金に関しては、それについては該当しないものなのかなと。一時の拠点でしたら、そういったことにはならないのかなというふうに考えます。

○座間味万佳 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願いたします。この災害見舞金のほうですが、昨年8月の台風というのは、かなり大きな損害を与えたと思うのです。我が家のほうでも、かなりの被害を被って、太陽光パネルが、隣のヤシの木が大きく揺れて、それを破損したというのがあったり、また瓦も破損する。そして、そこ

から雨漏りもあったという形で、罹災証明ももらいはしたのですが、そういう見舞金はなしということではあったのですが、保証期間が、太陽光発電はちょうどぎりぎりあったものですから、それが全額補償されたということもありまして、そして火災保険ですか、それも加入していたので、それからまた充当したというのがあって、ほとんどこちらの持ち出しはなかったのですが、やはりこういう中で、こういう見舞金があるということは、すごく助かると思うのです。

それと、この表を比較しても、なぜ宜野湾市が、こういう見舞金の支援体制が本当に遅いのかというか、少ないのか。その逆にこちらが、治療の期間、この期間あるのに、宜野湾市はなしという形と、死亡弔慰金ですか、これも3万円ということで、他市と比べたら低いというのが、この表で、一覧で分かるのですが、そういうことの、やはり市民の皆さんに、それを使用していくという体制が少し遅れているのかなという表では見て分かりますが、そういうことを比較して、当局はどういうふうにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 確かに私どもの確認不足というか、勉強不足というか、他市町村との災害見舞金の水準について比較したことがございまして、今回指摘をされて、初めてこういった状況にあるということ把握したということとございまして。そういったことを自主的にできなかったということは、すごく反省しているところとございましてけれども、発見したからには、やはり早めに改正してやらないといけないということで、今回対応させていただいているところでございまして。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。やはりこういう中において、宜野湾市がいろいろな意味で、手厚く、こういう支援をしないといけない部分が遅れているというのが、この表で見ても分かりますので、ぜひまたそういう気づきがありましたら、訂正したり、また市民のために役立つような形でやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第24号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時34分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時02分)

【議題】

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第21号についての説明をお願いします。企画部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 両方になのですけれども、委員の構成の案なのですから、ある程度決まっている方たちといたしますか、専門的な知識を有する大学の先生であったり、教育施設の方たち、ある程度は枠があるのかなと思ったりはするのですけれども、この方たちというのは、ある程度決まっているのかどうなのか、聞きたいのですけれども、お答えできればお願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 よろしく申し上げます。公私連携法人の選定委員会については、スケジュールとして、まず大山の幼稚園を認定こども園に移行するに当たって選定委員会を4月に開催する予定になってございます。なので、この選定委員会の委員については、今から打診を行っておりまして、想定しているのが、まず学識経験者として教育・保育の専門分野として幼保連携型認定こども園とか、保育所とか、そういったところの実績のある大学の講師等を務めている方を今打診している状況です。

また、指導監査という立場から、中部広域等の職員等の派遣の委員も含めて、ちょっと依頼もかけている状況。あと、法人の財務状況等を見ていただくために沖縄金融公庫とも今調整を行っております。

教育・保育に精通する者としては、やはり学校長、小学校の校長先生とか、あと幼稚園の副園長、保育所の所長等も今検討している段階です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ちょっと今気になったのが、保育所の所長とかというのは、大山でいけば、大山幼稚園の副園長先生なのか、またもう少し上のところの、民間でやっている大きな学校とかの先生たちなのか、要は物が言える方なのかどうなのか、少し聞きたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 やはり私立幼稚園移行に当たってのものなので、やはり施設運営を十分理解している方を委員として選定していきたいと考えていますので、大山の副園長先生だったり、大山の学校長等を今検討している状況です。なので、今後公私連携を進めていくに当たっては、その施設の園長先生だったり、副園長先生を選定する考えを持っています。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 学識経験者もいいのですけれども、これは宜野湾市が少し遅れてスタートしているような形を見受ける話を聞くのですけれども、浦添市だったり、近隣の沖縄市であったりとかというところの、うまくいっているかどうかというのは、まだ私もこれから調べるのですけれども、そういう方たちの、これまでの課題、生まれてきた課題とか、そういうものも持ち込まれながら、皆さん、議論される話も出てくるのでしょうか。要するに何が言いたいかといったら、要は課題ありきという部分は、やはり大事だと思っはいるのです。

ですから、課題もやはり変えていくというところは、先ほど言ったように出だしが遅いということは、周りに課題がたくさんあるのではないかなと思っはいるのですけれども、ゼロからのスタートではなくて、もう5からのスタートダッシュで、いろいろな課題をクリアできたらなと思っ、そこで皆さんの、集めている方たちを少し聞いたところではありました。

次は、包括のほう……

○伊佐文貴 委員長 さっき2つの内容、1つしか言っていないはずなので、もう一つ、先に答弁を求めましょうか。よろしいですか。

○棚原明 委員 はい、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 ただいまの棚原委員のほうからございました、教育部施設課のほうの附属機関でありませ、宜野湾市教育施設等包括管理業務委託業者選定委員会の委員構成に関しまして、大きく3つの項目で、構成案はさせていただいておりますが、こちらにつきましては、当選定委員会につきましては、応募者、提案の審査を行うため、PPPであったり、PFIの対象とする事業に関連する、やはり技術や知識、そちらに精通した方はもちろんのこと、財務、法務、金融等に精通した方が必要と考え、構成をさせていただいております。

また、そのほかに先進自治体、包括を既に実施している自治体の構成であったり、また内閣府のPFI事業実施プロセスに関するガイドライン、そちらのほうも参考に、構成のほうは決めさせていただいております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今、施設課のお話を聞いて、これはこども園にも、こういうPPPであったり、PFIの方たちも入るべきではないかなと。私の私的な考えではあるのですけれども、要は民間に委託していくわけですから、民間と一緒にやっていくということですから、そういうやはり上手な方たちというのが、今こども園の話聞いた中では、もう少し足りないのかなと思っていたりもしています。これはこども園は、また8日にありますので、そのときに詳しく聞きますけれども、そういうふうに皆さんが考えられているということが分かりました。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長に聞いたほうが早いかな。私、勉強不足で分かりませんので、教えてください。

公私連携というのは、字のとおり、要は宜野湾市は公、私というのは、法人の保育園も含めて私、認可外は含まないのだよね。ということで、公私連携という理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 公私連携のほうは、先ほどおっしゃったように公のほうは公的機関の市のほうで、私のほうは私立の民間事業者という意味合いという形で使わせてもらっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 幼保というのは、幼稚園と保育所を。型があるみたいですね、認定こども園の4類型って、4種類ありますよという、そういうことなのですからけれども、うちが今選定をして、方向性として、取り組んでいこうとしているのは、幼保連携で単独型の、例えば幼稚園型の認定こども園とか、保育所型の認定こども園とか、それから地方裁量型というのが、これが4つ、ネットで調べたら、そんなふうに書かれているのですけれども、今この選定を始めようとしているのは、幼保連携という型の類型の、いわば認定こども園をつくっていく、進めていくという、そういう方針のようなのですけれども、なぜそこに限定をしているのかということから教えてもらえますか、なぜそうなったのか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 今回の私立幼稚園の認定こども園移行に当たっては、幼保連携型の認定こども園で移行していくよと。幼保連携認定こども園というのは、やはり教育と保育両方を兼ね備えた施設ということになってきます。幼保連携型認定こども園のほうは、社会福祉法人と学校法人が運営できる。もちろん、地方自治体も運営できるのですけれども、学校法人と社会福祉法人が運営できる施設になりますので、この法人が管理するに当たっては選択肢が広がるというところ、幼稚園もやっているところもあれば、保育所をそもそもやっているところも参入できるということにもなっています。幼稚園型の場合は、学校法人のみが運営できる形になっております。

また、幼稚園型のほうは、幼稚園の施設が認定こども園制度を使って保育を拡充するという意味合いでやっていく施設になっておりますので、基本的には3歳から5歳の部分を、教育に対して預かり保育を実施していくというところの認定こども園なので、重きを置いているのは教育の部分になるのです。なので、我々は、今回の目的としては、私立幼稚園に保育機能、やはり保育を必要とする子供が多いというところから、保育機能を十分兼ね備えた施設にするために幼保連携型認定こども園を選択しているという状況であります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今2つの類型を言ったのですけれども、従来認定こども園というのがあるのでけれども、これについてもあれですか、見直していく、幼保連携型に、認定こども園そのものが幼稚園の機能も備わっているというふうに捉えたときに、今、認定こども園になっているところは、改めて市の方針どおりにつくり変えていくとかというふうなことではないように思うのですけれども、ここら辺については、例えばこれからそういう認定こども園、幼保連携の認定こども園をつくっていくというのは、今学校に幼稚園があって、その幼稚園と保育所を合体させていくという、そういう部分を今進めていこうと。今ある認可保育園から認定こども園に移行していつているところもあるではないですか。そこは、ちょっと別の進め方ですよという話なのか。市としては公立の幼稚園の中に、要するに認定こども園の機能を全部持たせていくという、そういうことなのか、この辺の理解がまだできていないのですけれども、全協のときに、それもちゃんと説明するのかもしれませんが、今分かる範囲で結構ですので教えてください。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 市の現状としては認可保育園が55施設ございまして、公立が2か所、認可保育所が21か所あります。幼保連携型認定こども園が、私立のほうにも今1施設、しのめこども園というところがございます。保育所型の認定こども園が残り15施設という形になって、あと地域型保育事業16施設という形になりますので、選択は皆様々です。保育所をそもそもやっているところは、そこに保育の必要性のない子供、1号認定の子供を取り入れたいという考えから、保育所型の認定こども園になっている認可保育園がほとんどでございます。

市のほうは、基本的には1号さんも2号さんも通えるような施設ということで、幼保連携型認定こども園を設定していく形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 急に1号、2号、3号と出てきて、理解が進まないのですけれども、1号認定は幼稚園と認定こども園、2号認定は保育所と認定こども園、3号認定は保育所と認定こども園と地域型保育というふうなことで、1号、2号、3号も、これも恐らく保護者が希望すれば、どういう方向でも認定をしていかれると思うのですけれども、要は今ある保育園から認定こども園に移行していつている部分については、改めて市が指導して、こういうふうにつくり変えてねという話では、これは含まれていないわけですよ。要するに公立の幼稚園を認定こども園に移行していく、その計画を今進めるために、この選定委員会を条例改正していきますよという理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今、市のほうに9つある幼稚園も保育の必要性があるために、要望もありますので、こういった機能を兼ね備えている認定こども園に移行していく形になります。9ある施設のうち公立は4園、残りの5園を公私連携という形で民間のほうに委託していく形になるのですけれども、この5園を選定していく中で、やはりちゃんとした施設を選定していかないといけないと思いますので、それでこの選定委員会という形を取らせてもらっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 いただいた、全協これからしていくのですけれども、その説明の資料をもらっていますが、中は見えていないのですよ、申し訳ございません。こういうことを分かりやすく資料提供されているという認識でよろしいのでしょうか。だから、資料を目通せば全部理解できますよということになっているという認識でいいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 そのつもりで、分かりやすいような形で資料のほうは記載している形になっています。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よろしくお願ひします。まず、資料から少し質問させていただきますけれども、先ほど委員構成のお話がございました。幼保連携に関しては10名以内、あるいは教育施設の包括は7名ですね。これは実際、先ほど委員構成のメンバー、学識者等の説明がありましたけれども、これは構成委員の選定というのは、誰が委員の選定をなさるのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 認定こども園のほうは担当部署の福祉推進部のほうで選定していきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 最終的な決裁、あるいは決定というのは、どこまで上がりますか。部長まで上がりますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 市長まで決裁していきます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは10名以内ということなのですからけれども、その構成委員の項目、4項目ありますよね。この項目別の人数の割合というのは細かく設定はされていないと思いますが、条文上、新旧対照表にうたわれているのは、まず設置する機関名だけうたわれています。運用に関しては、例えば規定とか、その辺をつくってやっているのか。全く委員構成の人数、あるいは委員構成のメンバーの資格なんかが、全くこれは条文から見えないのですけれども、その辺はどのように整理されていますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 選定委員会のほうに規則のほうは策定していきますので、ほかのところの選定委員会もそうだと思いますが、その中で10人以内ですとか、学識経験者ですとか、そういった形のほうを記載していきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今からつくるということですね、詳細は。今挙がっている説明資料というのは案ということで、分かりました。

それでは、この機関が行うこと、審議内容について、ちょっとお尋ねいたします。おおむね両審議会とも公募要項、あるいは事業者募集要項の中身の内容に関する審査が、まず1点目ありますよね。どういった内容で皆さんに公募をかけて、条件とか、そういう内容をまずやるのが1点。

もう一点が、事業者選定、これは要するに業者を選ぶことだと思うのですけれども、この選び方というのは、どのような形で選ばれていくのか。例えばよく指定管理制度でやるような点数制度でやっていくのか。あるいは参加委員のメンバーの合議制でやっていくのか。これはどのように運用されていくのか、選定過程を少しお話してください。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 選定委員については、先ほどお話したとおり4月から開催していくのですけれども、募集要項については、まず最初のほうで募集していかどうか、中身の部分を審議していただいて、承認いただいて募集をしていきます。

その中で、参加表明していただいた施設の法人等の書類等をいろいろ出していただいて、書類審査を行った中で、特に漏れとか、法人規定不適合ではないかどうかというのは、担当部署、事務局のほうで判断して、その後、法人のほうからプレゼン等もしていただいて、その中で各項目ごとに選考基準で点数を配分して、その配分点数の中で最低の点数ラインを定めていって順位決定してというところを考えています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 指定管理者を選定するときと同じような形で、プロポーザルで、しっかりとした評価項目を設けてやっていくと。やはりこういう選定委員会ですとちょっと懸念される部分というのは、例えば合議制の場合、例えば各委員の意見が割れた場合に、これは多数決で決めていくとか、そういった場合にいろいろ弊害が出てくるから、ちょっと確認させてもらったのですけれども、そういう平等性が保たれていることに関しては少し安心しました。プロポーザル方式でプレゼンテーションをするということで、ありがとうございます。

ちょっと笑わないでくださいね。単純な疑問なのですけれども、委員報酬、両機関で委員報酬が分かっている根拠というのは何ですか。例えば幼保のところは委員長7,000円、委員6,000円、下の包括業務のところ

は8,500円と7,500円になっているのですが、なぜ違いが出るのか、あるいは算定の根拠について少し御説明ください。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 委員長7,000円、委員6,000円のほうは、認定こども園の選定委員会の報酬としておりますが、これは子ども・子育て会議の委員長の報酬と委員の報酬、同額となっております。同じような額で設定しておりますので、今回も認定こども園の場合も選定……

○山城康弘 委員 そうのことね。

○こども政策担当次長 はい。

○山城康弘 委員 もう一つは。下も一緒ですか。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 施設課のほうの附属機関であります、包括管理のほうの報酬につきましては、こちらのほうは、先ほど委員構成で少し触れたのですけれども、既に包括管理を実施している先行自治体におきまして、同様に事業者選定を行っております、その報酬額が、やはり各自自治体によってばらつきはあるのですけれども、それを平均額で算出した額を設定させていただいております。

また、既に本条例において、既に設置されております、上下水道局のほうの包括的業務委託事業者選定委員会、こちらの報酬も今回提案している額と同額となっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、お互い両方とも従前のやっている委員会の報酬を参考にとということでやっていると思うのですけれども、それに対して、そもそもこの金額というのは、何に基づいて出していますか。委員会報酬ですね。根拠がちょっとよく分からないのだけれども、例えばどこかの何かでうたわれていてやるのか。その決定のあれが、ちょっと見えてこない。前にやっていたのは分かります。今おっしゃっていたように、他市町村の動向も含めて、あるいは資料の包括的な業務委託のほうの委員会報酬も今それぐらいだというのは、よく理解しますけれども、そもそも報酬決定というのは何に基づいてされているのか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 私のほうから山城委員に。今までいろいろな宜野湾市の審議会をしていたのですけれども、金額は低かったのです、大分。それで、学識経験者とか、琉大の先生でも、昔は3,500円とか、3,000円の時代もあったのです。昭和とか、平成の初め頃。職員の皆さんは給料が上がるのに同じ仕事というか、内容と金額が合うかどうかというのが、全体的に市の審議会の報酬というのが上がってきていると思っています。それで、先ほどうちの技幹が言ったように全国的にどうなっているとか、各市町村ばらばらだったという記憶があります。それである程度統一というか、してきたのかなと思っています。それは時代の流れというか、そういう仕事をしているので、例えばバス代ぐらいにしかならないとか、往復のとか。審議の内容を含めて、だんだん上がってきたのかなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、仲村課長から聞いたかった答弁を、まず聞きました。この金額が高いかどうかという判断は、僕は決して高くないと思っています。ですから、例えば機関によって、例えば報酬にばらつきがあるのも今後の検討材料として、例えば何か方針、しっかりとした、その金額に対して根拠となる方針を定

めて、例えば福祉の部門の委員会もそうですけれども、今、教育委員会、全部網羅した形で、ある程度の基準をつくったほうがいいのではないかなと思います。あまりばらつきがあるのもよろしくないのではないかなど。では、ここの審議会、簡単なの。他と比較して、ここは7,000円、ここは8,500円ですよ。1,500円の差は何ですかと。職員、答えられないよね。両方とも難しいではないですか。

そういう観点からすると、やはり委員の報酬というのは、ある程度一元化の方向に持って行って、その基礎となる金額の根拠もしっかり定めて運営したらいいのではないかなというふうに思いますけれども、どうですか、見解は。

○伊佐文貴 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 今、御質問にありました、基礎となる数字が、規則等がないかという御質問なのですけれども、実は人事課のほうで所管しています、特別職の報酬に係る規則というのがございまして、ある程度その規則を参考にした報酬の設定ということになっております。現在のところですね。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 特別職の報酬に準じて今設定したということ、なぜこの機関、2つの機関の報酬が1,500円も変わるのという話ですよ。だから、室長、僕が言いたいのは、それを基にしてもいいですから、一元化した価格をしっかりと設定したほうがいいのではないですかということ。ここの機関の人たちは1,500円高いのに、ここはこうだよという、これはいい状況なのかなって、単純にですよ。

ですから、僕みたいにひねくれている委員に言われるのは、これは根拠は何ね、根拠は何ねと言いますが、その辺はやはり行政のルールとして、皆さんはしっかりと決め事に沿って行政は運営しているではないですか。法令、条例、あるいは施行規則、要綱、それに準じていたら、やはりルールづくりって必要なのではないかな。単純に思っていますので、今後の検討材料にしてください。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私は、附属機関設置条例ということ自体が初めてなので、ちょっと分からないところを教えてくださいなのですが、任期のところ、認定こども園については、任命された日の属する年度末、包括業務のところに関しては、1年とあるのですが、例えばこれは1回決めたら、それで終わりのものなのかというのが、ちょっと分からなくて、例えば認定こども園に関しては、1度決めたら、その決めたところが、ずっとそこを連続して受けるものなのか。この包括業務に関しても指定管理のイメージでうたっているのですが、何年かごとにやるというのであれば、この1年とか、年度末という、何年かごとにそれが起こるものであれば、受けている期間の間は設置されないときもあるという認識でよろしいですか。

例えば包括業務の指定管理だったら、3年ごとだったりすると、1年目で決めると2年目、3年目は、これは設置されないものになるのかということ、これは1度決まったら、包括業務とか、認定こども園のところ、ずっとそれを継続していくものなのか。1度しか使われないものなのかということ、ちょっと分からなくて、ちょっとその辺を教えてくださいなのですが。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 座間味委員の今の御質問に関して施設課のほうの包括管理業者選定委員会の任期1年、こちらについては、先ほど座間味委員おっしゃられておりました指定管理のように、施設課としましては今回

を包括管理、初めての業務委託でありまして、業務期間、今5年を想定しておりますので、まずこの選定委員会は事業者選定の初年度のみ1年で選定をさせていただいておりますが、これが引き続き、この業務委託が継続する場合は5年経過した6年目に、またこの委員会を設置する形を想定しているのです、今回は初回の選定として1年、業者を選ぶまでの期間として設置するという位置づけで、ちょっと1年とさせていただきます。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こども政策課の部分に関しましては、認定こども園に関しましては、必要な時期に都度応じて審議していくことになっておりますので、毎回、毎回決めて、1年度末で決めるとかではなくて、今案としては任命された日の属する年度末まで審議会は何回かあると思いますので、その意味で、ちょっとこういった記載になっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、包括に関しては、今回は1年のみ。ここに関しては、必要があればということなので、この条例自体は、そのまま続けていくという感じになりますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 条例については、そのまま引き続き選定委員会が開催されるのであれば、この条例を使って選定委員を選定していく形になっていきます。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 さっき聞き逃したかもしれませんが、市内9園の幼稚園のうち認定こども園に移行するところとしないところあったと聞いているのですけれども、それは何を基準に、何を根拠に、そういった移行するかしないかという部分は、誰が決めるのかというところをちょっと教えてほしいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今、私立幼稚園は9園ございます。9園全て認定こども園に移行いたします。9園全部移行するのですが、そのうち中学校区ごとに1園は公立、それで今4中学校区ございますので、4園は公立、残りの5園を公私連携でやっていきます。この公立と私立というのは、こういった形で選定していったかということがありますが、在り方専門部会を設置して検討しておりまして、公立にすべきか、公私連携にすべきかは、この委員会の中で審議を重ねて検討していった次第でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その両方置くという、中学校区ごととおっしゃいましたけれども、両方置く理由というのは何なのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 現場職員の声もありましたが、やはり公立が起点となって、拠点となって、私立も含めて、全体的に幼保の質を上げていこうというのがありますので、公立のほうは、やはり私立のモデルとなってやっていきたいという思いもございますので、公立園を4園設置したということでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 何かあったとき、心配の種、心配というか、何かをクリアしなくてはいけないとかというようなことが仮にあった場合に、その公立をモデルみたいな形にして、そのために何か残すというように、今ちょっと聞こえたのですけれども、それはそういうようなことなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 やはり公立を残しておくのも、何か支援の必要な子があれば、公立のほうで積極的に受け入れるような形も、取るようなことも依頼があるかもしれないです。ですが、公立だけでなく、私立も一緒になってやっていくこともありますので、例えばなのですけれども、こういった形で答えたのですけれども、支援の子が年々増えてきている中で、公が主体となって保育の指針というのですか、進むべき方向とか、それが見えるのであれば、公立を残していきたいなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要は、公が果たすべき役割をきちんと最後まで、最後までというか、残しておくために、取りあえず4園は公立として残すということですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 それもあります。公立のほうに本部職員を集約していく中で、こういった形で、今までは職員数が少なく、正規職員の割合も低かったのですけれども、公立で集約していく中で、やはり質は上げて、現在よりも上げていけるだろうということで、公立を残していく形になっております。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、今、伊佐哲雄委員が質疑をやっていた点で、例えば私の中で、例えば今、うなばら保育所とか、宜野湾保育所だけが障害児を預かる特別保育、というのは、障害児を受け入れるための保育が特別保育なののでしょうか。

その特別保育園というのは、例えば認定こども園や認可園にある、宜野湾市の保育所以外には、それをやっているところはあるのですか。そういうために、例えば4つ、公が運営をしていくという部分というのは、そういうことも含めて保育の強化というか、後退しないようにという、そういうことも含めて、そういう民間の力も、それから公としての役割もという、そういうバランスを取っているという感覚なのかなと思うのですけれども、間違っていますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 特別支援保育は、体に障害を持っているお子さんでもあり、発達にちょっと遅れがある子供さんもそうなのですけれども、この特別支援保育は全園で今も実施しております。ただ、医療的ケア児を受け入れている園が、今は宜野湾保育所のみになっております。うなばら保育所も本当は受け入れるべきだとは思いますが、やはりバリアフリーとか、施設の形状のほうで受け入れられないというのがありますので、そういった面も含めて認定こども園、幼稚園から認定こども園に、うなばら保育所を閉鎖して、はごろも幼稚園へ統合していくわけですけれども、今後も特別支援の必要性は出てくるので、公だけでなく、私立も今までどおりにやっていかなければならないのですが、医療的ケア児に関しましても、公だけでなく、私立に広げていきたい、一緒になって、みんなで保育を頑張っていきたいというふうなことも検討は

して計画しておりますので、公が主体となってやれば、私立のほうも公に見習って、見習ってという言い方はちょっとあれですけども、一緒になってできていくかなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私は、市の職員だから、特別、例えば民間というか、私立のほうでできないことをちゃんと市が担っていかなければならないという位置づけがあるのがどこでもできますよというふうにしたほうが、そういうふうな形で、どこでもできるようになっていく環境づくりが大事なのだというポイントをおっしゃっているように聞いたのですけれども、要は現在、要するに認可園でも、さっき医療的ケア児は特別だけれども、そのほかはどこでも同じようにみんなやっているのだということは、保育に関しては、公であろうと、民間であろうと、それは関係なく、仕事としては受け入れていくのだという、そういう理解でよろしいのですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 お子様は分け隔てなく、一緒になって保育していくべきだとは思っております。なので、公立としては、やはりちょっと私立で受け入れられない子を公立で今多く見ていることもありますが、公私一緒になってやっていくべきだとは思っております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時46分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時00分)

【議題】

陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情

○伊佐文貴 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時00分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時00分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時00分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時02分)

○伊佐文貴 委員長 陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情を議題といたします。

本件の参考人として、國吉一人氏、外間宏氏に御出席いただいております。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。國吉参考人。

○國吉一人 参考人 まず初めに、本日は我々地元企業優先発注有志の会の意見を聞いていただく場をつくっていただき、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

私は、その有志の会の代表を務めています國吉と申します。本日一緒に同席しています、隣の外間と申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

では、まず陳情の内容としましては、次年度から、実際には次々年度から、委託される業務として、教育委員会の各施設の包括業務委託管理という事業があります。こちらを教育委員会のほうで進めているというのは、昨年からのヒアリングで我々もちょっと承知しているのですけれども、そこにできれば、宜野湾市内業者を優先して採用していただきたいという思いがありまして、今回このような皆様をお願いに参りました。

実際には、宜野湾市だけではなくて、他市町村のほうでも、この包括管理業務委託というのは実際始まっております。本土のほうでも、もう始まっております。当然、宜野湾市としては、まだこれからの事業になりますけれども、当然宜野湾市内業者においては、この包括管理業務委託にたけている業者というのは、まだいません。本当にこれからの公共事業と民間事業のやり方においてスタートするものだ我々も考えております。

当然その本土の資本も大きい、人材も豊富にある企業が、沖縄に現地法人というか、沖縄に子会社をつくって、そういうことを、事業を専任としてやっているところが、今回の宜野湾市の、この包括業務委託にトライするであろうと我々も予測していますし、そういうふうなうわさも聞いております。

ただ、他市町村での経緯というか、経験も、よその業者さんからお聞きした上で、宜野湾市でも同じようなことが起きると、ちょっと市内業者、今まで学校を管理していたり、いろいろな施設の管理をしている業者にとって、かなりの痛手になると。それはいろいろな方面で、そうなることが容易に察することが

できるので、極力宜野湾市内業者で包括の管理ができるように、お取り計らいいただければという思いでありますので、全ては子供たちの教育環境、学習環境の整備のためですので、やはり地元根差した地元企業、そして地元で育ってきた企業と一緒に、この包括管理業務という、業務でいえば企業も育成しながら、一緒に宜野湾市として、宜野湾市内業者として、参加できるような環境の場をつくっていただければというお願いであります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 ありがとうございます。それでは、陳情第25号に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 一人ではあんまり長いことできませんので、2点ほど確認をさせていただきたいと思えます。

この種の包括管理業務委託というのは、宜野湾市では上下水道局が、恐らく市内の民間事業者がJVかなんかで担っていると思うのですけれども、そういう手法という認識でいいのか。

それとも今回のプロポーザルは、学校教育現場、あと市民会館とか、市民図書館とか、様々給食センターであるのですけれども、これは教育委員会の部署ですよね。教育委員会以外の部署が入ることはないという、説明の中ではなかったです。そこはそういう認識をしているのですけれども、そのいわゆる参入の仕方というか、要するに担っていく姿というか、そういうものというのが、実際に広報にかけないと、それは見えてこないのか。今、例えば浦添市がこういうことをやっていますよとか、沖縄市がこういうことをやっていますよというふうなことで、大体予測がつくのかです。この辺のことについて説明会も一遍持っているという話をしていましたので、その辺を理解した上で、あとはどうやって競争するのか、それからまた市内の優先発注をしっかりとお願いをしていく。

要は、市内の業者が受注をすれば、そこで確実に仕事が定着すれば、そこはまた市には税金としてまた戻ってくることもあるわけですから、この辺のことを皆さんはどうお考えで、どう取り組んでいこうかというふうなことを、先ほどの説明の中では、担っていく姿のことをおっしゃっていましたが、この中身についてはどんなふうにお考えなのか、教えていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○國吉一人 参考人 これは仮のお話になりますけれども、もし我々が受注できた場合には、実際今まで市内業者で、各業種受注している仕事もありますので、当然市内業者優先にやっていただくという形で考えています。

実際、私は、教育委員会のほうにお願いして、今まで実績で受注していた業者のデータもいただいています、総務課のほうで。情報開示請求という形で取らせていただいて、ほとんどその中では市内業者で賄えている状況です。なので、極端な話、この事業の包括管理業務委託の総事業費が、今までの事業費と比べて極端に減額されると話は別ですけれども、そうならなければ、市内業者で全てとは言わないですけれども、ほとんどが賄い切れる仕事になっています。そういう形で、やはり地元業者が受注できるような体制でやっていけるはずだというふうに思っています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 2点目ですけれども、この受注していく業者の体制というのですか、これはコンソーシアムって皆さんの陳情書の中にあるのですけれども、というのは、いわゆる幾つかの会社がJVを組んで担

っていくというのがコンソーシアムということなのですけれども、受注していくという、そういう意味合いなのですけれども、ちょっとそこはよく分からないので、教えていただきたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○國吉一人 参考人 先ほど上下水道局のお話で例に出されましたけれども、今回我々が考えているのはSPC、特別目的会社を設立して、一旦そこがマネジメント業務も含めて、一旦包括で受注させていただきま。そこからの発注として、各業者さんに業務を依頼するという形を考えています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1社で独占をしてということではないわけですね。

○國吉一人 参考人 そうです。

○岸本一徳 委員 分かりました。私のほうからは以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 市のほうでは、その説明会のときに、きちんと市内業者にも仕事はやりますよというふうな説明をしたとおっしゃっていたのですけれども、それでもこういうふうな陳情が上がるというところで、どういったところで懸念をされて、具体的にですけれども、ここに上げてきたのかというのを、お話できる範囲で構いませんので、お聞きできますか。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○國吉一人 参考人 委員の御質問では、当初ヒアリングがあった時期、我々そのときに包括管理業務委託というのを勉強し始めたばかりの頃だったので、まだそういう知識が、それほどなかったのですけれども、その後、結局他市町村でやられている結果を踏まえて、宜野湾市の市内業者に優先してやるという、当然その言葉どおりにはなるのですけれども、実際既に起きている弊害として、ある本土企業の子会社が沖縄で受注しました。やることは今までと一緒です。量も仕事量も一緒です。だけれども、実際に今まで入札で受注していた金額に比べ7割の額、6割の額となってくると、当然その業者からしたら、従業員、職員を食べさせるために仕事は取らないといけないけれども、利益もなければ、下手したら赤字になるという状況が今実際起きている状況で、それを実際宜野湾市でも同じことをやるのだろうかということを考えたときに、それを阻止するというか、止めるように我々は動こうというふうに考えています。それで、現在に至っています。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今のお話でいうと、他市とか、ほかの自治体の事例を見て、仕事、業務内容も全て一緒であるけれども、報酬というか、受注額が変わってくるというところの、実際に弊害があるということで、今回出したということですよ。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 棚原です。皆さんが出している陳情書の記の部分の2番、事業スキームの中身なのですけれども、各業態または業種につき1社以上宜野湾市内に本社または本店を置く企業を含むこととして構成していただきますよという言葉なのですけれども、これを当てはめることによって、今懸念している本土業者または懸念している会社というのが入ってきにくくなるものなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、記の2の部分です。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○國吉一人 参考人 そうですね。入ってきにくくなるというふうにお答えしたいのですけれども、恐らく大手の会社さんであれば、それまでの、今までの発注者と請負者側の関係性が、宜野湾市内業者でも起きていると思います。そうなってくると、例えば呼びかけというか、持ちかけですね、この連合体に入らないかということを断った場合に、民間の事業で、今までいただいていた仕事なくなる可能性というか、懸念がありますので、当然それを心配して拒否はできないと思います。なので、宜野湾市内業者を探そうと思えば、大手業者だったら、それは可能だと思います。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。なぜ聞いたかというところからすると、この間ちょっと説明を受けた中で、マネジメントを重きに置きたいというような意見が担当部署のほうからありました。國吉参考人のほうからSPCという、直接マネジメントできるような会社を立ち上げるという話もあったので、そこをちょっと細かく説明を受けたいのですけれども、ある程度、その中身的なものであったり、マネジメントのすばらしい方がいるのかとかも含めて、もしお話できる場所があれば、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○國吉一人 参考人 そのSPCという概念を我々に、今現状として進めている概念として、それに気づかされたというのが、やはり本土での包括管理業務委託だったり、PFI、PPPの事業、いろいろ勉強していく中で、こういう受注の仕方があると。これは当然PFI法にのっとった考え方で、我々も実際、本土のほうで受注している業者さんからいろいろ意見を聞いて、教をいただいて、PFI事業とは、包括管理業務委託事業とは、こういうものですよというのをズームなり、そういうことでいろいろ勉強させていただきましたので、今回の宜野湾市のこの事業に関しては、この包括管理業務では特別目的会社を設立して、当然そこでマネジメントのノウハウがある方たちに来ていただくか、それとも直接勉強させていただくかという形で対応できるというふうに考えています。特にマネジメントに関しての不安は、今現在では、約半年、勉強し始めてからたちますけれども、不安はもうなくなりました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 最後になります。今日、担当課のほうに来て、今回の条例、少し改正があったのです。その中で、今回5月からの部分でいろいろな事業を、プロポーザルも含めて審査する方たちを決めるというその中にPFIのすばらしい方も入ってもらえるのだという話もありました。また、スタートということも含めて、今回の、今参考人からの話を聞くと、やはり宜野湾市の子供たちの将来、宜野湾市の企業の方たちでという、今回の陳情書の中身を受けましたので、しっかりとまた審査していきたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 山城です。よろしくお願ひします。僕、最初に不思議に思ったのが、宜野湾市というのは、佐喜真市政からずっと地元企業優先発注というのは柱に掲げて、ずっと実行してきた自治体であります。先ほど國吉さんの説明で、少し今危機感があって陳情書を作ってこられたというふうに感じました。

まず、ちょっと確認事項からさせていただきたいのですけれども、去年の6月、当局のほうで、サウンディング調査、皆さんに意見を聞いて、あらゆる業務の中で絞り込みを多分したと思います。そのときには皆さん、御参加されていますか。

○**國吉一人 参考人** はい。

○**山城康弘 委員** その中で今、包括的に持っていく業務が、約21業務をやっていくと。当局の話は、先ほど棚原委員からもありましたけれども、まず包括管理業務を頭に施設がぶら下がっている形だと思います。皆さんから今意見を聞いてれば、この包括管理業務の頭に、やはり宜野湾市の市内業者を入れてほしいと、先ほどSPCのお話もされていましたが、そういった形が皆さんが望まれている形なのですね。そうですね。

○**國吉一人 参考人** はい。

○**山城康弘 委員** 昨日、実は当局に意見聴取しまして、先ほど棚原委員からあったようにマネジメント力とか、そういったのを加味しながら、やはり選定していかななくてはいけないという当局の方針がまずございました。万が一、この包括管理業務の受注が市外業者だった場合でも、ぶら下がっている21業務、今現在業務しています、その宜野湾市の業者も含めた担保は絶対取るような方向でやっていくというふうなお話があったのです。

國吉さんのさっきの説明だと、よく分かるのです。本土の業者が頭を取った場合に、下のほうは薄利で、これが沖縄の建設業を含め、ほかの自治体でもありますし、それは我々も、これは壊していかないといけないという認識はあるのです。その懸念が一番大きいと思うのです。業務は取れても、今やっている業務で、例えばもうけが出ていたのに本当にもうこれしか出ないと。そういう状況の中で、総合的なお金を持って、この頭の人たちがはねるといふ表現は、ちょっとおかしいのですけれども、そういった利益率を出しながらという業務が想定されるというふうな懸念だと思いますけれども、やはり包括管理業務の頭にならないと、やはり皆さんの考え方というのは成り立たないということで、我々は理解してよろしいですか。上のほうで。

○**國吉一人 参考人** はい。

○**山城康弘 委員** 例えば今、PFIもそうなのですけれども、沖縄の業者も含めて、行政もノウハウがまだまだ足りないのです。本土に比べたら、PFIをやっている自治体も極力少ないですし、それをしっかり支えていく企業も沖縄のほうにはないですね。我々も本土をよくいろいろ調査して、いろいろなノウハウを勉強しているのですけれども、なかなか本土には追いついていかない状況の中で、提案も、プロポーザルをされた場合は、明らかに國吉さんたちグループは不利になる、今の状況では。

そこで、一緒にJVを組む発想というのは、極端な話ですよ。その辺の考え方というのはどのように持たれていますか。例えば本土のノウハウを借りて、地元の人たちと五分五分の立場で、1社1社JV、1つの固まりと固まりがJVを組んでいくという発想的なものはどのようにお考えですか。

○**伊佐文貴 委員長** 外間参考人。

○**外間宏 参考人** それは今後そういったノウハウ、マネジメント力のある企業と勉強しながら組むという方法もあると思います。やはり我々とする、やはり今、宜野湾市内の企業が、そういったところがないか

ら、役所、行政側としては、そういったマネジメント力の強い県外企業に多分相談というか、あったと思います。

だけれども、やはり市内業者も、やはり今後こういった包括事業、PFI事業、PPP事業というのは、今後地元企業でもできるということを、やはり行政も一緒に育成してやっていったら、今後企業としてできるのではないかなと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 気持ちは分かりました。ただ、行政側から見た現状を、やはり経験のある、あるいはマネジメント力のある会社に任せることは、行政としては、これは当たり前のことであります。例えば外部発注して、経験、あるいはマネジメント力のないところがやったときに、いろいろ問題が起きた場合のリスクを考えれば、行政側の立場の意見も、ある意味理解しなくてははいけない。

そういった中で、いろいろな問題点が出てくるのですけれども、今回5月から事業を開始していく予定なのですが、今日、実は附属機関の選定委員会の条例改正で、ちょっとやったのですけれども、今からこの募集要項の中身も、この委員会の中で、ある程度もまれていくのです。ですから、ある意味、募集要項の中でできる範囲がどこまでなのかというの、また検討していかないといけないし、我々多分みんな議員の気持ちというのは、やはり宜野湾市の業者にやってもらいたいという気持ちはあります。ただ、先ほども言ったように行政としては、もちろん優先はしますけれども、一番の行政のあれは、業務がうまくいくこと、それもまた皆さん、行政のほうに、それは理解をしていただきたいなと思います。

我々、僕は、この中身を見て、できるだけ皆さんのお力になれるように、多分各委員同じ意見だと思しますので、どのような形で宜野湾市の業者をしっかりと優先発注できる、その仕組みができるのかも含めて、ちょっと期間はないのですけれども、少し勉強しながら、当局にも意見したいと思います。基本は、頭を國吉さん、取りたいということですよ。何度も確認しますけれども、そうでないと本土の企業に。分かりました。以上です。

○國吉一人 参考人 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。今、山城委員がおっしゃったように、多分思いというのは一緒だと思います。ただ、やはり委託をする、発注する側としては、やはり大丈夫かなというのは常につきまとうものだと思うのです。要は実績がないという中で、ではお願ひしますよという気持ちだけでは、なかなか踏み切れないところも出てくると思います。

そういった意味で、この不安というのを払拭するような事前の活動というのは、こういうこともしているので、ああいうこともしていて十分信頼される、そういったのを積み重ねてきているというようなことがあるならば、それほど大きな御心配はないのかなと思うのですけれども、その辺のこれからの取組というのは、例えば具体的にこういうことをします、ああいうことをしますというのが、もしプランとして今持っていらっしゃるのであれば、ちょっとお示しをお願いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 國吉参考人。

○**國吉一人 参考人** 委員が不安な点は、よく承知しております。実は我々も、この勉強会を始めておりまして、包括管理業務委託とは何ぞや、まだ完璧なスペシャリストになっているとは思っておりませんが、この半年余り、もう半年は過ぎましたけれども、勉強会を始めさせていただいています。

そのきっかけとなったのが、実はちょっと先ほど山城委員からもお話があったように、県外の大手企業に我々も教えを請いに行った、もしくは具体的に言うと、提携を持ちかけたというのを実際にあります。それを簡単に言えば、お断りされました。理由としては、そのノウハウを地元の企業に教えたくないという理由だったので、であれば、我々自分たちで勉強するということから、その勉強会が始まったのですけれども、当然その勉強会を進めていく上で、まだ自分たちがスペシャリストではないと思っはいるのですけれども、それなりに少し知識も得て、対策もちょっと身につけたというか、頭の中ではやっています。

その話を前提に委員からの質問で、今までは我々当然地元の活動にも、企業として、会社として参加させていただいている中で、それは宜野湾市に貢献という形で事業としてやっていますけれども、我々が包括管理業務委託をもし仮に受注した場合、やはり子供たちのためになることというのは、いろいろ一応考えてはあります。それは基本、正直、この発注されたときの条件、一番はやはり金額にもなるのですけれども、その包括業務範囲内と、あとその予算の中で、一番は、学校の教育現場の環境を整えるためにやれること、やりたいこと、提案したいことというのは、実は幾つか準備はしてあるのですけれども、それとは別に、これはちょっと今はまだ我々の中で不安な要素の中であるのですけれども、今まで施設を管理してきた費用の中で、行政として当然包括管理業務委託を発注するためには、予算を削減したいという思いも多分当然あるのだろうと考えています。

その中で、仮に大幅に削減された場合、その限られた予算の中で、できることを、結局また予算を、費用を捻出するということも、逆に提案できるように準備としては、今のところ準備をして動いている状況です。ごめんなさい。これはちょっと難しい言い方になるかもしれないのですけれども……

○**山城康弘 委員** 事業費の捻出というのは指定管理者制度に収益事業が絡むということですか。

○**國吉一人 参考人** これは学校に、例えば子供たちに、学校ではなくて子供たちをメインに、例えば子供たちになるためのものを準備するための資金づくりだとかというのは、学校はたくさんありますので、一気に多分難しいとは思いますが……

○**山城康弘 委員** 國吉さん、あまり手のうちを明かさないほうがいいですよ。

○**國吉一人 参考人** はい。

○**山城康弘 委員** 本当ですよ。こういった情報はどこから漏れるか分からないから。やはりそういうプレゼンテーションをね。

○**國吉一人 参考人** はい。

○**伊佐文貴 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** 今の熱い気持ちをずっと持っていただいて……

○**山城康弘 委員** 伝わりましたよね。

○**伊佐哲雄 委員** やはりそれは市長も、行政も、我々も、地元優先というのは当然のことですから、それはバックアップ、どの辺までできるかは、約束はできませんけれども、私たちが気持ちとしては、本土の業

者よりも沖縄県、さらに宜野湾市というのは、当然のこととと思っていますので、しっかり今後研究を重ねて頑張ってくださいと思います。

○國吉一人 参考人 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時36分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時38分)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時38分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時38分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時38分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年3月6日（水）3日目

午前10時00分 開議

午後 4時41分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松田 朝 仁
委員	山城 康 弘
委員	岸本 一 徳

○欠席委員（0名）

○紹介委員（0名）

○説明員（14名）

福祉推進部 こども政策担当次長	浜 里 郁 子
児童家庭課 児童家庭担当主幹	棚 原 佳 乃
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
介護長寿課 保険料係長	座間味 和代
介護長寿課 認定給付担当主査	山 川 歩
介護長寿課 長寿支援担当主査	西 英 理
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	森 岡 誠

児童家庭課 課長	玉代 勢 桂
健康推進部 次長	米 須 之 訓
介護長寿課 事業管理係長	玉城 麻記子
介護長寿課 認定給付係長	喜舎場 健次
介護長寿課 長寿支援係長	国 頭 陽 子
国民健康保険課 課長	香 月 直 子
建 築 課 課長	普 天 間 朝 信

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐直樹
------	------

○審査順序

議案第 5号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第 1 4 号	令和 6 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 5 号	宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市 営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 1 0 号	令和 6 年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算
議案第 2 1 号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議案第 2 4 号	宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について
議案第 2 6 号	宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 2 7 号	宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 8 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の 一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について
議案第 3 5 号	小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について
議案第 3 6 号	小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得につ いて
請願第 1 号	沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願
請願第 3 号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこ と、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請 願
請願第 4 号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願
請願第 5 号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
請願第 7 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択 を求める請願
陳情第 1 号	学校における子供の健全な育成を求める陳情
陳情第 5 号	母子生活支援施設設置について
陳情第 8 号	帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情
陳情第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し 1 8 歳までこども 医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情
陳情第 2 4 号	令和 6 年度福祉施策及び予算の充実について
陳情第 2 5 号	宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注について の陳情

第455回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年3月6日（水）第3日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第5号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○伊佐文貴 委員長 議案第5号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第5号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。私のほうから2点だけ。12ページの認知症カフェ、先ほど次長から話がありました、認知症カフェの開催ができなかった理由と自販機の委託事業の先送りになった理由、2点ちょっとお聞きしたいのですけれども、お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 認知症カフェが実施できなかった理由についてでございますが、現在4包括中2包括について、認知症地域支援推進員の配置ができない状況でございます。そのため、認知症カフェが実施できなかったという形でございます。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 おはようございます。私のほうから見守り自販機の御説明を申し上げます。

見守り自販機に関しては、令和5年度、購入予定ではあったのですけれども、在庫のほうは、まだちょっとあるというところもございまして、耐用年数等も踏まえて、令和5年度はあえて購入せずに、令和6年度、親機の改修等とかも控えているので、より予算を有効に使えるのではないかと判断しまして、令和6年度に先送りした次第でございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 新年度の令和6年度予算で、また少し詳しくは確認したいと思っておりますけれども、やはり1番目に確認しました認知症カフェについても、しっかりと取り組む予定であったというところですが、人員の未配置であったり、人材不足という部分も含めてということだったのですけれども、やはり宜野湾市において、一番遅れている部分と言ったら語弊があるかもしれませんが、一番力を入れていかないといけないところだというふうに感じておりますので、ぜひ令和6年度、皆さんと一緒に取り組んでいけるようによろしくお願いいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。まず、歳入総額、歳出総額の部分から、例えば事項別明細書でいえば、令和6年度歳入歳出総額というのは、予算の場合には歳入も歳出も同額ですね。それで、直近のこの補正ですね、最終補正と令和6年度予算……。今補正だからな。

要するに決算から導き出される、要は予算のつくり方みたいな。そこで、例えば令和6年度予算と令和5年度、令和5年度予算と令和4年度予算を引くと、対前年度比といいますか、これは事項別明細書の中には歳出も歳入も出てくるのですけれども、その差というのが、今やっている、令和5年度の最終補正が、やはりちょっとこっちのほうは数字として見ていたのは確かなのかなと。要するに新年度予算を見積もっていく、計上していくのは、3年間の、これまでの予算執行を勘案して、平均を出して、少し余裕を持って予算を計上していくというやり方なのか、この辺のちょっと仕組みを、差を出していったら、何かちょっと理解ができないなというふうな、最終補正よりも新年度予算のほうが少ないたりするのは、どういうわけなのかなという、その辺のことを単純に、その数字は、何で違うのかなという説明をいただけたらと思うのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの岸本委員の御質疑にお答えいたします。3月補正、最終補正については、ほぼ決算に近い数字となりますが、当初予算と3月補正後の予算の違いに関しては、今回も9月補正において、令和4年度の決算の確定に伴って繰越金を約3億3,600万円ほど増額してございますので、当初予算では前年度の繰越し分は反映されない形での予算計上となりますので、その差が当初に比べて3月補正の額が総額が約3億6,000万円ほど増えている理由となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 繰越しということ、要するに前年度の決算の繰越しが、12月議会とか、この令和5年度の補正の中でプラスになって、そういう数字に乖離が出てくるのだという理解でよろしいですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、9月補正で増額補正を行ってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 決算に伴って、その次の年度の予算に繰越しをしてプラスになるわけですから、そこを見ていけば、こんなに数字が変わるのは何なのかなという、その理解でよろしいわけですね。これは歳入も歳出も同じというふうなことですよね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、歳入歳出同額ですので、基本的に額は同じような推移ですが、歳入については繰越金の増ですが、歳出については、前年度の決算の確定に伴って国、県と、あと支払基金に関する償還金ですね、こういったものが同じく9月補正において計上されてございます。その分がプラスとなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、5ページの国庫支出金の3目、5目、6目、7目、8目ということで、補正減になっているわけですがけれども、ちょっと私が注目したいのは、インセンティブ交付

金の7目と8目、これで386万3,000円の補正減、それから307万4,000円補正減になると、例えば令和5年、これは当初予算か。

決算ベースで見ていったほうがいいと思うのですけれども、かなり最終補正はもらいが少ないような気がするのですけれども、7目は補正3号で700万円、そんな数字ではなかったような気がするのですけれども、資料でいただいたのは大体1,000万円超えのインセンティブ交付金だったような気がするのですけれども、ここら辺の今年度は相当落ち込んでいるということになるのか。最終的に決算のときは、また違った数字になってくるのか、この説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいま御質問ありました、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金、恐らく委員がおっしゃっていたのは、合わせた額が1,000万円という形で御理解いただければよろしいのかなと思うのですけれども……

○岸本一徳 委員 従来どおりの数字なのか、相当減っているのかということをお教えしてもらいたい。

○介護長寿担当主幹 今回令和5年度分のほうから国の予算が、50億円減額という形に……

○岸本一徳 委員 パイが。

○介護長寿担当主幹 パイがですね。市町村分が190億円あったのですけれども、これから50億円減額されて、それを各保険者で分け合うという形になっているものですから、必然的に交付金が上がるところ、下がるところが出てくるのですけれども、下がる保険者の割合が増えているところで、宜野湾市としましても、今回は補正額の減、ちょっと下がってしまったという状況ではあるのですけれども、この額の順位とかは、全国でいうと、保険者の順位は上がってはいるのですけれども、額は下がっています。ちょっと矛盾しているのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 このインセンティブ交付金そのものが、例えば100あったのが、今年度は削られて100はないと。なおかつ、うちは中身については、点数を頑張って、前年度よりも増やしていたりとか、努力の跡が見られるにもかかわらず、もらいは少なくなっていると。これは要するに、全国のいわゆる予算の規模が多少縮小されたことによるものと、あとは競争だから、奪い合いだから、パイは。だからといって、それが極端に、うちは頑張ったから、今年は1,000万円もって超えて2,000万円になりますとか、極端にそういうふうな増にはならないのだという理解で、しかし歳入ですから、ここは維持できるように努力をしないといけないと思うのです。

ほかの市町村は頑張らなくても、うちは頑張って、ここはプラスに持っていく、そういう努力をしないといけないなというふうなことですけれども、そこについては、一般質問でも、その強化策みたいなものとか、どういう目標をつくって頑張っていくのか、例えば点数が入るところも、どこに重点を置くかによって、やはり対策は違って来るわけですから、そこら辺のポイントとかなんとかというふうなことも保険者としては、そこを頑張ろうねというふうなことで取り組んでいるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。前提としまして説明させていただきたいのですけれども、このインセンティブ交付金が始まったのは平成30年度に開始されておまして、交付額が決定するのは自己評価で評価項目を点数化してつけていくのですけれども、こ

の評価項目が実は今、令和5年なのですけれども、毎年度変わっているのです、評価指標が。国もいろいろ手探りという形で配点も変わりますし、評価指標も変わるというところで、各保険者のほうはいろいろ苦慮しているところはあるのですけれども、委員おっしゃったように取れるところはアプローチしていったらどうかということは以前から御指摘されておりましたので、そういったところは、もちろん我々のほうも、これまで取り組んできているところでございます。

結果としましては、交付金が前年度より増えた年度もあれば、今回のように下がった年度もございまして、今年度はちょっと取れていない部分も幾つかあったのですけれども、その年度の評価項目によって左右される部分もありますので、PDCAを回しながら、取れる分は取っていくという形で取り組んでいるところではございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは地域支援事業を担当している係というか、これは課全体で、そういうことに取り組んでいくのか、それとも係でそこは頑張っていくのか、どんなふうに体制はなっているのですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 評価指標の中身としましては、市全体として事業が細かい取組だったりとか、地域分析をしているかとか、PDCAを回しているかという評価指標もございます。また、中身によっては認定給付係に関わる分野もありますし、長寿支援係のほうの関わる、地域支援事業の部分も関わってくる内容になってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次に、5款の支払基金ですけれども、これも260万円の補正減なのですけれども、支払基金交付金というのは、その支払基金の役割というのは、どういう役割を果たしているのか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。この5款支払基金交付金については、財源としては第2号の保険者が納める現状になっておりまして、この2号については、例えば国保とか、社保とか、こういった各保険者が徴収して、それを支払基金に納めると。それをまた、こういった交付金という形で入ってくるという流れになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 マイナス264万4,000円というのは、何がマイナス補正になっているのですか、どういう理由。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど御説明したところですが、11ページにございます、歳出の3款地域支援事業費の1項について、それぞれのまた負担割合に応じて歳入を受けているところなのですけれども、そこが歳出のほうが減額となったことによりまして、この歳入の5款支払基金交付金も併せて減額となっているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは総合事業に交付するものだというふうな理解でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、総合事業そのものが、要はあれですか、これは実績で交付をされるものなのか。マイナスというのは、これは前年度と比べて、これはあれだね、補正第2号と比べてそうなのですよ。当初予算とそんなに乖離がないよう感じもするのですけれども、元に戻っているような感じがするのですけれども、これってどういう理由なのですか。

当初予算が5,805万円、補正第3号が5,616万円ですから、途中補正が2回ほど、今度で3回目の補正になっている。その都度理由があったわけですよ、補正の。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 私のほうで、少し制度的なところからのほうが分かりやすいかなと思いますので、介護保険事業計画の第8期のほうを、申し訳ないのですけれども、129ページのほうを併せて御覧いただきたいのですけれども、この6ページの支払基金というのは何かといいますと、第2号被保険者の保険料を全部まとめてやる機関なのです。ですので、ルール分、よくいうルール分の27%の部分を支払っている、支払基金という。団体があるのですけれども、それが……

○岸本一徳 委員 27%。

○介護長寿担当主幹 27%です。8期計画の129ページ、グラフが4つあるかと思うのですけれども、左下の図表7—52、こちらが介護予防予防・日常生活支援総合事業のところになりまして、第2号被保険者、27%とあるのですが、この部分が支払基金からルール分として入ってくる形になります。今回補正減で総合事業の分が減になっていますので、全体のパイが小さくなりますので、支払基金から入ってくる27%分も減になるということで、併せてこちらを支払基金の交付金、地域支援事業の交付金分のルール分が減になるという仕組みになってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 やはり第2号被保険者への負担を緩和するために、国は、以前は30%のときもあったでしょう。だんだん下げられてきているような感じがするのですけれども、ということは、27%になっているということは、以前は30%のときもあったわけだから、そこは減らされていると。第2号被保険者への負担をかけさせない制度設計に変わって、その分だけ、どこかで第1号被保険者が増えたとか、国、県、市のほうで増えたとかというパーセンテージになってくると思うのですけれども、そういう理解でよろしいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 129ページの、また同じ表を見ていただくと、第1号被保険者が23%になっているかと思うのですけれども、1号と2号を合わせて50%になります。公費分が残り半分になります。

(何事かいう者あり)

○介護長寿担当主幹 はい。なので、以前は、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%だったのですけれども、高齢者が増えてきているので、負担割合を多くするというので、23%になっております。50引く23で差引き27%が第2号被保険者の割合という形になります。

○岸本一徳 委員 聞かないと分からないですね。分かりました。了解です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 関連すると思うのですけれども、岸本委員が要求していただいた資料、今のインセンティブ交付金なのでも、見た目、結構変動するのだなというのが正直なところ。

御説明では、努力している、頑張っているところではあるのですが、見ると、2020年が2,000万円を越しているのです、両方を足してですね、2,047万円、2021年が1,935万円、2022年、令和4年度が、多分頑張ったのだろうけれども、2,293万円、令和5年度が急に下がって約1,600万円というようなところで、配点とか得点とか得点率という指標があるようですけども、これって国の評価の仕方というのですか、努力の跡をどのように評価してくれているのかというのは、当然基準とかというのはあると思うのですけれども、お互いに評価されているものに対して、いや、そうではなくて、こういうことをしていますよみたいなことも、また市側から訴えたりして、最終的に話し合いの下で決定されるものなのか。あるいは一方的に国から、あんたはこれだけだよみたいな形で来るのか、その辺の仕組みを教えてくださいませんか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの委員の御質疑ですが、まず基本的に一番最初は自己評価、いわゆる保険者の自己評価になります。記載要領がございます。大体30ページぐらいのものになるのですけれども、これに丸だった場合は、その根拠の資料もつけて、我々保険者は県のほうに提出いたします。県のほうでダブルチェックをして、これを該当するのではないかと、該当しないのではないかとということで、県のほうがチェックをした上で、国のほうに提出する流れになってございます。

委員がおっしゃったように、この評価項目どうなのか。これはおかしいのではないかとこの意見も、毎年アンケートがございまして、それを次年度の評価指標に生かしていくという形をみんな取っているものですから、先ほど申し上げましたように、毎年評価項目で変わってしまったりとかという状況にはなっているのですけれども、国のほうとしても各保険者の声も聞きながら、国が考える評価指標というものを示しながら、キャッチボールする形を取りながら評価する作業が進められていると御理解いただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その評価に対しては、納得ということなのか。違うよなみたいなことがあるのか。それは直接国とやり取りするというふうな言葉が、県とのやり取りで終了するのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 年度とか、質問内容にもよるのですけれども、疑義があるときには県のほうに、県を通して国に、こういった状況なののですけれども、該当しますかという確認をするときももちろんございます。

先ほど申しました、あとは毎年度調査がございまして、我々、直接記載するところがありますので、その評価項目は、こういった評価としてはそぐわないのではないかと、やはり100万人都市と1,000人、2,000人の都市では、やはり社会資源とか、いろいろ異なるところがございまして、そういったところも加味してほしいというような声も各保険者から毎年度上がってきている状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 若干不満はあったとしても、それはそれで仕方ない、次年度にまたその反省を生かして、できるだけ高得点を得られるようにというようなことで理解して、また工夫していらっしゃるということで理解しました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 歳出のほうになります。9ページの01ですけれども、これは会計年度任用職員の住居手当、期末手当、職員のあれですか、異動に伴うものなのですか、ちょっと御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。予算書の18ページのほうを御覧いただきたいのですが、給与費明細書でございますが、この給料と職員手当の減の理由として、休職等に伴う減ということで、今ちょっと長期でお休みしている職員分について給与費を今回減額しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっきの会計年度任用職員が減になるから補正減しますという説明が多いのですけれども、そうでないのですね。

それから、10ページの1款2項2目の滞納処分費とあるのですけれども、滞納処分事業費というのがあって、これはどんなことをするのですか。マイナス26万2,000円減ですけれども。

○伊佐文貴 委員長 保険料係長。

○保険料係長 滞納処分事業は、保険料の未納がある方に対して督促状を送ったり、催告書等を送ったりしている事業です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 補正減というのは、要するに当初予算からこれだけ執行残、残っていますよということで補正減したという理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 保険料係長。

○保険料係長 委員おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと私、最近、補正をやっていて気がついたこと、当初予算で保険給付費は計上されるけれども、補正があんまりないような気がする。保険給付費を補正するようなことは、年度によっても違うとは思いますが、ないのかな。ないでしょう。1号、2号、3号と見て、保険給付費の補正というのはないのです。当初予算でぼーんと受けて、あと決算で出てきて、これだけ執行しましたということで、その差がありますねというぐらいなもので、補正がないというのは、途中、地域支援事業はあれではないですか、交付決定に基づいてどうのこうのということで、理由でよく補正しますけれども、保険給付費はないですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり3月補正でも給付費の補正を行っていないのですが、要は、状況としては、見込額としては3億円ぐらい執行残として残る見込みではあるのですけれども、ただ給付費は実際高額になるものもありますので、そこは一旦落とし過ぎると、やはり足りなくなるということになりますので、給付費全体で60億円の事業ですので、給付費なので、そこは余裕を持って見ているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 予算書をめくっていったって、1号、2号、3号、保険給付費、補正がプラスもマイナスも何もないというのは何なのかなとふと思ったのです。これって要するに落とし過ぎない

ように、そのために触らないわけ。あと最後は、出納整理期間、決算で帳尻を合わせるとい
か、最終の締めにしていくということで、保険給付費はあえて当初予算差、触らないとい
うことで、理解でよろしいのですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり3月補正で落としていないのは、今、委員がおし
ゃったとおりで、先ほど御質問がありました、当初予算と3月補正で3億円余り増えている要因
としては、やはり今お話のあった給付費の不用額が次年度に結果的には繰越額として繰り越
しているところがございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料としては、決算のときは、もちろん福祉保健の概要に令和5年度決算と
して数字が出てきますよね、細目まで。それで、予算も決算も細目までは数字は出てこ
ないから、皆さんでしか分からなくて、こっちは何も分からないのですよ。資料を求め
ない限り中身、内訳は分からないというのが現実なのですけれども、それは分かっています。

だから、資料要求するのですけれども、今3月の時点で、どんなふうに保険給付費は動
いていきますか。執行されていますかという、それを見ながら、皆さんの中では、恐らく
途中、途中、保険給付費の執行、これを見ながら、それから対象者も確認をしながら、
足りなくなるのはというふうな判断をして、この保険給付費に限らず、それは補正を
かけていくものだと思うのですけれども、保険給付費は補正になじまないということ
なのか。気がついたら、ないのですよね。皆さん、気がつきませんでしたか。補正は
ないのですよ、今まで保険給付費は。一番大きいところで、数字的には、60億円。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 いや、補正でしか言えないから、何でなのと。

○健康推進部次長 もう一度、今の御質問は。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今、岸本委員がおっしゃったとおりではあるのですけれども、ただ
やはり額があまりにも、不用額が大きいようだと、そこは必ずしも補正しないというわけ
ではなくて、目安としては、介護の給付費は全体で年間60億円ぐらいありますので、一
月換算すると約5億円が一月の給付費の額、目安になるのですけれども、それを上回
るようだと、補正減の検討は必要だと思っていますが、今回3億円以下ですので、補
正には計上していないところということで、御理解いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ある場合は危ないということですね。補正をする場合は、この年
度は危ない、赤字なるかもしれないという、そういう部分もあるという理解でよろし
いのですか、赤字まではいかない。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 岸本委員おっしゃるとおり、予算が不足する状況に陥りそうな場合は補正増になるかと思えます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっと私の中でイメージができていないので、教えていただきたいのですが、11ページの3款1項1目のほうの01、介護予防・生活支援サービス事業のほうなのですが、多分今年から介護認定が再開、本年度でしたっけ、再開したのは。再開されることによって、多分この介護予防・生活支援サービスの利用者が、また変わってくるということで、予算も増やしていったかなという認識なのですが、そこで予算を増やしているのであれば、なぜ任用職員が未配置なのかなと思っていて、予算を増やすということは、需要があるということだと思うので、最初に職員も確保しておくのかなって思ったのですが、それがずっと未配置のままということが、ちょっと疑問に思っていることと、あと利用者が下回っていたので、この委託料や通所サービス費も減額になっているということだったのですが、その利用者が、認定が再開されたのに、増える予想が、利用者が下回ったということに対して何か分析もされているのかなということについてお聞きしたいのですが。

○健康推進部次長 休憩を。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時48分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時48分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、会計年度任用職員の報酬等の減につきましては、今現在は配置できているのですが、4月から7月の間、未配置の期間がございまして、募集はかけていたのですが、応募がなくて、ようやく8月になって任用ができたということで、この4月から7月分についての報酬等の減になってございます。

あと、利用者数が当初の見込みを下回っている要因としては、やはり介護人材不足によって、この委託事業所の人員不足で、受入れがちょっと難しいという部分が影響しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。きちんと人員配置が、認定が開始されたのが夏頃なのかなって思っているのですが、ちょうど7月、8月以降からちゃんと採用されたということであれば、対応されているなということで、ほっとしましたし、介護される方の人材不足で受け入れることができなかったということも理解しました。そういうことであれば、介護者が増えるような何か取組というのを今後されていかないと、この受け入れられないという状態が続くことになると思いますので、ぜひその辺もまた考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 予算書の5ページをお願いいたします。先ほどからインセンティブのお話をされていると思うのですけれども、先ほど当局のお答えとして190億円、全体であったのが50億円減だという、140億円になった影響額だというふうな言い方をなさっていましたけれども、そもそも国がインセンティブを設置して事業を行う目的というのは何ですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 インセンティブ交付金といわれるものは2つありまして、1つが保険者機能強化推進交付金、こちらは保険者、いわゆる市の機能強化への交付金、もう一つが介護保険保険者努力支援交付金というのがあります、こちらは主に地域づくりに関する事業に対する交付金となっています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、しっかり国の方針としても、保険者、あるいは介護保険の、そこでしっかり頑張っていくような感じで、インセンティブを位置づけてやっているとされているのですけれども、今回の減額、これはどのような理由ですか、国から示された回答でお願いします。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 手元に資料がないのですけれども、明確な根拠は示されてはいなかったかと思うのですけれども、ただ国のほうとしては、インセンティブ交付金の成果はどうかというところで議論されている部分があって、今回ちょっと減額になったと聞いておりますが、資料の要約があるので、ちょっと読みますと、令和5年度における保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金に係る予算額については、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護職員の処遇改善など、介護保険制度全体の見直しの議論や行政事業レビューによる指摘等を踏まえ、対前年度50億円とされたという。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、全体の見直しの中でされた。逆に全体を見直して、ここを削るというのが僕は理解できない。要するに各自治体、市町村に対して頑張ったところには、しっかり交付金として支出するよというふうな、頑張れる動機になるではないですか、交付金が増えれば。だから、国の方針は、ちょっと理解できないのですけれども、これ以上言っても国の方針ですから。

それで主幹、これちょっと細かいことを言うようではございますけれども、例えば保険者機能強化推進交付金の380万円の減額、これは50億円の減額の影響とおっしゃっていますけれども、単純にですよ、190億円から50億円の減額率をやったら、それよりか上回っている、37、38%、逆に介護保険保険者努力支援交付金は、そのとおりなのです。減額分のパーセンテージ、22万円。これはなぜですか。要は、皆さんの答えは、国の50億円の減額によって、この影響額が出ていますよというのですけれども、7目の保険者機能強化推進交付金に関しては、その理由が当てはまらないのです。それプラスアルファの減額分があるのです。これはどのような影響ですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時54分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時54分)

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 そういふことも、僕らはちゃんと見ていくようにしているのですよ。要は、だから皆さんの中で、要するに減額分で、今回の補正だったよという意味ではなくて、8目の場合はいいですよ。その7目に対しては他にもやはり自分たちもやらなくてはいけないことがあるのではないかなということ意識してほしいということです。よろしくお願ひします。

それから、次は11ページへ行きましょうか。歳出、これも補正の度にとてゝ気になる箇所が2つ補正されている。まず、11ページの介護予防・生活支援サービス事業の中の通所型サービスの640万円、この補正がとてゝ気になるのですけれども、中身の説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 山城委員の御質問にお答へします。通所型サービス事業なのですからけれども、いわゆるデイサービスに通うための給付費になっております。前年度の当初予算を見込むときに新しく介護職員のベースアップ支援加算というのが、加算が創設されたのです。そのときに加算の内容が、ちょっと曖昧なもので、ちょっと過大に算定してしまったのかなというところは、まず1点あります。

コロナのほうも回復基調だったというところもあって、多めに見込んでいたところなのですからけれども、そこまで、令和4年度ほど大幅に伸びなかったというところが結果としてあったので、ちょっと今回これだけの補正という形にはなってしまうのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 加算の話が、ちょっと意味が分からないのだけれども、聞きたいのは、この通所型のサービス費の、皆さんがやっている機能強化、短期集中予防サービスの、これの減額分ではないのですか、入っていない。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 御質問にお答へします。今の通所型サービス費については、短期集中予防サービスとは別で、市内、市外のデイサービスと呼ばれる事業所さんに要支援1、2、事業対象者の方が通っての給付費、短期集中予防サービスについては委託料のほうで組んでいるので、こちらとは違うという形になります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よく分かりました。それでは、この120万円の委託料の減額についての理由はどのようなになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 こちらの委託料120万円の補正減は、通所型サービスAという、私たちが呼んでいるものになるのですけれども、内容として、普通の通所型サービスを基準緩和したサービスに、この通所型サービスAというのがなるのです。人員配置を県であったり、施設の要件を若干緩和して、その分単価もちょっと低く設定して、利用者を受け入れていただくというようなサービスになるのですけれども、今実施している事業所さんのほうが、やはりちょっと介護人材不足というところがあって、なかなか受入れの体制が整えられなくて、結果として、ちょっと人数が大幅に伸び悩んでしまったというところがございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは今日は質問しないけれども、皆さん、サービスAの、そのものができていないわけよ。要は、サービスAとてゝ弱いわけ。それは、これ以上は予算書から入らないです

けれども、それを頭に入れておいてくださいね。Aとても弱い、事業所で、もうみんな。だから、その辺は頭に入れておいてほしいと思います。

次の一般介護予防事業の委託料81万3,000円、これの減額について説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 御質問にお答えします。こちらのほうの81万3,000円の補正減の内容なのですけれども、令和5年度から市内のパーソナルトレーニングジムのほうに筋トレと栄養指導を組み合わせた個別型と一般介護予防教室ということで委託を組んでいました。コロナ禍において、やはり集団でもなかなか教室の参加が伸び悩んだというところもあって、パーソナルであれば、個別になるので、利用者も参加しやすい環境になるのかなということで、まずモデル的に実施していたところではあったのですけれども、5類以降だったというところもあって、当初の予定よりも個別のほうに利用者が集まらなくて、当初20組みの予定だったのか、10組み程度になったというところで、補正減になります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の事業は初めて聞きました。これは去年から始まったのですか、今のパーソナル何とかというのは。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 令和5年度からです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 いずれにしろ、これは減額は減額として認識しますけれども、皆さんが新しい試みをしようとしていることは非常にいいと思います。皆さんの、ある程度弱った人たちを、少し強化した人たちを一般介護予防に持って行って、今、皆さんが実施している通いの場だとか、そういった場所を提供しながら、なるべく介護に陥らない、そういった仕組みづくりをするのが志良堂主幹がよくそういったことをやっていきたいというお話をされていますけれども、新たに機能強化少し強くなる人たちが行くところの場所づくりをしてということで理解します。これは後で資料をいただけますか。どういった内容の事業をしているか、今の事業をお願いいたします。

次に行きます。12ページ、

○伊佐文貴 委員長 資料提供を確認しましょう。

○山城康弘 委員 はい。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 資料のほうを提出してまいります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 12ページの認知症施策推進事業、先ほど委託料の減額、認知症カフェの開催が、計画ができなかった。その理由として、4包括の中の2包括にて認知症地域支援推進員の未配置期間があったと。これは未配置期間というのは、先ほど話に出た、4月から7月、それとも未配置期間に関しての、どのようになっているのか、説明ください。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。先ほどの部分に関しては市の会計年度任用職員でして、今回のこの部分に関しては包括支援センターに委託している事業でして、包

括支援センターの担当がちょっと未配置であったということで、先ほどの説明とは別になります。

2か所のうち1か所については、年度途中から任用はできているのですが、1か所については未配置が続いて、センター長が兼務しているという状況となっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 推進員の未配置で、この影響というのは、皆さんどのように把握されていますか、認知症事業に対して。要は、その推進員を配置するということは、必要性があるから多分配置しているはずなので、これが未配置期間が長ければ長いほど認知症の4包括でのバランスも崩れてくると思うのです。

要は、ではこの配置しているところはしっかり進んでいるけれども、あとの2つは進んでいないよとか、これは当局がしっかりと監督する場所であると思うのです。いまだに未配置のものがあるということに関して、早めに対策を打たないといけないのではないかと。そういった状況を出さないようにするのも、多分僕は当局の役割ではないかなと思うのですが、その辺どうですか。認知症は、やはり大事ですよ、介護保険に関しては。どうですか、次長、対策。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、必要な要員が配置できていないというのは事業に支障を来すので、そこは早急に体制を整える必要があると考えております。ただ、現状としては、介護の人材不足というところで、なかなか募集しても確保できないという事情が役所に限らず、包括なり、介護に携わる施設等にも、やはり現状の問題としてありますので、そこは市として、やはりこの委託料の中で、例えば人材確保しやすい、そこに任せるではなくて、この委託料の中で、例えば求人募集にかかる紹介料とか、そういったものも委託の中で支出できないかというのを今検討しながら、そこは徐々に任用につながっている部分もございますので、そこは市も各包括なりの人材確保に向けては、一緒に連携して今後進めていきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この予算の支出で済む問題ならば、早急に検討したほうがいいと僕は思います。これは介護保険事業に関しては、認知症の認定率に関しても、その認知症の割合が非常に高いですよ、介護5とか。ですから、もう数年前から国の方針としても認知症対策をしっかりしていけないといけないと、そういう大義があるではないですか。

ですから、やはりこの介護保険事業というのは、認知症というのは非常にキーマンポイントであるので、そこが包括のほうでいないというのは、僕らはとても気になるから、しっかり体制を整えてやっていってもらいたいなというふうに思います。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 市としても包括と連携して進めていきたいとします。

すみません。先ほどの山城委員の予算書5ページ、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金、ちょっと説明不足のところがあったので、補足させていただきたいと思いますが、先ほど2つの交付金で、この減少率の割合が違うというところで御指摘があったのですが、この国の50億の減額については、7目の保険者機能強化推進交付金が従来の200億円から150億円で50億円、こちらのほうが減額されておまして……

○山城康弘 委員 もう一度お願いします。

○健康推進部次長 200億円から150億円、50億の減額については、保険者機能強化推進交付金の分について国の予算が減額されておりますので、そこが先ほど言った……

○山城康弘 委員 190億円ではなくて200億円なのですね。

○健康推進部次長 すみません。都道府県分も含めて200億円で、市町村分としては190億円から50億円の減額ということで、減少率が大きいのは、保険者機能強化推進交付金が、この減額の影響もあってのことなのですけれども、介護保険保険者努力支援交付金については、国の予算の影響ではなくて、指標が毎年変わることによって、ちょっと市の取組と評価の部分が、ちょっと一致していないというか、そこが減額の影響なのですが、あの10市中10市において、やはり今回減額となっていますので、そういった、ちょっと指標が、また直前になってしか示されない部分もあって、なかなか前もって、それに向けて取り組むというのが難しい部分もあるのですが、とはいえ、やはり交付金は、もらえるものはもらえるように努めていきたいと思っております。

○山城康弘 委員 反論したいけれども、やめようね。分かりました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1点だけ資料要求していいですか。

○伊佐文貴 委員長 はい。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料要求、要するに9月でやっているから、これでカバーしてお願いいたしますと、改めてそこはつくれませんよと。保険給付費の、さっき質疑の中でやりました。今現在、中間報告3月の時点で最終補正、年度末で保険給付費の今、現在どんな執行状況なのかという、それは9月の決算には、ちゃんとした数字、データが出てくると思うのですけれども、今の時点で結構ですので、どのぐらい前年度と、できれば決算から、令和4年度決算と比べて今度の令和5年度のやつは、どのぐらい増えているのか、減っているのかという、それは細目まで出せるのだったら、お願いできますか。去年は、確かもらっている。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 準備でき次第提出してまいりたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第5号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時16分)

【議題】

議案第13号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第13号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第13号についての説明をお願いします。

(執行部説明省略)

- 伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 これは第2号の債務負担行為、6ページ、予算書の54ページにも調書がありますけれども、車両賃借料、これは恐らく2件というのは、あれですか、後ろの一番巻末にある、車両賃借料2件って書いてあるけれども、この金額で2つ間に合うのか。ちょっと説明をお願いしますか。2件って書いてあるのですけれども、2台という意味なのかどうなのか。
- 伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 ただいま御質疑にお答えします。2件と書いてありますが、2台分の債務負担、賃借料となっております。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 この巻末にあるやつというのは、どう見ればいいのですか。これは今年度なのか、それとも今現在進行中であるというだけの話なのか。
- 伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 54ページの表については、これは現在債務負担行為をして予算化しているものの一覧となっております、一番下のは冒頭でございます、6ページのものと同じ内容となっております。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 関連をしてお聞きしますけれども、この車両というのは、何に使っているのですか、目的は。
- 伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 介護認定調査員の訪問に活用してございます。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 この54ページの調書にある、一番上、そして2番目、それから一番下の今度債務負担行為をかけた部分で。
- 伊佐文貴 委員長 認定給付係長。
- 認定給付係長 現在車両のほうが課全体で6台あります。今回認定調査員を2名増員したことに伴い、今年度認定調査用の車両2台追加でリースする予定となっております。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 今説明していただいた認定調査員という方は、これは資格があるとかないとか、どういう方なのですか。
- 伊佐文貴 委員長 認定給付係長。
- 認定給付係長 要綱ですと、資格要件はございませんが、募集の条件の中で、介護の専門知識を有する方というふうに募集をかけていまして、ほとんど方が介護福祉士、ケアマネジャー、保健師さん、看護師さん、社会福祉士の資格を持っている方が調査員として配置されています。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 調査員は6名いらっしゃるわけですね、6台。
- 伊佐文貴 委員長 認定給付係長。
- 認定給付係長 現在は8名いまして、今年度2名追加で現在10名で調査を行っているところです。
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 増やしたということは、区分変更とか、新しく介護の認定の申請に対する確認のためにやることなのではないでしょうか、それとも何か別の理由があって訪問をすることになるわけですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 現在において車両の台数が人数より少ない台数だったため、現在ほかの課の公用車を借りながら調査をやっている状況です。ですので、今後高齢者は増えていくというのを見込んで、体制を整備したいということで、2台追加しています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、これは特会の中で、これは財政当局の許可ももらわないといけない、この債務負担行為かけるときは、手続としては、これは全体的に財政課でコントロールすべきことなのですか。それとも部内で決裁をして計上していくというシステム。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護特別会計に限らず、予算については、財政課のヒアリングを踏まえて、内容によっては査定をされた内容で入ってきますので、原課だけではなくて、財政とも調整しながらの予算編成となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 僕は報告だけで済むのかなと思っていましたが、必要なのは皆さんであって、そこも確認をするのですね、必要なかどうかというのを。今足りないわけですよ、借りているという話でしたから、実情は。これは財政当局は、そこは理解をして。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回は要求したとおり。ただ、公用車については、駐車スペースの問題もあるので、そこはやはり管財、総務とも調整しながらになると思いますが、必要に応じて当然車両は認めていただいているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、車のほうから中身の、いわゆる仕事の中身をお伺いしましたけれども、これって認定調査というのは、要はあれですよ、後でまた専門職によるドクターなんかも含めて、介護の認定、するかしないかということの協議体があるでしょう、認定をしていくための。大体月に何回ですか。4回ぐらいですか。1週間に一遍ですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 月に8回程度開催しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、介護の場合には、認定は、早く審査をしていただきたいというのが、やはり市民の願いなのですよ。それからすると、この認定調査という調査委員の方々がやる仕事はかどらないと、そこにつなげられないのかどうかという、これはどうなのですか。私は現場もよく分からないので、これが課題ですとか、車が課題なのか、人が課題なのか。それから、認定をしてくださる、いわゆる審査をする、週に2回というのが、今の状況では足りないのか、足りるのかというふうなことまでつながっていくと思うのですけれども、これについてはどうなのではないでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 今年度に関しましては、コロナ特例の申請件数が大幅に増加してしまっていて、そこで各保険者の課題として挙がっているのが、やはり認定調査員の調査のスピード、人材確保が課題として挙がっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 自分の母親の話をしてしまいませんか。区分認定の変更で申請を出したのですけれども、そのときには、1月1日から介護5になりますよということによって来ました。だけれども、12月29日には亡くなったのですけれども、要は、うちの母親は問題ではないのですけれども、例えば若くしてがんにかかる人が、認定が遅くなってサービスが受けられないとかという部分が現実には起こっています。

だから、そのスピードを早めないといけないとか、処理件数をどうにかしないといけないとかという課題はないのですかという。皆さんがしか把握していないのだから分かりませんが、この辺はどうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 委員おっしゃる課題として、調査件数を効率よくさばっていくというのが今の課題でして、がんの方とかの申請については、通常ですと、調査員の方は1日2件調査に行っていて、2件を仕上げるという形になるのですが、そういう場合は緊急ということで、3件行ってもらって早急に対応するようにしているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 若い人ほどというか、実際は介護のサービスを受けられるのは、基本的には65歳以上の人なのですけれども、第2号被保険者にもあれですよ、そういう方々に該当する方はいらっしゃるよ。

宜野湾市の話ではないのですけれども、北中城とか、中城とか、向こうでは広域連合をつくって管理しているでしょう。そこは遅いらしいのですよ、認定が宜野湾市よりも。ということを相談、苦情をいただいたことがあるのですけれども、だからそこはやはり申請者が多ければ、待機者が多ければ、そういうことも十分考えられるわけですから、そこは中身によって早めなければいけない人とかというのは、判断は誤りのないようにできれば、皆さん注意を払って、扱っていただきたいと思うのですけれども、優先するというのは、家族から訴えられた場合には、そこは考慮に入れられるという認識でよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 窓口のほうで聞き取りをして、優先順位をつけて、急ぎの方の場合は、そのように対応しているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 車の話からこの話になりましたけれども、すみません。皆さんの仕事は、全部つながっているのではないかなということ、僕は想像で今聞いたのですけれども、やはりそういうこともあり得るのだという話が、説明がありましたので、ぜひ次長、車いっぱい使えるようにしたほうがいいと思います。そこだけはしっかり、市長に言えますか。そういうことで、人も、マンパワーも足りなければ増員をしないとイケない。募集しても、なかなか来ていただけないという実情もあろうかと思っておりますけれども、これは市民が、やはり遅かったとか、後でそうい

う苦言や要望が出てこないように、しっかり対応していただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

それから……

○伊佐文貴 委員長 ちょっと時間が、岸本委員、ほかの人から先にお願いします。

○岸本一徳 委員 どうぞ。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 19ページ、すみません。認定調査等費ということで、1款3項2目です。デジタル田園都市国家構想交付金600万円、これは今ちょっと総務省のですか、ホームページを少し見ている、内閣府ですね、地方創生推進室というところが、令和4年2月8日に打ち立てているのですけれども、この600万円、令和6年度、皆さんのほうで、どういうふうな形で考えているのか、お聞かせください。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 認定調査員の課題として調査のスキルアップ、効率化というのが、今課題として挙がっておりまして、効率化を図るために認定調査が、タブレット端末を10台導入する予定となっております。こちらはシステムと連動しておりまして、費用が1,239万5,000円となっております。こちらのほうが、今回デジタル田園都市国家構想交付金というものが2分の1補助ございまして、こちらのほうに現在応募しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今回そういう交付金に手を挙げているということがすばらしく、ほかの自治体の事例もホームページで見えています。いろいろな活用方法があるということではありますけれども、今回宜野湾市で、各委員からもお話があった、認定調査にとっても時間がかかっているところの、皆さんの一番狙いどころということで、タブレットでしっかりと宜野湾市の認定を進めたいということが、今見てとれました。とてもいい取組だと思います。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 33ページ、3款1項3目の生きがい対応型デイサービス事業費補助金というのが、去年はなくて、今年度からだと思うのですけれども、こちらのほうのちょっと内容を詳しく御説明いただいてよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 冒頭のほうでも説明いたしましたが、一般会計において同じように補助金を出していて、内容としては、各自治会で実施しているミニデイサービスに関するもので、そこは社協に補助金という形で市からは支出して今運営をしているところでございます。

今回ミニデイサービスなので、介護に関わる分野がありますので、財源としては、また国、県等の負担金も対象となっておりますが、保険料が財源として充当できますので、特会に移すことによって一般会計の財源を減らすことができるということもございまして、今回介護保険特別会計のほうに移行してございます。

ただ、一部食糧費については、この特会では対象外となっておりますので、そちらは引き続き一般会計で予算計上しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、一般会計のほうから特会のほうに移動になったというような認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりでございます。また、そこに実際問題として、利用されている方が公民館まで、ちょっと移動が難しいというケースがございまして、そこは自治会のほうで車両を確保した上で送迎をしてもらうということで、その分のガソリン代について、また特会移行に当たってプラス予算化しているところでございます。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 再確認ということになると思うのですけれども、先ほど棚原委員からありましたように認定調査の件でありますけれども、先ほど説明があったとおり、コロナ禍で山積していたものが、前の答弁でもあった、47日ぐらいかかっていると言われたのですけれども、今の説明を聞いて少し安心したところなのですけれども、まず増員ですね、車の、携帯を持っているということも聞いていますし、端末、今確認したいのは、これだけ準備はできたのですけれども、担当課で新年度に向けて時間外勤務というのですか、負担がまだ多くかかっているのか。

そして、新年度より少しずつ落ち着いていくと思われましても、これだけ調査員がいると、要支援、要介護度も、手すりの設置とか、要望など多くなると思うのですが、この10名体制で臨んでいかなくはいけないと思うのですけれども、最短で、努力して、大体47日間とありますけれども、目指すところは、最短で何日ぐらいかかりそうなのか、お伺いしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 目指すところというのは、30日を目指してはいるのですが、すぐには難しいかもしれないのですが、現実的な直近のものでいうと、37日、過去の通常るときは37日程度かかっていたので、今月に入って、やっとコロナ禍の影響を終えて、申請件数が減りましたので、来月以降は少し落ち着いてくると考えています。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今現在、負担は減っていると考えていいですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 現在は調査員も職員も含めて少し時間外が減っているところではあります。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 先ほど採用資格ということで、ケアマネとか、有資格者とかそれに精通する人が来ると思われますけれども、調査員によっては、これもつけたほうがいい、あれもつけたほうがいい、即座に判断して、手すりだけではなくて踏み台とか、段差とか、そういったものも出てくると思うのですけれども、ちょっと関連しているか分かりませんが、修繕が150万円計上されていると思いますけれども、調査員の増で、また修繕改修事業を別につけてほしいとか、件数が増えることが予想されるのではないかと思いますけれども、そういった対応策として、そういった取組を考えているかをお聞かせいただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時46分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時47分）

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの御質問ですけれども、少し整理すると、認定調査員は、あくまで介護認定に必要な調査だけをするものになりますので、その際には、例えば住宅改修が必要だなどと思っても、そこはケアマネジャーさんとか、包括の業務になるものですから、認定調査員は、その部分の提供には関わらない業務になります。

今委員御指摘の39ページの住宅改修費助成事業、それとあと2款のほうにも住宅改修事業費というのはあるのですけれども、2種類ございますが、御指摘あるように認定者が増えるということは、利用される方が増える可能性もございます。39ページに関しましては、総合事業対象者の方も利用になってきますので、一概に認定者数の増との比較も少し難しいところはあったりするので、いずれも今後伸びてくる可能性はあるかなと思いますので、その辺りは包括とも情報共有をしながら事業を進めていくことになるかと思えます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 確認とれましたので、引き続き対応をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 時間がないから1点だけ。36ページ、生活支援体制整備事業費です。908万9,000円、この委託料も含めて事業費の内容を少し教えてください。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 山城委員の御質問にお答えします。生活支援体制整備事業ですが、まず委託料のほうにつきましては、社会福祉協議会のほうに3名、生活支援コーディネーターを配置してございます。生活支援コーディネーターのほうで、地域のボランティアの状況ですとか、高齢者の活動の状況を調査して、どのような社会資源が必要かというところまで含めて、把握してもらっているところです。資源マップというものも作っていただいて、見える化するような形を取っています。

それに加えて、協議体のほうを社協のほうで第2層協議体というものを設置しておりますので、基本的に各中学校区での協議体を実施して、住民のほうに地域の課題を話し合っていたくという機会を設けております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、委託料の890万円は、社協に配置してある3名の生活支援コーディネーターの人件費が主だということで把握してよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 すみません。ちょっと正確に申し上げますと、委託料と介護特会の3款の8目の事業費につきましては、2名分の生活支援コーディネーターの費用になっております。プラス社協のほうで職員を配置しておりますので、職員がまた生活支援コーディネーターの役割を果たしているということになります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、生活支援コーディネーターの配置に関しては2名分の予算ということで理解してよろしいですね、今のところは。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 皆さんの8期の生活支援体制整備の計画はどのようになっておりましたか、この生活支援コーディネーターの配置。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 委員の御質問にお答えいたします。8期の計画では、生活支援コーディネーターは中学校区ごとの配置を目指すとして明記しておりますが、こちらについては、今後また検討してまいりたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 気になるのは、要は目指しますという8期の計画がまずある。皆さん、第2層協議体の立ち上げは7期で大体やってきて、コロナ禍の中、なかなか第2層協議体が機能していない中で、第1層協議体まで、まだ課題が挙がってきていない。それを引き継いでいくのが生活支援体制整備のあれですね。要は、第2層協議体で課題をやって、第1層協議体のほうで最終的な方針を固めていくと、その体制整備が多分この生活支援体制整備の柱だと思うのです。

皆さんが8期計画した中で、各中学校区ごとの第2層協議体の中での生活支援コーディネーター配置を目指しますという大きな目標があったのですけれども、ちょっと残念なのは、今回の予算組みも2人分のものしかやっていない。9期の計画に生活支援コーディネーターの位置づけというのはどのようになっておりますか。9期、まだ見ていないから分からないのです。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 委員の御質問にお答えいたします。現在自治会のほうで協議体の、上大謝名地区とそれから宜野湾地区のほうで改正をしております。9期の計画のほうでは、各協議体の状況を勘案しながら、ボトムアップ方式で第1層協議体、第2層協議体を立ち上げて、連携するというふうに明記してございますので、今後この協議体を継続していきながら、また第1層協議体と第2層協議体と連携して事業を進めていきたいと考えています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと明言をされなかったのですけれども、生活支援コーディネーターの配置も8期の計画どおりに目指していくという認識でよろしいですね。私が思うには、やはり第2層協議体の中身をしっかりと充実させるのは生活支援コーディネーターの引っ張り具合だと思うのです。上がってきた、それをどう議論していくかというのも、ですからこの第2層協議体には、やはり引っ張り役というか、リーダーが必要であって、これは早急にやっていただくようお願いしたいのです。

今回新年度予算で、数字的なもので、これが見えなかったから、ちょっと指摘をさせていただいたのですけれども、結局今回この予算では、令和6年度は、まだ整理ができない、9期が始まります。あと2年間のうちに、予算に明文化しないと、僕らも信用できないのです。要は、予算化をされていなかったら、本当に配置事業はできますかという話になりますので、ちょっと今後そういう予算の面からも私は見ていきたいと思っておりますので、ぜひ係長おっしゃったことを目指して頑張っていただきたいというふうに思います。委員長、以上です。

(「資料要求していいでしょうか」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 総合事業が立ち上がった時期は平成28年ぐらいからだったと思いますけれども、全国的にそれは要するに要支援1、2のデイサービスとあれを総合事業に移行するというところで始まるわけですが、そうときに議員からは、ミニデイサービスを使ったらという提案をした、そのときはできなかったのに今は工夫して使える予算、それから一般会計に持たせる予算ということで分けて導入できていますよね。

この議論の経過というのですか、いつ頃からそういう話をして、恐らくさっき言った、第2層協議体で地域資源というか、要するにあれをつくり切れないから、ミニデイサービスを活用していると僕は思っているのだけれども、要はその協議体がしっかりやっていたら、恐らく提案した、何をつくるべき、要するにカフェをいっぱいつくったほうがいいとか、様々要するに住民主体のやつというのが、本来の宜野湾市の特徴ある課題を克服していく地域資源のつくり方ですから、それも含めて、議論がどんなふうになってきたのかというのを、最初は、総合事業のときは、これは一般会計でお任せしていますから、そこは触りませんということでした。介護保険よりも先にミニデイサービスは立ち上がっていますから、宜野湾市は、新城が一番23区の中でも早かったということで、12年の介護保険のスタートよりもミニデイサービス事業の立ち上がりが早かったのです。

その頃、介護保険というのはありませんでしたので、そういう歴史がありますので、ここは継続している、持続している、その価値は非常にあると思います。あのときは提案しても、皆さんは、保険者としては、一般会計でそのままやればいいよという話でしたけれども、いつそういうふうになってきたのかという、この経過が、議論が分かりませんので、そこを少し分かるような資料を作って提出していただけないか。いつ頃からこのことについて、意味分かりませんか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 委員のおっしゃっている回答になるか分からないのですが、ミニデイは、総合事業に移行した際に、総合事業には制度的にのせられないという仕組みになっていましたので、一般会計のほうで持たざるを得なかったです。

今回いろいろ財政的なものも踏まえて、より予算を執行していく、効率的に執行していくということで、名前はミニデイのままではあるのですが、ちょっと形態を変えるというような形でせ替えているというものになりますので、生活支援体制との絡みでという部分のものではなくて、特会では持てない食費の部分だったりとかは、あえて一般会計に残して、残りの分は特会に持ってきた中身になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 駄目だとは言っていないよ。我々が、総合事業が立ち上がるときに提案はしたのだけれども、それは駄目ですということで、否定をされたわけよ。今ミニデイも、そういう地域支援事業の中で予算を計上して支援をしていくというふうなことになるわけだから、その議論が、どこでどういうふうにしてまとまってきたのかという話なのです。それを説明していただけないか。降って湧いたような話しか僕は聞いていない。結論だけしか聞いていない。どこでどういうふうに議論があって、皆さん方に、どこであったのかという話です。それを説明できる資料をいただければ、それを見て、また。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 分かる範囲でちょっとお答えしますが、恐らくきっかけとしては、一般会計は、かなり財政的に厳しい状況が、恐らく30年かまでは、元年頃にあったと思うのですけれども、その中で一般会計の財政面での集中改革方針というのが打ち出されまして、それで一般会計の負担を減らす中での、恐らく調整の中で、この事業についても特会で、移せないかという協議が始まりだと思っています。それを踏まえて、今回主幹から説明があったとおり……。

○岸本一徳 委員 僕の頭の中では、地域資源があるわけだから、それを活用すればいいだけの話ではないのというふうなことで、あと予算が使える、使えないというのは、特会で使える、使えないというのは、それは皆さん振り分けて、ちゃんと工夫すればできることだったわけですよ。大体5年ぐらい、6年前ぐらいからスタートしているのに、今ようやくそういうふうに、一般会計が苦しいから、そういうふうになったという説明ですけれども、それってもともとできたのではないのという話を申し上げたいわけです。だから、その議論が、どこでどういうふうになったのかというのが、その経過がよく分からない、見えてこないものですから。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今の委員のお話だと、ちょっと時間がかかった部分はあったのかなと思います。ただ、特会は特会で、この地域支援事業費についても上限額が設定されておりますので、これを移行したことで、今後また新たな事業というのに、また制限が出る場合もありますので、現時点では特会に移すのですけれども、また今後は介護特会の状況を見て、場合によっては一般会計に戻すことも検討が必要かなと思います。現時点では特会に移すということで、御理解いただきたいと思います。

○岸本一徳 委員 総合事業は上限額があるから、出たら、その分は市で持たないといけない、単費で持たないといけないという、そういう縛りがあるから。分かりました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第13号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時59分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時59分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第6号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○伊佐文貴 委員長 議案第6号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第6号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 まず、歳入の1款1,893万8,000円の補正ですか。これは説明では460名の増加によるものだという説明がありました。令和4年度が9,117名、福祉保健の概要では被保険者数は、そういうふうになっていますので、これプラス460と、大体それぐらいだという理解でよろしいのでしょうか。10—1、福祉保健の概要。9,117から460名ほど増えているのだという理解でいいのかという。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。先ほど説明申し上げた460名につきましては、この1款保険料ではなくて、6ページでございまして、3款1項2目保険基盤安定繰入金が増要因でございまして、こちらについては、保険料の軽減対象者、軽減された分が繰入金として入ってくるものでございまして、それが当初5,550人見込んでいたところ、結果的には6,010名が対象となりましたので、それで460名増えたことによって、この保険基盤安定繰入金が増額となっているところでございます。保険料については、また別途答弁させていただきます。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 保険料の部分につきましては、被保数が令和4年度の当初予算比ということで、10月時点で比べますと、令和4年度の10月時点の宜野湾市の被保険者数が8,978名に対して今年度、令和5年度の10月時点の被保険者数が9,375名となっております、その差397名の増となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 15年ぐらい前かな、65歳、これは後期高齢者だから75歳だけれども、64歳から65歳になってくるとき、大体あの頃は200名の増加だったのですよ。これは団塊の世代の方々が75歳ですから、大体人口が、出生数が多い団塊の世代の方々ですから、今言うように特別会計的には460名が増えたとか、それから今言うように、実質令和5年度の今の時点では397名、要するに当初よりも増えているのだということは、これだけの方々が、要するにこの1年間で増えているということは、まだまだ続きます。団塊の世代の方々が75に到達するという、これは75に到達しないと、こっちに反映されないわけですから、どうなのですか。推計的には、まだまだ増えていく可能性。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 団塊の世代、いわゆる1947年から1949年生まれということになりますので、令和6年度まで、この団塊の世代が加入する形になりまして、住基上は毎年約1,000の方が75歳に到達する予定となっているのですけれども、ただ令和7年度も住基上は約1,000の方が後期高齢に到達するという推計になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その理由といたしますか、なぜそういうふうになったかという、補正のですね、理解できました。

次に、3款の繰入金、これは広域連合会からの確定通知により増額するものだという説明があったと思うのですが、これは中身、繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費の繰入金及び保険基盤安定繰入金という内容だと思うのですが、事務費繰入金は保険料の徴収等の市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるため、それから保険基盤安定繰入金は保険料の軽減に伴う軽減額を県が4分の3、市が4分の1補うためのものなのだと思いますということで、今回この確定通知によりというのは、どちらのほうが増えるのですかと御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えいたします。補正予算書6ページ、3款1項1目保険基盤安定繰入金1,199万4,000円の増額につきましては、先ほど委員よりお話がありましたとおり、広域の決定に伴い今回補正を行っておりますが、その内訳としましては、軽減世帯の7割軽減の方が昨年度に比べまして……

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時11分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時11分）

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 失礼いたしました。令和5年度の3月補正の増額理由につきましては、当初見込みに比べまして、減免の人数が460人増えております。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時12分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時12分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質問にお答えいたします。この事務費については、3款1項1目のほうで事務費繰入金ということで、別途予算を計上してございますので、今回の補正については、あくまで3款1項2項保険基盤安定繰入金に係る補正となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 先ほどの被保険者が、この補正の段階で増えましたと、見込みよりも増えましたということは、こっちと連動するという認識でよろしいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。被保険者数の増に伴って軽減世帯も一定の割合で増えていきますので、同様に増額となっております。

○岸本一徳 委員 分かりました。次に、歳出の2款、広域連合への納付金なのですが、これは3,093万円になっていますが、補正が。ここの御説明もすみません。先ほどの被保険者の、いわゆる増に伴って、こちらも歳出ということになるわけでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えいたします。補正予算書の7ページです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3,093万2,000円の増につきましては、先ほど歳入の1款保険料のところで御説明しましたとおり、保険料の1,893万8,000円の増額分と、あと歳入の3款保険基盤安定負担金の1,199万4,000円、この増額分、2つの増額分を後期高齢者医療広域連合に納めるための納付金となっております。歳入と同じ額だけ、こちら計上しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1点だけ、すみません。令和5年度、令和4年度、こちらのほうの納付金の、私のほうで見てみると、令和5年度は1億5,000万円余り、それから令和4年度も1億5,000万円余りということで、これは2項の保険基盤安定繰入金ですけれども、そうすると、こちらは軽減の対象の人たちへの繰入金だという理解でよろしいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。保険料を軽減した分だけ歳入のほうで、結果入ってこないようになりますが、その分を県のほうからの負担金として4分の3、市から4分の1を合わせて、後期特会に繰り入れることで財政の安定化を図っていることとなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時18分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時19分)

【議題】

議案第14号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第14号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第14号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ピンポイントでちょっとすみません、12ページの2款1項1目の、これは歳出ですね。後期高齢者医療広域連合納付金、今年度予算13億2,699万8,000円、前年度10億9,189万4,000円で、2億3,000万円ほど納付金が前年度に比べて増えているのですけれども、さっきから説明の中で出てくる、被保険者数が増えたからということとは関係ないのではないかと思います。それから、今年度予算額の財源内訳というのがありますよね。これは宜野湾市だけでお金出したのかなと思ったら、そうではなくて、その他ってあるのですけれども、こちらの説明も、こ

の説明を聞いたら大体中身は理解できるのではないかなって思うのですけれども、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 予算書12ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の特定財源のその他の欄でございますが、右側の説明欄を御覧になっていただきたいのですけれども、その他のところに説明欄の後期高齢者医療保険料、二重丸、それからその次の二重丸の一般会計繰入金です。また、延滞金加算金及び過料、このようなものが特定財源として事業に充てられていることとなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 保険料というのは、1款のことですよ、歳入の。

○国民健康保険課長 そうです。

○岸本一徳 委員 それに二重丸、もう一つ、一般会計繰入金、これは宜野湾市の負担分という理解でよろしいのですか、1億6,900万円。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。一般会計繰入金につきましては、予算書の5ページ、3款繰入金の1目事務費繰入金と、あと2目保険基盤安定繰入金がございますが、1番の事務費繰入金につきましては、全額市のほうから歳入を充当しております。

2番の保険基盤安定繰入金につきましては、市のほうは4分の1だけ負担しておりまして、残りの4分の3を県のほうで負担金として、こちら一般会計の歳入で受けております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 知りたいのは、市の負担が、この13億円の中で、市が負担をしなくてはならない部分はどれだけかなと知りたかったものですから、質疑をやっていますので、これは結構な額になるのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。説明欄の01、後期高齢者医療広域連合納付金事業の下から3段目、保険基盤安定負担金ってありますが、この1億6,925万9,000円、こちらの4分の1が、この事業の中での市の負担分となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分からないので、今ちょっと思いつきなのですけれども、要は、どれだけ負担金を出しているのか。倉浜なんかもそうですけれども、やはり医療費が高くなってくると、負担も大きくなっていくわけですから、これは何分の1とか、要するに負担割合があるわけですから、分母が増えると、そこが増えると、医療費が増えると、うちの負担分も大きくなっていくというのは、この特会では、ごく普通の当たり前のことというふうに理解してよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。医療費の負担等につきましては、一般会計のほうで医療費に係る12分の1を負担金として出しております。特会には、医療費の負担分は含まれていないこととなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは国保ではなくて一般会計、そうなのですか。では、一般会計を見れば分かるのですね。広域連合へどのぐらい納付しているか。

これは広域連合が悪化すると、当然市も負担が大きくなっていくというような、これは正比例しているわけですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。岸本委員おっしゃるように、広域連合のほうが宜野湾市の医療費を推計調査しまして、その12分の1を市が負担しておりますので、宜野湾市の医療費の見込みが高くなった場合は負担金も増えてまいります。

○岸本一徳 委員 令和4年度の事業報告書に、実は数字はあると思います。そうですね、山城委員、これにちゃんとある、医療費とか。

要は運命共同体ですから、広域連合が悪くなったら、うちにもそのしわ寄せは来るということで、だから一体的に頑張って医療費を抑えるように努力するとかというのは、これは全市町村が同じ条件で、同じように取り組まなければならない、広域連合の責任ですよというわけにはいかなくて、本来は。だけれども、実際にコントロールをしているのは広域連合なわけですから、そこら辺がちょっと歯がゆいというか、全然この特会の中に医療費も何も出てこないし、福祉保健の概要に掲載をしてもらったのは、皆さんの善意でやっているような感じなのです。義務ではないでしょう。だって、医療費そのものは、高くなる、安くなる、多くなる、抑制するというの、皆さんの責任ですというふうには、どこにも法律的には書いていないけれども、でも宜野湾市民なのです。広域連合で見ている方々は、市民は。

だから、そこら辺は、市民として、やはりどう健康長寿を維持していただくかということも、この辺の、僕も広域連合の議員ですから、言わないといけないのですけれども、そこら辺が何かどうも足りないような気がします。

それと、沖縄県は、前に一般質問でもやったのですけれども、香月課長からもらった資料が、沖縄県ワーストワンですよ。医療費の1人当たりのとかというふうには、だったと思いますよ。向こうで、広域連合で聞いても、そんな感じです。それをどうするかということは、計画書を作っているけれども、この計画書で解決するのかと云ったら、そういうものではないと思います。

実際現場で、この個別個別の取組の中で解決をしていく、抑制をしていくものだと思っていますけれども、だから委託事業として、介護と医療の一体的なものを宜野湾市も、介護長寿課で委託のコントロールをしているのですよね、次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりです。

○岸本一徳 委員 というふうな現状があるものだから、私、宜野湾市だけでやれるものだったら、そこは責任が生じるけれども、そうではなくて、やはり県内の何分の1かの、何十分の1の責任が市にもあるわけですから、また市民のことをどう対策するのということが一番大事なことだと思いますので、そこはまたしっかり検討して、対策をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私も広域連合で、そのことを強く申し上げます。コメントがありましたらお答えください。

○山城康弘 委員 まさにそのとおりですって。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和3年度のほうから、委員おっしゃった、高齢者の保健事業について実施しておりまして、やはりこれまで広域が保険者ということで、身近な存在は宜野湾市であるにもかかわらず、なかなか保健事業が手が届きにくいような仕組みがありました。この事業を導入したことで、身近にいる、介護予防が必要な方々を後押しすることができて、一定の効果を上げてきていると思いますので、引き続き介護と、あと増進課のほうとも連携して取り組んでいきたいと思っております。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 まず、ちょっと余談から入っていきます。今、岸本委員がおっしゃったとおりであるというふうに私も感じます。逆もしかりで、75歳になれば、いずれ皆さん、広域連合へ入っていかなくてはならない。逆に広域のほうは黒字運営されている状況の中で、その黒字の事業を、いかに75歳以下に投入していくかというのも、よく広域の議員のときに話していたのですが、逆もしかりだと思います。今後は今、岸本委員もおっしゃっていたように、その関係をしっかりとやっていきながら、一体的なものが、やはり必要ではないかなというふうに感じます。

予算書3ページです。特別徴収保険料と普通徴収保険料の増額分、これは多分皆さんが先ほどお話しした、397名の広域に移行した人たちの影響額が主だと思うのですが、それ以外にも何か要因はございますか、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質問にお答えいたします。今回の保険料の予算額の増加なのですが、被保険者数の増加はもちろんあるのですが、今回令和6年度、令和7年度、後期高齢者医療保険料の保険料率の改定が行われております。

現在は所得割率8.88%、均等割額4万8,440円、賦課限度額66万円という構成になっているのですが、これが令和6年度は所得割率が11.60%、均等割額が5万6,400円、賦課限度額が80万円に改定されることに伴って保険料の収入額見込みが、これまでより大幅に増加することが見込まれるところで、今回の予算書になっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 すみません。ちょっと今の説明では、言っている意味は分かりますけれども、中身がちょっと見えてこないからあれですけれども、例えば後期高齢の中でも、所得に応じてのものいろいろ出てきますよね。この負担、会計に伴って高所得者のほうに負担が行っているのかどうかという、そのバランス的にはどのように変わっていかれますか、今の話の内容は。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時41分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時42分）

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質問にお答えします。令和6年度の後期高齢者医療の保険料の改定につきましては、先ほど御説明しておりますが、所得割率が上がりますし、均等割額も上

がってまいります。均等割額は、加入者全員に係る保険料になりますので、全ての方に対して保険料は上がる見込みとなっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 たしか僕の記憶では、僕がいた頃には1人当たりの医療費が年間約102、103万円ぐらいだったのかな、多分もう少し上がっているのではないかなというふうに感じます。110万円を超えているのではないかなと、それはいいのですけれども、あとお伺いしたいのは、特別徴収と普通徴収の割合が、毎年ちょっと見ていて、普通徴収のがやはり大分多いではないですか。1つ聞きたいのは、単純な質問です。特別徴収と普通徴収、業務量としては、どちらの方ほうがよろしいですか。どちらのほうが負担ではないかということです。要するに業務としてですね。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 特別徴収の場合は、主に年金からの天引きという形にはなるのですけれども、特別徴収は年6回の天引きとなるのですけれども、まず4月、6月、8月に、まだ所得が確定していない段階で仮徴収というのが始まるのです。その後8月、10月、12月に本徴収とあって、前年の所得を確定した額に基づいて、その差分を調整して徴収するという形になりまして、天引きし過ぎていて方には還付が発生しますし、足りない方には追加での徴収が発生するという形で、この特別徴収の場合は、毎年8月ごろに多く仮徴収した方に対する還付業務というのが結構発生したりします。

一方、普通徴収の場合は、そういったものはないのですけれども、やはり納税通知書の準備ですとか、口座振替の方、そうでない方、それぞれありますので、その部分の業務の負担はあるのですけれども、やはり一長一短かなという感じはちょっとします。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 僕の感覚では、特別徴収のほうが自動的に年金から天引きしているから、皆さんの業務的には簡素化されているかなと思ったら、今言ったように確定の所得に応じて、次年度の保険料が変動していくと。ただ、高齢者の場合は、働いている人たちではなくて年金暮らしも含めてだから、そんなに多くないのではないかなという。要するに還付の話ですよ。

僕が言いたかったのは、要は業務的にどちらのほうが、多いほうが、皆さんがしっかり業務として緩和されるのか。もし特別徴収であれば、普通徴収にした人たちに対しての、特別徴収に移行する働きかけはどのようになっているのかなということをやっと質問しようと思ったのだけれども、今の話では、どちらも一長一短あるから、そのままいいのではないかなというふうに聞こえるのだけれども、当局の見解はどうですか。

方向性としてですよ。特別徴収に持っていったほうがいいのか。今、係長がおっしゃったように一長一短あるから、何とも言えないような印象だったのですけれども、方向性としてはどうなのですか。介護保険なんか、ほとんど義務化みたいな感じで、ほとんど特別徴収ですよ。確かに年金天引きしないで、いろいろな理由があってやっていない方たちもいますけれども、その辺はどうなのですか。方向性として、ちょっと当局の状況を含めて、今後の方向性として、今のままを維持していくのか、あるいは特別徴収にもう少し重きを置く徴収にしたいのか。今現在の状況でいいですから、当局の見解というのはどんなですか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質問にお答えいたします。介護保険料の場合は、確かにおっしゃるとおり、ほとんどが年金特別徴収ということで認識しているのですが、後期高齢者医療保険料の場合は法律上、いわゆる2分の1判定というものがあまして、これが年金の支給額が介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額が年金支給額の2分の1を超えていると、どうしても年金天引きができないというところがありまして、これで年金特別徴収に移行できないという方も相当数いらっしゃいます。その結果、宜野湾市のほうでは、大体年金特別徴収の方が4割、普通徴収の方が6割という割合になってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の話をもみんなにしてほしかったのです。以上です。

(「1つだけ」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 新年度予算なので、福祉保健の概要の10-4。今、山城委員が言っていた中で、説明の中でありましたけれども、沖縄県の後期高齢者医療保険料率というのがあるではないですか。どうやって算定されるのという、それは大切だと思いますけれども、私の認識の中では、例えば年金がゼロの人、軽減対象ですけれども、ゼロの人にも均等割は発生するのですよね。そういうことですよね。そうすると4万8,440円というのは、これは12か月で割ったら幾らになるということで、負担をしないといけないというので、これは後期高齢者医療が始まったときから、この課題はもう分かっているのですよ。議論にもなったのですよ。お金ないのに均等割を納めないといけないのという、最初そういう話があったのですけれども、これって軽減のする方々は、こんなふうにはならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 岸本委員の御質問にお答えいたします。収入が全くない方についても、おっしゃるとおり、所得割はかからないのですけれども、均等割部分は負担していただく形になります。

ただ、先ほども御説明させていただきました、軽減の措置がありまして、全く収入がない方に関しては、いわゆる7割軽減という形になりまして、均等割額に対して7割軽減になります。したがって、今のケースの場合ですと、4万8,440円の7割引き、つまり1万4,532円、これが年間の保険料となりまして、今現在最も安い年間保険料額が、この水準となります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この均等割というのは、やはり平等に負担してもらうために、これは全国、こっちの基準額が、この額が、全国違うと思うのですけれども、これは全国一律ですか、均等割は。法律で、これは決まっている。いいです。思いつきで聞いていますから、すみません。この辺のことが、やはり市民にちゃんと理解してもらえるように、やはりそこはちゃんと説明できるようにしていただければなということで質疑しましたので、以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点だけ、確認いいですか。ちょっとすみません。予算書から外れます。ちょっと確認させてください。

広域連合のほうで訪問事業、まだ実施していると思うのですけれども、要するに医療費抑制の対策として、重複受診あるいは頻回受診を、レセプトで来たものを対象者に訪問しながら保健指

導していく動きを5年、6年ぐらい前から始めて、すごい実績が出てきているのです。医療費抑制になったのですよ。その中で市町村の関わり、市町村とも多分いろいろ連携しながらやっていると思うのですけれども、今現在は訪問事業を含めて、どのような関わりをしているのかなど。もし広域がやっていないというのであれば、それでいいのですけれども、どのような状況になっているか、離れて5年ぐらいになるから、これは非常に効果が出たのですよ、1年目からすぐ。広域はずっと続けていこうと。おばあちゃんとか、おじいちゃんたちは、病院に遊びに行くような感じで、別のところへ行って、同じ症状の薬をもらったりとか、そういった頻回、重複なんかで、すごく医療費が上がったという、それを抑制したという実績があつて。

あとは、次長、国保との関わりなのですからけれども、いずれ広域に行く、予備軍と言ったらおかしいでしょうか。その人たちではないですか。逆に広域のほうが、74歳以下の健康づくり、対策を、本来だったら出るべきだと思うのですよ、黒字のときに。要は、いずれ自分たちのところに来るではないですか。健康で来てもらいたいのです。そしたら、ここはスタート時点ではいいではないですか。先ほど来、岸本委員が言っているのは、その辺の関わりも全部しっかりやったほうがいいよというのが、一番の多分柱だと思うのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。沖縄県後期高齢者医療広域連合のほうで保健指導を行っておりますが、実績としましては、令和4年度に沖縄県全体では、ごめんなさい。健康長寿訪問指導事業につきましては、令和4年度の対象者が沖縄県全体で575名です。うち宜野湾市は52人が対象となっております。長寿健診フォローアップ事業というものがあつて、そちらのほうは令和4年度に対象者数、沖縄県全体で443人に対して宜野湾市では25名の方が対応されていますが、事業内容としましては、前の月の長寿健診の結果及び対象者を抽出してレセプト情報を確認した上で未治療や治療中断者への医療機関への受診勧奨文書を送付しているというような事業内容で現在行っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この関わりというのは、市町村との関わり、その情報だけを伝えている状況なのですか。それとも例えばこの事業に関して、皆さんの担当課も一緒になって、例えばさっき言った52名の対象者とか、それも含めての動きなのか。あるいは広域連合が単独でやっていますよという情報提供で、独自でばつと動いているのか、その辺の関わりというのはどのようになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。この事業につきましては、広域が委託をして行っておりまして、特に市のほうとは連携はしてなくて、広域単独で事業を行っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この辺だと思うのですよ。だから、情報提供がなくて、やはり一体的な、その広域の、75歳になるまでのものも含めて広域は考えなくてはいけないという。岸本委員にお願いして、その辺は向こうで演説してもらえたらなと思いますけれども、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時07分)

【議題】

議案第25号 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第25号 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第25号についての説明をお願いします。こども政策担当次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、この国の法改正で伴って条例の改正をしないといけない。字句の改めとかという整備が主なのかなと思うのですけれども、この配偶者暴力防止法、DV防止法という、何でそうなったのかという経過みたいなもの、もし把握をしているのであれば御説明いただけたらと思うのですけれども、これはあれでしょう。改正、改正が幾つか、年度ごとに続いてきて、また強化しなくてはいけないという。それが何で法改正に結びついているのかなというふうなことも含めて、経過なり、それからまたこういう犯罪が多くなったからなのか、理由が。説明をお願いしたいなと思います。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。いわゆるDV防止法と言われているのですけれども、こちらは平成13年に制定されまして、当初は配偶者からの身体的な暴力のみが対象だったのですけれども、その後、例えば言葉や態度による精神的な暴力であったりですとか、またその後、元配偶者、現在の配偶者だけではなくて、元配偶者から暴力を受ける場合があるということで、またその後、婚姻関係を結ばなくても同居しているパートナーの方に関しても対象とするなど、何度か改正がされてきたようでございます。

今回の令和6年4月1日からの施行に関しましては、その被害者の範囲がさらに拡大されまして、自由や名誉や財産に対する脅迫を受けた方も被害者として加えるなど、被害者の範囲が拡大されます。また、裁判所が加害者側に接近禁止命令であったりですとか、あと住居からの退去等命令を出すようなのですけれども、そちらが今までは、接近禁止命令につきましては、6か月間接近するなよという命令だったのが、1年間に延長されるなど、保護命令制度の拡充も併せてされてまいります。

また、保護命令違反の罰則も1年以下の懲役又は100万円以下の罰金というところから、今回2年以下の懲役又は200万円以下の罰金というふうに保護命令違反の厳罰化もされます。これに伴いまして、法律全体が、条がかなり整理をされておまして、接近禁止命令と退去等命令が、それ

それ10条の第1項と10条の2になりますので、それに伴いまして、宜野湾市の各2つの条例につきましても、その10条の2という字句を追加することになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはタイトルにも議案の母子及び父子って、要は独り親家庭でしょう。その対象者の方が、この法律に影響される方が多いと。片親だから、受けた方が多かたりするわけだから、この条例が、または字句の訂正とか、そういうのをやらないといけないというふうになったのだらうと思うのですけれども、これってやはりそれ以外にはあまりないということ、それとも宜野湾市がつくっている規則や条例、その中で法改正によって改めなければならない、改正しなくてはならないのは、この部分だけだという理解でいいのですか。ほかにはないですねという話ですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今回の改正に関しまして、1のほうで条例等が変更になりますのは、現在この2本のみになっております。母子家庭の母とかの定義のほうで、私たちは条例のほうで、こういった、この法律の第10条を記載しておりますので、それに基づいて、やはり今回国も変わったことですので、私たちもそれに倣って変更するという形を取っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 このDV防止法は男性にも当てはまりますか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。性別は関係なく適用されますし、同性のパートナー間も発令されたケースがあるということです。

○岸本一徳 委員 以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 新聞とかテレビで、たまにこういうふうな事例があるということで、目を覆いたくなるような非常に悲惨な事件が現実にあるところで、被害者を守るという立場から6か月間を1年間に延長するのはとてもいいことであると思っております。

一方で、退去等命令については、2か月が、そのままこれは2か月間ということでもいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。そうですね。退去等命令につきましては、被害者とともに住む住居から退去することを命じて、当該住居の付近を徘徊することを禁止する命令になっておりますが、こちらにつきましては、申立てにより、6か月間申立てができるという特例が新たに設けられます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、同居しているパートナー2人以上の方が、例えば暴力を振るうとかという、一方で被害に遭うわけです。その被害に遭った方々からの申立てによって、2か月間は別々に暮らす。そして、6か月間は、こちら辺をうろちょろ徘徊するなというふうなことの理解ですか、これは。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** お答え申し上げます。2か月で足りない場合、例えばどうしても6か月間の退去命令が必要だと思われる方は、申立てで最初から恐らくなのですけれども、最初から6か月間の退去等命令が発令されることになるかと思えます。2か月と6か月、通算して8か月ではなくて、最初から6か月間の命令が発せられて、その間に被害を受けた方に関しましては、ここからまた新たな居住先を探して、安全なところに身を移すということを6か月の間にやるものかと思えます。

○**伊佐文貴 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** これは条例だから、そういったことを読み取れる条文とかあるのですか。

○**伊佐文貴 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** お答え申し上げます。母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例や市営住宅設置及び管理条例でもそうなのですが、DV防止法を引用しているのみでございまして、このDV防止法に基づいて保護命令が発せられた方に関しては、戸籍上の婚姻関係が継続していても、医療助成制度であったり、市営住宅に入居できるであったり、そういう対象者としてみなしますという条例になっておりますので、こういった保護命令の何か月間とか、そういう保護命令そのものに関しましては、条例での引用がございません。

○**伊佐文貴 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** あくまでも被害者を救済するというのが目的だと思いますけれども、例えば日頃から暴力を受けている者としては、やはり怖いわけですよ、加害をする人に対する恐怖心というのは計り知れないものがあると思うのです。例えばそれが、こちらにあるのは被害者の申立てによりというのがあって、被害者の申立てがなければ、なかなかこれは表に出ないというのかな、結果的に被害に今遭っている人を私たちは救えなくなる、救えないというのが、もしあるとすれば、この条例、あるいは法とは別の形で救済するという手段をどこかに置いておかななくてはいけないと思うのですけれども、それが私たちの条例の中では、条文化するというのは難しいのかなと思いますけれども、それは基本的な考え方というのは持っていないといけないと思うのです。その辺に対する市としてのお考えというのかな、それがもしあればお願いします。

○**伊佐文貴 委員長** 児童家庭担当主幹。

○**児童家庭担当主幹** お答え申し上げます。今委員がおっしゃるように、このお出ししている条例ではなく、それ以外に一般的にDV被害に遭って困っていらっしゃる方、現に困っていらっしゃるDV被害の方々への支援について私のほうからお答え申し上げますけれども、児童家庭課のほうに女性相談員を、女性に特化した相談がありますけれども、相談員を配置して日々離婚に関する相談だったり、生活困窮、またDVも含めた様々な相談を受け付けております。

その中で、現に今まさに暴力を受けて避難しなければならないという方も、本当にたくさんではないですけれども、現在いらっしゃいます。そういう方々の場合は、基本的には沖縄県が持っているシェルターの方に一時保護、一時避難をしていただくところで手はずを整えて、いろいろな調整をするのが私たちの役割ではあるのですけれども、またその中で、今すぐ避難ではないけれども、こういう保護命令をきちんと申し立てて、相手側ときちんとした話し合いをしていきたいよという場合の相談を私たちは受け付けているのです。

そういった場合に、うちの女性相談員のほうで一旦状況をいろいろお伺いして、状況を整理して、実は接近禁止命令だったり、保護命令を出すのは裁判所ですので、御本人さんが裁判所に申

し立てないといけないのですけれども、非常に中身が細かくて、書くものがすごく複雑らしいのです。それで、うちの女性相談員のほうで、そこら辺も一緒に書くものの支援をしたり、また中部にあります、配偶者暴力相談支援センター、配暴センターと言われている、これに特化した相談、また場所がありますので、そちらに一緒に同行をして、この申立てができるような同行支援をやったり、裁判所へ一緒に行ったりとか、そういったところの支援を行いながら、今まさに支援が必要な方々へ寄り添うような形でやっております。以上です。

○伊佐哲雄 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。このように、この条例で法的に有効になるという、この接近禁止令とか、そういうものが条文に載ってくるというのは、すぐDVの被害に遭っている女性たちにとっては、すごくいい条例になると思います。

やはり的確に早期発見、早期対応していくということは、とても大切なことだと思いますので、ぜひまた児童家庭課のほうでも相談を受けながら、そして本当にシェルター、沖縄市のほうに保護施設がありますので、そういうところで、また一番大切なのは、DV被害とか、そういうものに対して、一番被害を被るのは子供たちだったりするのですよね。子供たちへの虐待というのが、関連する部分がありますので、ぜひこういう条例もしっかりなされて、保護を強化していただきたいと私は思います。本当に喜ばしい条例だと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 せっかく普天間課長が見えているので、少し聞きたいのですけれども、すみません。課長のところの市営住宅の中にも今回入居者の資格ということで、字句の追加が出てくるといことなのですけれども、その増えたわけではなく、追加された言葉ではないのですけれども、第6条で、市営住宅に入居することができる者は、すみません。新旧対照表の20ページです。

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。具備するとは、必要なものや事柄を十分に備えていることということで、今、言葉を確認したのですけれども、これは入るときの入居者資格なのですけれども、それをしっかりと守らないと入れないですよということの位置づけなのかなと思っているのですけれども、逆にこの入っている方がこれを侵した場合、要するにDVの被害を受けた、もしくは起こした場合、この資格者ではなくなるということになるのですけれども、何かこれはあるのですか。今回のものに対して、この入居者の資格に、それを守らないといけないということだと思っはいるのですけれども、出ないといけなくなるとか、何か入居資格がなくなるということになるのかなと思ったりするのですけれども、何かこれに続いての言葉ってあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 建築課長。

○建築課長 入居者の資格については、今、棚原委員からお話のとおり、必要な具備する条件という形になっています。これについては、申込みをする方の条件になってきます。申込みをするとき、1号と2号を略しているのですけれども、6条1項1号、1号が市内在住者、2号が市税の完納者というふうになっておりまして、この1項の3号が、最初にありまして、市営住宅

に募集される方は、単身での入居申込みは原則できません。現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

今回のDVの条件というのは、ただし書きに記載されている内容です。ただし書きもちょっと省略させていただいているのですけれども、保護受給者であったり、身体障害者であったり、そういった方々については、同居人がいらっしゃらなくても単身で入居、申込み、また当選された場合は入居ができますという条件づけがあります。

それも踏まえてなのですけれども、入居している方が、そういったDV被害、今回の法律の規定に被害者になった場合、その被害を受けている状況と入居申込みと、あと入居している状態というのは、一旦権利は得られていますので、その方が世帯主である間は入居は継続して、そういったDV被害を受けた方でも入居というのはできる形になります。これは問題ないです。今回は単身者の場合の例外規定です。

あと、ちょっと加えてですけれども、例ですけれども、母親がいて、DVを受けていて、お子さんがいるという形は同居人がいらっしゃいますので、通常どおり一般入居の1号、2号の規定、市内在住者であることと、あと税の完納者の条件を満たしていれば、それで同居親族がいらっしゃれば、DV被害を受けている方でお子さんがいらっしゃる方は、入居の申込みは通常どおり一般世帯と同じように入居申込みができる形となっております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 あくまでも今回は入居の資格の中にとのことですね、実際は。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時33分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時35分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時35分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時29分)

【議題】

議案第2号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第5号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第2号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第5号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上3件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第10号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

議案第13号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算

議案第14号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第10号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計予算、議案第14号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第24号 宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について

議案第25号 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第26号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第24号 宜野湾市災害見舞金品等給付条例の一部を改正する条例について、議案第25号 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第26号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第28号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上5件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第35号 小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

議案第36号 小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第35号 小・中学校教師用教科書及び指導書購入に係る物品の取得について、議案第36号 小学校教師用デジタル教科書及び指導書購入に係る物品の取得について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第36号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時35分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時36分)

【議題】

陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情

○伊佐文貴 委員長 継続審査となっております陳情第25号 宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「委員長」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 ただいま委員長が報告いたしました、宜野湾市教育施設包括的業務委託の地元建設企業への発注についての陳情に対し、ぜひ包括的民間委託に関わる業務が癒着のないように、そして健全な運営をしてほしいということをつけ加えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「休憩」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時37分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時37分)

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひします。この陳情に対して、包括的民間委託に関わる業務が健全な運営をしてほしいということで、それをお願いして、賛成したいと思います。お願いいたします。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 それでは、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより陳情第25号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時38分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時38分)

【議題】

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

請願第 7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願

陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第 5号 母子生活支援施設設置について

陳情第 8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、請願第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について、以上10件を一括して議題といたします。

本10件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 継続審査となっております議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

審査期限延期についてお諮りいたします。本件については3月6日までに審査が終わるよう期限が付されておりますが、本件については、なお慎重に審査する必要から3月22日までに審査期限を延長するよう議長に要求したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時41分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年3月19日（火）4日目

午後 1時00分 開議

午後 1時06分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	伊佐文貴
委員	棚原明
委員	座間味万佳
委員	伊佐哲雄

副委員長	—
委員	松田朝仁
委員	山城康弘
委員	岸本一徳

○欠席委員（1名）

副委員長	屋良千枝美
------	-------

○紹介委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐直樹
------	------

○審査順序

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第455回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年3月19日（火）第4日目

○伊佐文貴 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会の4日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午後1時00分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後1時00分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後1時00分）

○伊佐文貴 委員長 ただいま議案第21号に対して、座間味万佳委員ほか1名から修正案が提出されました。

よって、これを本案と併せて議題とし、修正案に対する提出者の説明を求めます。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてに対する修正案の提出をいたします。

修正内容といたしまして、議案書10ページの表中にもありますけれども、議案書の中では宜野湾市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人選定委員会と宜野湾市教育施設等包括管理業務委託業者選定委員会の設置についてありますが、こちらを修正案は、宜野湾市教育施設等包括管理業務委託業者選定委員会のみ
に改めるように修正をするように修正案を提出いたします。

○伊佐文貴 委員長 本修正案に対する質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 質疑もないようでありますので、質疑を終わり、討論に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

まず、修正案に反対、原案に賛成の討論を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 原案に賛成し、修正案に反対する立場から述べたいと思います。

議案の内容からしても分けて審議する必要性はなく、このような条例化を先延ばしするような行為は、行政の運営にブレーキをかけ、市民への影響も懸念される理由から、原案に賛成し、修正案に反対いたします。

詳細は本会議場で行ってまいります。皆さんの良識ある判断をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 次に、修正案に賛成、原案に反対の討論を許します。

(「なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後1時04分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後1時05分)

○伊佐文貴 委員長 これより議案第21号に対し、座間味万佳委員ほか1名から提出された修正案について挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○伊佐文貴 委員長 賛成少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決いたします。原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伊佐文貴 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午後 1時06分)